

経済施策を一体的に講ずることによる 安全保障の確保の推進に関する法律案 用例集

第一条（目的関係）	1
● 「国際情勢の複雑化に伴い」の用例	1
● 「社会経済構造の変化（等）に伴う（伴い）」の用例	1
● 「するためには、～ことに鑑み」の用例	1
● 「経済活動」の用例	1
● 「関して行われる」の用例	2
● 「国家及び国民の安全」の用例	2
● 「安全を害する行為」の用例	2
● 「未然に防止する」の用例	2
● 「重要性が増大している」の用例	3
● 「経済施策」の用例	3
● 「基本的な方針を策定する」の用例	3
● 「物資の供給」の用例	4
● 「安定的な供給」の用例	4
● 「役務の安定的な提供の確保」の用例	4
● 「技術の開発支援」の用例	5
● 「～に関する施策」（施策の内容を指しているもの）の用例	5
● 「施策を総合的かつ効果的に推進する」の用例	5
第二条（基本方針関係）	6
● 「推進に関する基本的事項」の用例	6
● 「実施に関する基本的事項」の用例	6
● 「確保に関し～関する事項」の用例	7
● 「推進すべき～基本的（な）事項」の用例	8
● 「施策に関する基本的事項」の用例	8
● 「推進に関し必要な事項」の用例	9
第三条（内閣総理大臣の勧告等）関係	10
● 内閣総理大臣が関係行政機関の長に対して資料の提供等を求める用例	10
● 関係行政機関の長が資料又は情報の提供及び説明を行うことを求める用例	10
● 内閣総理大臣が関係行政機関に勧告を行うことの用例	10
● 関係行政機関の長に対し情報を提供することができる用例	11
第四条（関係行政機関の協力）関係	12
● 全体構造の用例	12
第五条（国の責務）関係	13
● 「基本方針に即して」の用例	13
● 「国は～推進する責務を有する」の用例	13
● 「国は～必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」の用例	13
第六条及び第八条関係（安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針関係）	14
● 安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針の構造的な用例	14

第六条（安定供給確保基本指針関係） 18

- 「～基本的な方向に関する事項」を定めている用例 18
- 「実施すべき（する）施策に関する事項」を定めている用例 19
- 「～を作成する際の基準となるべき事項」の用例 19
- 「～に関して～が果たすべき役割に関する（基本的な）事項」の用例 20
- 「円滑化（の基本的な方向）に関する事項」の用例 20
- 「事項（～事項を含む。）」の用例 21
- 「特別の対策を」の用例 21
- 「指定に関する基本的な事項」の用例 21
- 政令で定める事項（区域）の基準・考え方をあらかじめ方針（指針）で定めている用例 22
- 「～に当たって配慮すべき（基本的な）事項」の用例 23
- 「前各号に掲げるもののほか、～に関し必要な事項」の用例 24
- 基本指針を定める際に閣議決定を求める用例 24
- 「産業構造」の用例 25
- 振興措置に係る基準（指針）を定めようとするときに「学識経験者（知見を有する者）の意見を聴かなければならない」ことを規定している用例 25
- 「第〇項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本〇〇を公表しなければならない」の用例 25

第七条（特定重要物資の指定関係） 27

- 物資を政令で定めている用例 27
- 「政令で」「指定するものとする」の用例 27
- プログラムを有体物に含める用例 27
- 「設備、機器、装置、プログラム」についての用例 28
- 原材料と機器等を並列に記載している用例 28
- 「～し、又は～するおそれがある場合において、～ときは」の用例 28
- 「生産基盤の整備」の用例 29
- 「供給源の多様化」の用例 29
- 「技術の導入」の用例 29
- 「技術の開発」の用例 30
- 「技術の改良」の用例 30
- 「使用の合理化」の用例 30
- 「代替する（となる）～の開発」の用例 31
- 「依存を低減する」の用例 31

第八条（安定供給確保取組方針関係） 32

- 「前条の規定により指定された」の用例 32
- 「～に基づき、～に関し、～方針を定めるものとする」の用例 32
- 「その所管する事業」の用例 33
- 「個別の〇〇」を「以下「個別〇〇」という。」と定義語を置いている用例 33
- 「～基本的な方向に関する事項」を定めている用例（再掲） 34
- 「実施すべき（する）施策に関する事項」を定めている用例（再掲） 34
- 「取組の内容に関する事項」を定めている用例 35
- 「～を行うべき期間（期限）」の用例 35
- 「～に関して～が果たすべき役割に関する（基本的な）事項」の用例（再掲） 35
- 「～に当たって配慮すべき事項」の用例（再掲） 36

● 「前各号に掲げるもののほか、～に関し必要な事項」の用例（再掲）	36
● 「～の案を作成（しよう）するとき、あらかじめ、～に協議しなければならない」の用例	37
第九条～第十一条（供給確保計画の認定関係）	38
● 事業者の計画を認定する用例（認定の規定、記載事項、認定要件等）／認定に当たり関係行政機関の長に協議する用例	38
● 認定に際して、「関係行政機関の長に協議しなければならない」と定めている用例	40
● 二以上の者が共同して申請する場合の用例	40
● 「～の内容及び実施期間」の用例／「～の実施体制」の用例／計画の認定要件として情報管理に関する内容を含めている用例	41
● 競争に係る要件を課している用例	42
● 計画に記載すべき事項を省令で定めている用例（「その他主務省令で定める事項」の用例）	42
● 「認定をしたときは～通知するものとする」の用例	43
● 「この限りでない」の用例	43
第十二条（定期の報告関係）	44
● 毎年度認定した計画等の実施状況の報告を求めている用例	44
第十三条～第二十五条（株式会社日本政策金融公庫法の特例関係）	45
● 骨格的な用例／「基本的な方向に関する事項」の用例／「～の資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（～）及び～指定金融機関が果たすべき役割に関する事項」の用例	45
● 指針において「株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割」について定めている用例	45
● 「事業の内容（及び～）に関する事項」の用例	46
● 「～の内容及び（その）実施体制に関する事項」の用例	47
● 「（事業の）実施体制に関する事項」の用例	47
● 「～の実施に関し必要な事項」の用例	48
● 「～を作成（しよう）するとき、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない」の用例	48
● 「～方針（指針）を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」の用例	48
● 株式会社日本政策金融公庫法の特例の用例	48
● 株式会社日本政策金融公庫法の適用の用例	51
● 「「経済産業大臣」とあるのは、「～大臣」とする」の用例	53
● 「（指定）申請書その他主務省令で定める書類」の用例	54
第二十六条（中小企業者の定義関係）	56
● 中小企業者の定義を置いている用例	56
第二十七条（中小企業投資育成株式会社法の特例関係）	57
● 中小企業投資育成株式会社法の特例の用例	57
第二十八条（中小企業信用保険法の特例関係）	58
● 中小企業信用保険法の特例の用例	58
第二十九条（特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係）	60
● 公正取引委員会との関係の用例	60

● 「～項の認定をしたもの」の用例	60
第三十条（特定重要物資等に係る関税定率法との関係）	62
● 条文全体の構造的な用例	62
● 「～に関する事務を所掌する大臣」の用例	64
● 行為の概要を公表することを規定している用例	64
第三十一条～第四十三条（安定供給確保支援法人関係）	65
● 全体構造の用例（株式会社日本政策金融公庫法の特例の用例）（再掲）	65
第三十一条（安定供給確保支援法人関係）	67
● 全体構造の用例	67
● 「定めるところにより～できる」の用例	68
● 物資（商品）ごとに指定法人の指定を行っている用例	69
● 「ごとに～として指定することができる」の用例	70
● 複数の主務大臣が法人を指定している用例	70
● 欠格事由において「二年を経過しない者」としている用例	72
● 主務大臣が単一法人の支援基準を定める用例	72
● 指定法人（又は補助金交付を行う独立行政法人）の業務を規定する用例	73
第三十二条（安定供給確保支援法人の指定の公示関係）	74
● 全体構造の用例	74
第三十三条（安定供給確保支援業務規程関係）	75
● 全体構造の用例	75
● 業務規程の定めるべき事項を詳細に定めている用例	75
第三十四条（安定供給確保支援法人基金関係）	76
● 基金の用例	76
● 「基金を設け、～充てるものとする」の用例	77
● 「国は、～基金に充てる資金を補助することができる」の用例	78
● 基金の運用方法を制限する規定の用例	78
● 「～の規定により補助を受けた」の用例	79
● 国会への報告を規定している用例	80
第三十五条（事業計画等関係）	81
● 全体構造の用例	81
第三十六条（区分経理関係）	82
● 全体構造の用例	82
第三十七条（秘密保持義務関係）	83
● 指定法人の守秘義務に関する用例	83
第三十八条（帳簿の記載関係）	84
● 全体構造の用例	84

第三十九条（監督命令関係）	85
● 全体構造の用例	85
第四十条（業務の休廃止関係）	86
● 全体構造の用例	86
第四十一条（指定の取消し等関係）	88
● 全体構造の用例	88
● 「～を行う必要がないと認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる」の用例	88
● 指定が取り消された場合に、主務大臣が指定する法人に業務を引き継ぐ用例	88
第四十二条（安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務関係）	89
● 全体構造の用例	89
● 「大臣は、～のうち～ものを～として（に）指定することができる」の用例（構造的な用例）	90
● 「指定に係る～業務」の用例	90
● 独立行政法人を指定している用例	91
● 定義規定を置いた用語について、一部の条文に限り、用語の範囲を限定している用例	92
第四十四条（特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等関係）	95
● 全体構造の用例	95
● 「大臣は、（～のうち～ものを）～として（に）指定することができる」の用例（構造的な用例）	95
● 「は～認めるときは～することができる」の用例	95
● 「指定を（しようと）するときは、～大臣と協議しなければならない」の用例	96
● 内閣の首長たる内閣総理大臣を関係行政機関の長と分けて記載している用例	97
● 「指定の事由がなくなつたと認めるときは」の用例	97
● 「指定を解除する」の用例	97
● 政府又は〇〇大臣が「～必要な措置を講じるものとする」の用例	98
● 定義規定を置いた用語について、一部の条文に限り、用語の範囲を限定している用例	98
● 他法に基づく物資及び資材の備蓄とは相互に兼ねることができる旨の規定の用例	100
● 国が所有する物資を時価よりも低い対価で譲渡する用例	101
第四十五条（施設委託管理者関係）	102
● 全体骨格の用例	102
● 施設（国の行政財産）の管理を委託し、その委託先への監督権限等を規定している用例	102
● 施設に敷地・土地を含んでいる用例	106
第四十七条（資金の確保関係）	108
● 資金の確保（訓示規定）の用例	108
第四十八条（報告の徴収関係）	109
● 全体構造の用例	109
● 「応じるよう努めなければならない」の用例	109
第四十九条（特定社会基盤役務基本指針）関係	111
● 全体構造の用例	111
● 指針に「・・・に当たって配慮すべき事項」を定めることとしている用例	111

● 基本指針（基本方針）を閣議決定することとしている用例	111
● 基本指針（基本方針）に「・・・の防止に関する基本的な方向」「・・・の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）」「勧告及び命令に関する基本的な事項（・・・の具体的内容に関する事項を含む。）」「前各号に掲げるもののほか、・・・に関し必要な事項」を定めることとしている用例	111
● 「閣議の決定を求めるものとする」としている用例	112
● 基本方針に基づき指針を定めることとしている用例	112
● 基本指針（基本方針）の名称に「防止」を含むこととしている用例	113
● 「・・・の防止による・・・の確保（保全）」としている用例	113
● 基本指針（基本方針）に「（規定）の・・・の指定に関する基本的な事項」を定めることとしている用例	113

第五十条（特定社会基盤事業者の指定）関係 114

● 「〇〇大臣は、・・・者のうち（について）、・・・者を・・・事業者として指定することができる。」としている用例	114
● 対象となる事業について、法律で列記したもののうちから政令で定めることとしている用例	114
● 「役務の提供を行うもの（事業）」としている用例	115
● 「国民生活及び経済活動の基盤となる××」としている用例	115
● 「国民生活及び経済活動の基盤・・・であって、その安定的な提供に支障が生じた（機能が停止し、又は低下した）場合に・・・を生ずるおそれがあるもの（おそれが生ずるもの）」としている用例	116
● 「その（役務の）安定的な提供」としている用例	116
● 「国家及び国民の安全」としている用例	117
● 「～を損なう事態を生ずるおそれ」としている用例	117
● 「その使用する××」としている用例	117
● 「設備、機器、装置又はプログラムであって、・・・ものとして〇〇省令で定めるものをいう。」としている用例	118
● 「役務の・・・提供を妨害」としている用例	118
● 「の手段として使用される」としている用例	118
● 「使用されるおそれがある」としている用例	118
● 「ものとして〇〇省令で定める基準に該当する者」としている用例	119
● 公示によって指定の効力が生ずることを規定し、かつ公示の方法を法律上官報（公報）と規定していない用例	119
● 指定する場合の手續規定の用例	119
● 公告（公示）の内容として「承認（指定）に係る事業の種類」を規定している用例	119

第五十一条（指定の解除）関係 121

● 「〇〇大臣は、・・・が・・・基準に該当しなくなつたと認めるとき（適合しなくなつたとき）は、・・・指定を解除するものとする。」としている用例	121
---	-----

第五十二条（特定設備の導入等）関係 122

● 第一項、第三項、第四項、第八項の全体構造の用例	122
● 「政令で定める者・・・当該政令で定める者」の用例	123
● 「場合であって～省令で定める場合を除く」の用例	123
● 「～は、・・・に関する計画を作成し、〇〇大臣に届け出なければならない」としている用例	124
● 「設備」の「導入」としている用例	124
● 「他の事業者から」としている用例	124

● 「～から導入（購入）」としている用例	125
● 「設備（設備等）の導入を行い（行う）」としている用例	125
● 「行い又は・・・行わせ」としている用例	125
● 「～に委託して～を行わせ」としている用例	126
● 「設備の維持管理」としている用例	126
● 「設備の機能を維持するために重要（必要）」としている用例	126
● 「～を通じて～が～される」としている用例	126
● 「設備の操作」としている用例	127
● 「主務省令で定めるところにより、・・・主務省令で定める書類を添付して、～を主務大臣に届け出なければならない」としている用例	127
● 「導入に関する計画」と規定した上で「導入等計画（導入計画）」と略称を設けている用例	127
● 第二項柱書の全体構造の用例	127
● 「設備の概要」としている用例	127
● 「導入の内容及び時期」としている用例	128
● 役務の性質（継続性の有無）に応じて時期と期間を使い分けている用例	128
● 「管理の委託の（管理の）内容及び（又は）期間」としている用例	129
● 新たな追加以外を含めた意味で「変更を加え」を用いている用例	129
● 「〇〇（法に基づき作成が義務付けられた書類）に変更を加え」としている用例	129

第五十三条（特定重要設備の導入等に関する経過措置関係） 130

● 「・・・の規定は、・・・者については、・・・間は、適用しない」の用例	130
● 「・・・者については、・・・から六月間は、・・・に関する限り、（・・・の規定は）適用しない」の用例	130
● 「指定の日から×月間は、（・・・の規定は、）適用しない」の用例	130
● 「・・・の規定は、・・・を定める（省令）の改正により新たに・・・となった・・・については、当該・・・が・・・となった日から×月間は、適用しない」の用例	131

第五十四条（導入計画書の変更等）関係 132

● 「事業者は、・・・〇〇省令で定める重要な変更をしようとするときは、〇〇大臣に届け出なければならない。」としている用例	132
● 「・・・前に、・・・について変更しようとするときは、・・・なければならない。」の用例	132
● 「期間の終了前に」の用例	132
● 変更内容の重要性に応じて、事前届出、事後届出等の手続を書き分けて規定している用例	132

第五十五条（特定基幹設備の導入等後等の勧告及び命令）関係 134

● 条見出しにおいて「～後等の勧告及び命令」としている用例	134
● 全体構造の用例	134
● 事業所管大臣が事前に確認したものについて、事後的にも命令することを認めている用例	134
● 「できることとなった」の用例	135
● 「国際情勢の変化」としている用例	136
● 「～の変化その他の事情の変更により」としている用例	136
● 「事情の変更により・・・と認めるに至ったときは」としている用例	136
● 「・・・は、～の規定による届出があった場合において当該（その）届出に係る～が・・・おそれがあると認めるときは、当該（その）届出をした××に対し、・・・必要な措置をとるべきこと（とるこ）を勧告することができる。」としている用例	137
● 「××され、又は××されるおそれ大きい（おそれがあり）」としている用例	137

第五十六条（勧告及び命令の手続等）関係 138

- 「〇〇大臣は、・・・の規定による勧告（通告）をし、又は・・・の規定による命令をしようとするとき（場合）は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。」としている用例 138
- 「・・・に定めるもののほか、・・・勧告の手続その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。」としている用例 138

第五十七条（主務大臣の責務）関係 139

- 条見出しにおいて「主務大臣の責務」としている用例 139
- 「〇〇大臣は、・・・情報を（・・・）提供しよう努めるものとする。」としている用例 139
- 国が事業者に対し情報を提供することができる用例 139

第五十八条（報告の徴収等）関係 140

- 全体構造の用例 140

第五十九条（資料の提出等の要求）関係 141

- 全体構造の用例 141

第六十条（特定重要技術研究開発指針関係） 142

- 「××大臣は、・・・に関する基本指針を定めるものとする。」としている用例 142
- 基本指針（基本方針）に「・・・に関する基本的な方向」「・・・の指定に関する基本的な事項」「前各号に掲げるもののほか、・・・に関し必要な事項」を定め、閣議決定することとしている用例 142
- 指針に「・・・に当たって配慮すべき事項」を定めることとしている用例 142
- 基本方針に基づき指針を定めることとしている用例 143
- 基本指針（基本方針）に「（規定）の××の××に関する基本的な事項」を定めることとしている用例 143
- 「研究開発の促進」としている用例 144
- 「研究開発の××及びその成果の活用」としている用例 144
- 「適切な活用を図る」としている用例 144
- 「××に規定する××の指定」としている用例 144
- 「内外の社会経済情勢及び××の動向」としている用例 145
- 「研究開発の動向」としている用例 145

第六十一条（国の施策関係） 146

- 「重要なもの」としている用例 146
- 「なり得る」としている用例 146
- 「先端的な技術」としている用例 146
- 「不当に利用」としている用例 146
- 「技術を用いた××」としている用例 147
- 「物資若しくは役務」としている用例 147
- 「依存」としている用例 147
- 「行為によって××場合において」としている用例 148
- 「安定的に」としている用例 148
- 「××を生ずるおそれがあるもの」としている用例 148
- 「研究開発の促進」としている用例 148
- 「研究開発の××及びその成果の活用」としている用例 148
- 「適切な活用を図る」としている用例 149

- 「図るための指針を××定めるものとする」としている用例 _____ 149
- 「必要な資金の確保、～その他の措置を講ずるよう努めるものとする」としている用例 _____ 149
- 「必要な情報の提供～その他の（必要な）措置を講ずるよう努めるものとする」としている用例 _____ 149
- 「人材の養成及び資質の向上」としている用例 _____ 149

第六十二条（協議会関係） _____ 151

- 協議会を組織するとともに、その構成員に守秘義務を課している用例 _____ 151
- 協議会の組織において庶務を処理する者を規定していない用例 _____ 152
- 「資金を交付する」としている用例 _____ 152
- 「××する各大臣」としている用例 _____ 152
- 「者を代表する者」としている用例 _____ 152
- 「××として相当と認められる者」としている用例 _____ 153
- 「代表する者の同意を得て」としている用例 _____ 153
- 「情報の収集、整理及び分析」としている用例 _____ 153
- 「促進のための方策」としている用例 _____ 153
- 「内容及び成果」としている用例 _____ 154
- 「成果の取扱い」としている用例 _____ 154
- 「情報を適正に管理するために必要な措置」としている用例 _____ 154
- 「情報の適正な管理」としている用例 _____ 154
- 協議会において構成員に協力を求め「この場合において、当該構成員は、～。」としている用例 _____ 155
- 「資料の提供、説明、～」としている用例 _____ 155
- 協力の求め等に対して「××に××よう努めるものとする。」としている用例 _____ 155
- 協力の求めを行う相手方を複数規定しその相手方の対応を規定している用例 _____ 156
- 「構成員であるものを除く。」としている用例 _____ 156

第六十三条（指定基金関係） _____ 157

- 「大臣は、××基金として指定することができる。」としている用例 _____ 157
- 「大臣は、××に基づき、××として指定することができる。」としている用例 _____ 157
- 「国は、予算の範囲内において、××基金に充てる資金を補助することができる。」としている用例 _____ 157
- 「国は、××大臣が指定するもの～を補助することができる。」としている用例 _____ 157
- 「××は、××の指定をするときは、あらかじめ、××に協議しなければならない。」としている用例 _____ 157
- 内閣総理大臣が財務大臣や関係行政機関の長に協議している用例 _____ 158
- ××大臣が××大臣やその他関係行政機関の長に協議している用例 _____ 158
- 「当該××に係る××」としている用例 _____ 159
- 「大臣は、××と共同して、」としている用例 _____ 159
- 「××から××までの規定は、××協議会について準用する。この場合において、××とあるのは、××と読み替えるものとする。」としている用例 _____ 160
- 読み替えにおける項の規定順の参考とした用例 _____ 160

第六十四条（調査研究関係） _____ 162

- 「××は、～を図るために必要な調査及び研究を行うものとする」としている用例 _____ 162
- 「××は、××を、その××を適切に実施することができるものとして××で定める基準に適合する者に委託することができる」とした上で守秘義務を課している用例 _____ 162
- 法律等において委託の相手方に係る基準を規定している用例 _____ 162

● 「者（法人に限る。）」としている用例	163
● 「内外の社会経済情勢及び××の動向」としている用例	163
● 「専門的な調査及び研究」としている用例	163
● 「情報を収集し、整理し、及び保管する」としている用例	164
● 「内外の連携」としている用例	164
● 「情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足る能力を有すること」を基準としている用例	164
● 国の業務を委託することができると規定し、当該受託者に守秘義務を課している用例	164
● 名称を定義した上で、その事務を「当該委託」として受けている用例	165
● 「関係行政機関の長は、委託を受けた者からの求めに応じて、必要な情報及び資料の提供を行うことができる」としている用例	165

第六十五条（特許出願非公開基本指針）関係 166

● 全体構造の用例	166
● 基本指針（基本方針）を閣議決定することとしている用例	166
● 基本指針（基本方針）に「・・・に関する基本的な方向」「・・・に関する基本的な事項「前各号に掲げるもののほか、・・・に関し必要な事項」を定めることとしている用例	166
● 「閣議の決定を求めるものとする」としている用例	167
● 基本方針に基づき指針を定めることとしている用例	167
● 「明細書、特許請求の範囲又は図面」としている用例	167
● 「公にすることにより」としている用例	168
● 「行われる行為」としている用例	168
● 「国家及び国民の安全」としている用例	168

第六十六条（内閣総理大臣への送付）関係 168

● 「特許庁長官は、××に送付」としている用例	168
● 「技術の分野～に属する発明」としている用例	169
● 「××協定第○条に規定する～分類」としている用例	169
● 「これに準じて」としている用例	170
● 括弧外の事項を括弧内で政令に定める条件に該当する場合に、政令の要件に該当するものに限ることとしている用例	170
● 「産業の発達」としている用例	170
● 「政令に定める要件に該当する」としている用例	171
● 「政令で定める要件」としている用例	171
● 「技術の水準」としている用例	172
● 「××の状況」としている用例	172
● 「～ないことが明らかであると認めるときは」としている用例	172
● 「前項と同様とする。～も、同様とする。」としている用例	173
● 「～の区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める～のうち最も～」としている用例	173
● 「翻訳文が提出された」としている用例	173
● 「特許出願の分割の日」「出願の変更の日」としている用例	173

第六十七条（内閣総理大臣による保全審査）関係 175

● 「発明の内容」としている用例	175
● 「あらかじめ、××の同意を得なければならない」としている用例	175

● 「あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる」としている用例	175
● 「××に關与する〇〇」としている用例	175
● 「正当な理由がなく、～秘密を漏らし、又は盗用してはならない」としている用例	176
● 「××をしようとする場合には」としている用例	176
● 「通知を受けた日から××日以内」としている用例	176
● 「××が相当でないと認めるときは、～ことができる」としている用例	176
第六十八条（審査中の発明公開の禁止）関係	177
● 「～までの間は××してはならない」としている用例	177
● 「特許出願を放棄し、～又は」としている用例	177
第六十九条（保全審査の打ち切り）関係	178
● 「違反したと認めるとき」としている用例	178
● 「不当な目的でみだりに××をしたと認めるとき」としている用例	178
● 「〇〇を却下するものとする」としている用例	178
第七十条（保全指定）関係	179
● 「審査の結果、～と認めたときは」としている用例	179
● 「指定をするときは、当該指定の日から指定の日から起算して〇年を超えない範囲内においてその～期間を定める」としている用例	179
● 「××で定めるところにより、〇年を超えない範囲内において～期間を延長する」としている用例	179
第七十一条（保全指定をしない場合の通知）関係	180
● 「旨を通知するものとする」としている用例	180
第七十二条（特許出願の取下げ等の制限）関係	181
● 「～までの間は、××ことができない」としている用例	181
● 「特許出願を放棄し、又は取り下げる」としている用例	181
第七十三条（保全対象発明の実施の制限）関係	182
● 「××を〇〇から示された者」としている用例	182
● 「××の防止の観点から」としている用例	182
● 「××のために必要な条件を付することができる」としている用例	182
● 「～に付された条件に違反」としている用例	183
第七十四条（保全対象発明の開示禁止）関係	184
● 「正当な理由がある場合を除き、××してはならない」としている用例	184
第七十五条（保全対象発明の適正管理措置）関係	185
● 「情報の取扱い」としている用例	185
● 「情報の漏えい防止のために」としている用例	185
● 「～のために必要かつ適切なものとして」としている用例	185
● 「措置を講じさせなければならない」としている用例	185
● 「××の指示に従い、～なければならない」としている用例	185
第七十六条（発明共有事業者の変更）関係	187
● 「××に新たに～を認める」としている用例	187

● 「あらかじめ、～の承認を受けなければならない」としている用例	187
● 「～ときは、遅滞なく、××に〇〇を届け出なければならない」としている用例	187
● 「変更の内容を届け出なければならない」としている用例	187
第七十七条（保全指定の解除等）関係	189
● 「継続する必要がないと認めるとき」としている用例	189
● 「指定を解除する」としている用例	189
● 「又は××の期間が満了したとき」としている用例	189
第七十八条（外国出願の禁止）関係	190
● 「日本国内でした」としている用例	190
● 「～を受けた場合を除き」としている用例	190
第七十九条（外国出願の禁止に関する事前確認）関係	191
● 「××し得る〇〇」としている用例	191
● 「××しようとする者は、〇〇に対し、～について、確認を求めることができる」としている用例	191
● 「遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする」としている用例	191
● 全体構造の用例	191
第八十条（損失の補償関係）関係	193
● 全体構造の用例	193
第八十一条（後願者の通常実施権関係）関係	194
● 全体構造の用例	194
第八十二条（特許法等の特例）関係	195
● 「～した場合には、～ものとする。」としている用例	195
● 「～した場合における××の規定の適用については、同項中 A とあるのは B とする。」としている用例	195
● 「～時又は～時のうちいずれか遅い時」としている用例	195
● 「～日から～を経過した日」としている用例	195
第八十三条（勧告及び改善命令）関係	197
● 全体構造の用例	197
第八十四条（報告徴収及び立入検査）関係	198
● 全体構造の用例	198
第八十五条（送達）関係	199
● 「送達する書類」としている用例	199
第八十六条（主務大臣等）関係	200
● 全体構造の用例	200
● 「前章第×節」としている用例	200
● 「製造、輸入又は販売の事業」の用例	200
● 「事業を所管する大臣」の用例	201

第八十七条（権限の委任）関係 202

- 「この章の規定に定める主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を～に委任することができる」としている用例 202
- 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。」としている用例 202

第八十八条（行政手続法の適用除外）関係 203

- 全体構造の用例 203

第八十九条（経過措置）関係 204

- 全体構造の用例 204

第九十条（国際約束の誠実な履行）関係 205

- 全体構造の用例 205

第九十一条（命令への委任）関係 206

- 全体構造の用例 206

第九十二条関係 207

- 「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、××年以下の懲役若しくは××万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」としている用例 207
- 「二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」としている用例 207
- 「××の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、～たとき」としている用例 207
- 「××の罪の未遂は、罰する」としている用例 208
- 「××の罪は、日本国外においてこれらの×の罪を犯した者にも適用する」としている用例 208

第九十三条関係 209

- 「～に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、××年以下の懲役又は××万円以下の罰金に処する」としている用例 209

第九十四条関係 210

- 「～に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」としている用例 210
- 「××の規定に違反して××をしたときは、当該違反行為をした者は、××年以下の××又は××万円以下の罰金に処する」としている用例 210

第九十五条関係 211

- 「次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」としている用例 211
- 「××の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者」としている用例 211

第九十六条関係 212

- 「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する」としている用例 212
- 「××の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき」としている用例 212

- 「××の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき」としている用例 212
- 「××の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」としている用例 212
- 「××の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」としている用例 213

第九十七条関係 214

- 全体構造の用例 214

第九十八条関係 215

- 「当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する」としている用例 215
- 「××の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき」としている用例 215

第九十九条関係 216

- 独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反した場合の罰則の用例 216
- 独立行政法人通則法第四十七条及びその罰則の用例 216
- 「～ときは、その違反行為をした××の役員は、二十万円以下の過料に処する」としている用例 217

附則第四条関係 218

- 全体構造の用例 218

附則第五条～第七条関係 219

- 基金の設置に関する用例 219
- 中期目標を定め、又は変更しようとするときに関係行政機関の長に協議をする用例 220

附則第九条関係 223

- 「同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする」の用例 223
- 「経済政策」の用例 224

附則第十一条関係 225

- 「他省及び～の所掌に属するものを除く」の用例 225
- 「総合的かつ効果的な推進」の用例 225

第一条（目的関係）

● 「国際情勢の複雑化に伴い」の用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

● 「社会経済構造の変化（等）に伴う（伴い）」の用例

○デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）

（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第十二条 デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。

● 「するためには、～ことに鑑み」の用例

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）

（目的）

第一条 この法律は、我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光地の特性を生かした良質なサービスの提供、関係者の協力及び観光地相互間の連携が重要となっていることにかんがみ、市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成及び観光圏整備事業の実施に関する措置について定めることにより、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もって観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

● 「経済活動」の用例

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

（定義等）

第二条 この法律において「国家戦略特別区域」とは、当該区域において、高度な技術に関する研究開

発若しくはその成果を活用した製品の開発若しくは生産若しくは役務の開発若しくは提供に関する事業その他の産業の国際競争力の強化に資する事業又は国際的な経済活動に関連する居住者、来訪者若しくは滞在者を増加させるための市街地の整備に関する事業その他の国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域として政令で定める区域をいう。

2～6 （略）

● 「関して行われる」の用例

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）

（特定の業務に従事する者の確認）

第六十五条 指定試験機関は、カジノ管理委員会の確認を受けなければ、その職員を、試験事務に関して行われる次に掲げる業務（次項において「特定試験業務」という。）に従事させてはならない。

一・二 （略）

2 （略）

● 「国家及び国民の安全」の用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

● 「安全を害する行為」の用例

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

（旅客の安全を害するおそれのある行為の禁止）

第二十三条の二 何人も、みだりに人の運送をする船舶運航事業に使用する船舶の操舵設備その他の運航のための設備又はこれらの船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作し、その他これらの船舶の旅客の安全を害するおそれのある行為で国土交通省令で定めるものをしてはならない。

● 「未然に防止する」の用例

○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第

三十三号)

(対象大会関係施設の指定等)

第二十九条 文部科学大臣は、組織委員会の要請があったときは、組織委員会が大会の準備又は運営のために使用する大会の会場その他の施設のうち、大会の円滑な準備又は運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行（重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号。以下この節において「小型無人機等飛行禁止法」という。）第二条第五項に規定する小型無人機等の飛行をいう。以下この節において同じ。）による危険を未然に防止することが必要であると認めるものを、対象大会関係施設として指定することができる。この場合において、文部科学大臣は、併せて当該対象大会関係施設の敷地又は区域を指定するものとする。

2・3 (略)

● 「重要性が増大している」の用例

○都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）

(目的)

第一条 この法律は、都市鉄道のネットワークが相当程度拡充されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の機能の高度化を図るために必要な都市鉄道施設の整備等を促進することにより都市鉄道等の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることにかんがみ、既存の都市鉄道施設を有効活用しつつ行う都市鉄道利便増進事業を円滑に実施し、併せて交通結節機能の高度化を図るために必要な措置を定めることにより、都市鉄道等の利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びゆとりのある都市生活の実現に寄与することを目的とする。

● 「経済施策」の用例

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

(総務大臣の同意)

第二百六十一条 総務大臣は、第二百五十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

● 「基本的な方針を策定する」の用例

○日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）

(事業団の債務の償還等の確実かつ円滑な実施)

第十六条 国は、債務等処理法の施行の日の前日までの間、事業団の債務の償還及び当該債務に係る利子の支払の確実かつ円滑な実施を図るものとし、このため、その実施に関する基本的な方針を策定す

るとともに、これに従い、事業団に対する助成、資金の融通及びあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

● 「物資の供給」の用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（救援の支援）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、都道府県知事から救援を行うに当たっての支援を求められたときは、救援に係る物資の供給その他必要な支援を行うものとする。

● 「安定的な供給」の用例

○石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）

（目的）

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

● 「役務の安定的な提供の確保」の用例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（管理規程）

第四十四条 電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第四十一条第一項から第五項まで（第四項を除く。）又は第四十一条の二のいずれかに規定する電気通信設備（以下「事業用電気通信設備」という。）の管理規程を定め、電気通信事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

2 管理規程は、電気通信役務の確保かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

一 電気通信役務の確保かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項

二 電気通信役務の確保かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項

三 電気通信役務の確保かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項

四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任に関する事項

3 電気通信事業者は、管理規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を総務大臣に届け出なければならない。

4 第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた電気通信事業者がその指定の日以後最初に第一

項の規定により総務大臣に対してすべき届出については、同項中「電気通信事業の開始前に」とあるのは、「第四十一条第四項の規定により新たに指定をされた日から三月以内に」とする。

● 「技術の開発支援」の用例

○通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律（平成十三年法律第四十四号）

（目的）

第一条 この法律は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）に、通信・放送融合技術の開発を行う者に対する支援に関する業務を行わせるための措置を講ずることにより、通信・放送融合技術を用いて提供される電気通信の役務の普及を図り、もってデジタル社会の形成に寄与することを目的とする。

● 「～に関する施策」（施策の内容を指しているもの）の用例

○地域再生法（平成十七年法律第二十四号）

（関連する施策との連携）

第三条の二 国及び地方公共団体は、地域再生に関する施策の推進に当たっては、経済社会の構造改革の推進に関する施策、産業の国際競争力の強化に関する施策、地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する施策、地域における医療及び介護の総合的な確保に関する施策その他の関連する施策との連携に配慮するように努めなければならない。

● 「施策を総合的かつ効果的に推進する」の用例

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

第二条（基本方針関係）

● 「推進に関する基本的事項」の用例

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）

（基本方針）

第七条 政府は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項について、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の動向等を勘案して、定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。

4 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案の作成に関する事務のうち、農林水産省、経済産業省又は国土交通省の所掌に係るものについては、それぞれ、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣と共同して行うものとする。

6 環境大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、広く一般の意見を聴かななければならない。

7 環境大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

8 第四項から前項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

● 「実施に関する基本的事項」の用例

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（基本指針）

第三条 環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業（第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項を含む。以下「鳥獣保護管理事業」という。）を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する鳥獣保護管理事業計画において同条第二項第一号の鳥獣保護管理事業計画

の計画期間を定めるに当たって遵守すべき基準その他当該鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

三 希少鳥獣の保護に関する事項

四 指定管理鳥獣の管理に関する事項

五 その他鳥獣保護管理事業を実施するために必要な事項

- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

● 「確保に関し～関する事項」の用例

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

（総合確保方針）

第三条 厚生労働大臣は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（以下「総合確保方針」という。）を定めなければならない。

2 総合確保方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域における医療及び介護の総合的な確保の意義及び基本的な方向に関する事項

二 地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第一項に規定する基本方針及び介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針の基本となるべき事項

三 次条第一項に規定する都道府県計画及び第五条第一項に規定する市町村計画の作成並びにこれらの整合性の確保に関する基本的な事項

四 前二号に掲げるもののほか、地域における医療及び介護の総合的な確保に関し、次条第一項に規定する都道府県計画、医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画（以下「医療計画」という。）及び介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）の整合性の確保に関する事項

五 公正性及び透明性の確保その他第六条の基金を充てて実施する同条に規定する都道府県事業に関する基本的な事項

六 その他地域における医療及び介護の総合的な確保に関し必要な事項

3 厚生労働大臣は、総合確保方針の案を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、医療又は介護を受ける立場にある者、都道府県知事、市町村長（特別区の区長を含む。次条第四項及び第十条において同じ。）、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者（次条第四項及び第五条第四項において「医療保険者」という。）、医療機関、同法第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者（次条第四項及び第五条第四項において「介護サービス事業者」という。）、診療又は調剤に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 厚生労働大臣は、総合確保方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

● 「推進すべき～基本的（な）事項」の用例

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）

（基本指針）

第四条 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項に規定する基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の意義及び目標に関する事項

二 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

三 多面的機能発揮促進事業に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

● 「施策に関する基本的事項」の用例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

（基本方針の策定）

第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費者安全の確保の意義に関する事項

二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項

三 他の法律（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項

四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項

3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、並びに消費者委員会及び消費者安全調査委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

● 「推進に関し必要な事項」の用例

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣（標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する大臣をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）その他の関係者の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三条（内閣総理大臣の勧告等）関係

● 内閣総理大臣が関係行政機関の長に対して資料の提供等を求める用例

○特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）

（内閣総理大臣への資料提供等）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

（内閣総理大臣への資料提供等）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

● 関係行政機関の長が資料又は情報の提供及び説明を行うことを求める用例

○国家安全保障会議設置法（昭和六十一年法律第七十一号）

（資料提供等）

第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

（資料の提供要求等）

第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者（第三十五条及び第三十八条第二項において「関係行政機関の長等」という。）に対し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

● 内閣総理大臣が関係行政機関に勧告を行うことの用例

○交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）

(内閣総理大臣の勧告等)

第二十三条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、交通安全基本計画の実施に関して必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により勧告をする場合においては、あらかじめ、中央交通安全対策会議の意見をきかなければならない。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

(内閣総理大臣の勧告)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、公文書等の管理について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

● 関係行政機関の長に対し情報を提供することができる用例

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

(消費者等への注意喚起)

第三十八条 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、第十二条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために相当であると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができる。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、第一項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に関し必要な措置をとることを求めることができる。

4 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第四条（関係行政機関の協力）関係

● 全体構造の用例

○住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）

（関係行政機関の協力）

第十九条 関係行政機関は、全国計画に即した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施に関連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備その他の施策の実施に関し、相互に協力しなければならない。

第五条（国の責務）関係

● 「基本方針に即して」の用例

○酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第百八十二号）（抄）

（国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進）

第二十四条の三 国は、国内産の牛乳及び乳製品の消費の増進を図ることにより酪農の健全な発達に資するため、基本方針に即して、国内産の牛乳及び乳製品について、これを学校給食の用に供することを促進するほか、集団飲用を奨励し、流通の合理化を促進するための援助を行う等必要な措置を講ずるものとする。

● 「国は～推進する責務を有する」の用例

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）（抄）

（国の責務）

第十一条 国は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する。

2 国は、事業者が行う農林水産物及び食品の輸出のための取組に必要となる情報の提供、指導、助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

● 「国は～必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない」の用例

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）（抄）

（国の責務）

第五条 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、食品循環資源に関する情報の収集、整理及び活用、食品循環資源の再生利用等の促進に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

第六条及び第八条関係（安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針関係）

● 安定供給確保基本指針及び安定供給確保取組方針の構造的な用例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物の感染性の疾病の外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項

3～8 （略）

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民

への適切な方法による提供

ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項

3～9（略）

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

六 国民の保護のための措置の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

5 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

6 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（指定行政機関の国民の保護に関する計画）

第三十三条 指定行政機関の長は、基本指針に基づき、第十条第一項各号に掲げる措置のうちその所掌事務に関し、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項
 - 二 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
 - 三 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項
- 3 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画の作成に当たっては、それぞれの指定行政機関の国民の保護に関する計画が一体的かつ有機的に作成されるよう、関係指定行政機関の長の意見を聴かなければならない。
- 4 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。
- 5 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事及び所管する指定公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 6 指定行政機関の長は、その国民の保護に関する計画を作成するため必要があると認めるときは、関係指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 7 第三項から前項までの規定は、第一項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。ただし、第三項及び第四項の規定は、政令で定める軽微な変更については、準用しない。

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 （略）

（都道府県地域防災計画）

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その

他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3～5 (略)

第六条（安定供給確保基本指針関係）

● 「～基本的な方向に関する事項」を定めている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3～5 （略）

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 日本語教育の推進の基本的な方向に関する事項

二 日本語教育の推進の内容に関する事項

三 その他日本語教育の推進に関する重要事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 政府は、日本語教育を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに日本語教育に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

● 「実施すべき（する）施策に関する事項」を定めている用例

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3～6 （略）

● 「～を作成する際の基準となるべき事項」の用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

六 国民の保護のための措置の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本指針を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。

5 政府は、基本指針を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長等、指定公共機関そ

他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

6 前三項の規定は、基本指針の変更について準用する。

● 「～に関して～が果たすべき役割に関する（基本的な）事項」の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

● 「円滑化（の基本的な方向）に関する事項」の用例

○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第一百十二号）

（基本計画）

第四条 都道府県は、当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項の大綱を定めるものとする。

一 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標

二 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

三 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

四 農村地域への産業の導入に伴う施設用地（工場、事業場その他の施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律第三条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との利用の調整に関する方針

- 3 基本計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項の大綱を定めるよう努めるものとする。
- 一 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
 - 二 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項
 - 三 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項
 - 四 その他必要な事項
- 4 基本計画は、基本方針に即するとともに、国土形成計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画、北海道総合開発計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画、過疎地域持続的発展計画その他法律の規定による地域振興に関する計画及び道路、鉄道等の施設に関する国の計画並びに都市計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、当該同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 6 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

● 「事項（～事項を含む。）」の用例

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

（業務規程）

第三百一条 委託者保護基金の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 業務及びその執行に関する事項
 - 二 負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）
 - 三 その他主務省令で定める事項
- 2 委託者保護基金は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

● 「特別の対策を」の用例

○植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）

（指定有害動植物）

第二十二條 この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。

● 「指定に関する基本的な事項」の用例

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

第七条 政府は、基本理念にのっとり、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進の意義及び目標に関する事項

二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策に関する基本的な事項

三 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に関する基本的な事項

四 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業と漁業その他の海洋の多様な開発及び利用、海洋環境の保全並びに海洋の安全の確保との調和に関する基本的な事項

五 海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用される港湾に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進を図るために必要な事項

3 基本方針は、海洋基本法第十六条第一項に規定する海洋基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

● 政令で定める事項（区域）の基準・考え方をあらかじめ方針（指針）で定めている用例

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

3 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

4 （略）

5 この法律において「特定都市再生緊急整備地域」とは、都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として政令で定める地域をいう。

第十四条 内閣総理大臣は、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「都市再生基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市の再生の意義及び目標に関する事項

二 都市の再生のために政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針

三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

四 第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項

五 第八十一条第一項に規定する立地適正化計画の作成に関する基本的な事項

3 都市再生基本方針は、我が国の活力の源泉である都市が、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に的確に対応し、その魅力と国際競争力を高め、都市の再生を実現し、併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準は、特定都市再生緊急整備地域として、国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行われると見込まれる地域が指定されるものとなるよう定めなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、都市再生基本方針を公表しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、都市再生基本方針の変更について準用する。

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

二 次条第一項の規定による指定行政機関の国民の保護に関する計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のための措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項

三 国民の保護のための措置に関し国が実施する第十条第一項各号に掲げる措置に関する事項

四 都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項

五 第二号に掲げる国民の保護に関する計画及び国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項

六 国民の保護のための措置の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3～6 （略）

● 「～に当たって配慮すべき（基本的な）事項」の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項
 - イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項
 - ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項
 - ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3～5 （略）

● 「前各号に掲げるもののほか、～に関し必要な事項」の用例

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）

第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項
- 二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項
 - イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項
 - ロ サイバーセキュリティに係る事項
 - ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項
- 四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

● 基本指針を定める際に閣議決定を求める用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（再掲） （基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、

国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 （略）

3 内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 （略）

● 「産業構造」の用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（業務の実績に関する評価）

第二百三十三条 経済産業大臣は、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行うものとする。

2 経済産業大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表するものとする。

3 経済産業大臣は、第一項の評価を行うに当たっては、機構の業務が、産業構造及び国際的な競争条件の変化に対応するための高度に専門的かつ実践的な知見を活用することが求められるものであることを考慮するものとする。

● 振興措置に係る基準（指針）を定めようとするときに「学識経験者（知見を有する者）の意見を聴かなければならない」ことを規定している用例

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

（海洋再生可能エネルギー発電設備の公募占用指針等）

第十三条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域を指定したときは、促進区域内海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定するために、基本方針に即して、公募の実施及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備のための促進区域内海域の占用に関する指針（以下「公募占用指針」という。）を定めなければならない。

2 公募占用指針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～十四 （略）

十五 選定事業者を選定するための評価の基準

十六 （略）

3・4 （略）

5 経済産業大臣及び国土交通大臣は、第二項第十五号の評価の基準を定めようとするときは、経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴かなければならない。

6～8 （略）

● 「第○項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本○○を公表しなければならない」

の用例

○個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第七条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 （略）

3 内閣総理大臣は、個人情報保護委員会が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第七条（特定重要物資の指定関係）

● 物資を政令で定めている用例

○国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百十一号）

（標準価格の決定等）

第三条 物価が高騰し又は高騰するおそれがある場合において、国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資（以下「生活関連物資等」という。）の価格が著しく上昇し又は上昇するおそれがあるときは、政令で、当該生活関連物資等を特に価格の安定を図るべき物資として指定することができる。

2 前項に規定する事態が消滅したと認められる場合には、同項の規定による指定は、解除されるものとする。

● 「政令で」「指定するものとする」の用例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（避難所等に関する特例）

第八十六条の二 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る避難所又は応急仮設住宅（以下この条において「避難所等」という。）が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2・3 （略）

（臨時の医療施設に関する特例）

第八十六条の三 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害に係る臨時の医療施設（被災者に対する医療の提供を行うための臨時の施設をいう。以下この条において同じ。）が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2・3 （略）

（埋葬及び火葬の特例）

第八十六条の四 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該災害により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となつたため、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものが発生した場合には、当該災害を政令で指定するものとする。

2 （略）

● プログラムを有体物に含める用例

○特許法（昭和三十四年法律第二百十一号）

（定義）

第二条 この法律で「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。

2 この法律で「特許発明」とは、特許を受けている発明をいう。

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物（プログラム等を含む。以下同じ。）の発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。）、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二・三 （略）

4 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下この項において同じ。）その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものをいう。

● 「設備、機器、装置、プログラム」についての用例

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一～八 （略）

2～13 （略）

14 この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

15 （略）

● 原材料と機器等を並列に記載している用例

○国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）

（条件付差押禁止財産）

第七十八条 次に掲げる財産（第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

● 「～し、又は～するおそれがある場合において、～ときは」の用例

○災害救助法（昭和二十二年法律第一百十八号）

（通信設備の優先使用权）

第十一条 内閣総理大臣、都道府県知事等、第十三条第一項の規定により救助の実施に関する都道府県知事の権限に属する事務の一部を行う災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村（いずれも救助実施市を除く。以下「災害発生市町村等」という。）の長又はこれらの者の命を受けた者は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、現に応急的な救助を行う必要があるときは、その業務に関し緊急を要する通信のため、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

● 「生産基盤の整備」の用例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（農林水産業の復興及び再生のための施策）

第七十六条 国は、原子力災害による被害を受けた福島の農林水産業の復興及び再生を推進するため、福島の地方公共団体が行う福島の農林水産物等の消費の拡大、農林水産業に係る生産基盤の整備、農林水産物の加工及び流通の合理化、地域資源を活用した取組の推進、農林水産業を担うべき人材の育成及び確保、農林水産業に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

● 「供給源の多様化」の用例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置）

第九十六条 国は、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する国の施策として、再生可能エネルギーの開発及び導入のため必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

● 「技術の導入」の用例

○奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）

（農林水産業その他の産業の振興）

第二十四条 国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、奄美群島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

● 「技術の開発」の用例

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）

（再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置）

第七条 原料血漿（国内で献血により得られる人血漿であつて血液製剤の原料となるものをいう。以下同じ。）の製造業者並びに血液製剤の製造販売業者、製造業者及び販売業者は、基本理念にのっとり、安全な血液製剤の安定的かつ適切な供給並びにその安全性の向上に寄与する技術の開発並びに情報の収集及び提供に努めなければならない。

● 「技術の改良」の用例

○家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）

（都道府県の家畜改良増殖計画）

第三条の三 都道府県知事は、家畜につき、その種類ごとに、家畜改良増殖目標に即し、当該都道府県におけるその改良増殖に関する計画（以下「家畜改良増殖計画」という。）を定めることができる。

2 家畜改良増殖計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 家畜の改良増殖の目標

二 計画の期間

三 種付け又は家畜人工授精の用に供する家畜の雄で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

四 家畜体内受精卵移植の用に供する受精卵（以下「家畜体内受精卵」という。）の採取の用に供する家畜の雌で優良な血統、能力及び体型を有するものの配置、利用及び更新に関する事項

五 家畜体外受精卵移植の用に供する卵巣（以下「家畜卵巣」という。）の採取の用に供する家畜の雌（そのとたいから家畜卵巣を採取する家畜の雌を含む。）で優良な血統、能力及び体型を有するものの利用に関する事項

六 第三号に規定する家畜の雄の生産施設、家畜人工授精施設、家畜受精卵移植施設その他家畜改良増殖施設の整備拡充に関する事項

七 家畜の能力検定の実施及び改善に関する事項

八 講習会、共進会等の開催その他家畜改良増殖技術の改良及び普及に関する事項

3～5 （略）

● 「使用の合理化」の用例

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

（目的）

第一条 この法律は、内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等を講ずることとし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

● 「代替する（となる）～の開発」の用例

○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）

（国の援助）

第二十一条 国は、特定物質等に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質等の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

○スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成二年法律第五十五号）

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する啓発及び知識の普及、冬期における道路の環境の整備、スパイクタイヤに代替するタイヤ等の開発の支援、冬期における自動車の安全な運転のための教育等スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する基本的かつ総合的な施策を推進するように努めるとともに、地方公共団体が実施するスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 地方公共団体は、当該地域の自然的、社会的条件に応じたスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する施策の実施に努めなければならない。

● 「依存を低減する」の用例

○自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）

※議員立法

（基本理念）

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。

4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

第八条（安定供給確保取組方針関係）

● 「前条の規定により指定された」の用例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（金融機関の指定）

第二百三十五条 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

（現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

第二百三十五条の二 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

3 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

○水防法（昭和二十四年年法律第百九十三号）

（指定水防管理団体）

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

● 「～に基づき、～に関し、～方針を定めるものとする」の用例

○農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）

（農業振興地域整備基本方針の作成）

第四条 都道府県知事は、基本指針に基づき、政令で定めるところにより、当該都道府県における農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定に関し農業振興地域整備基本方針を定めるものとする。

2 農業振興地域整備基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

二 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

三 農業振興地域における次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ～ト (略)

3～7 (略)

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

（高齢者保健事業の市町村への委託）

第百二十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

2 (略)

● 「その所管する事業」の用例

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）

（総合化事業計画の認定）

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2～5 (略)

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7～10 (略)

● 「個別の〇〇」を「以下「個別〇〇」という。」と定義語を置いている用例

○意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）

（国際意匠登録出願の個別指定手数料）

第六十条の二十一 国際意匠登録出願をしようとする者は、ジュネーブ改正協定第七条（2）の個別の指定手数料（以下「個別指定手数料」という。）として、一件ごとに、七万四千六百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

- 2 国際意匠登録出願又は国際登録を基礎とした意匠権が基礎とした国際登録についてジュネーブ改正協定第十七条（2）の更新をする者は、個別指定手数料として、一件ごとに、八万四千五百円に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。
- 3 国際意匠登録出願及び国際登録を基礎とした意匠権については、第四十二条から第四十五条まで及び第六十七条第二項（別表第一号に掲げる部分に限る。）の規定は、適用しない。

● 「～基本的な方向に関する事項」を定めている用例（再掲）

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3～5 （略）

● 「実施すべき（する）施策に関する事項」を定めている用例（再掲）

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3～6 （略）

● 「取組の内容に関する事項」を定めている用例

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）

（障害者活躍推進計画作成指針）

第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進（次項、次条及び第七十八条第一項第二号において「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者活躍推進計画（次項において「障害者活躍推進計画」という。）の作成に関する指針（以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2 障害者活躍推進計画作成指針においては、次に掲げる事項につき、障害者活躍推進計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 障害者活躍推進計画の作成に関する基本的な事項

二 障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、障害者活躍推進計画作成指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

● 「～を行うべき期間（期限）」の用例

○土壤汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）

（土壤汚染状況調査の命令）

第四条 法第五条第一項に規定する命令は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 法第五条第一項に規定する調査の対象となる土地の範囲及び特定有害物質の種類

二 法第五条第一項の規定による報告を行うべき期限

2 前項第一号に掲げる土地の範囲及び特定有害物質の種類は、当該土地若しくはその周辺の土地の土壤又は当該土地若しくはその周辺の土地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において定めるものとする。

● 「～に関して～が果たすべき役割に関する（基本的な）事項」の用例（再掲）

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

● 「～に当たって配慮すべき事項」の用例（再掲）

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3～5 （略）

● 「前各号に掲げるもののほか、～に関し必要な事項」の用例（再掲）

○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）

第二章 基本方針

第五条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

- イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項
- ロ サイバーセキュリティに係る事項
- ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項
- 四 次条第一項及び第七条第一項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

● 「～の案を作成（しよう）するときは、あらかじめ、～に協議しなければならない」の用例

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～3 （略）

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5～7 （略）

第九条～第十一条（供給確保計画の認定関係）

- 事業者の計画を認定する用例（認定の規定、記載事項、認定要件等）／認定に当たり関係行政機関の長に協議する用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制
- 四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等）

第八条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

- 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（公布未施行）

（特定半導体生産施設整備等計画の認定）

第十一条 特定半導体生産施設整備等を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定半導体生産施設整備等に関する計画（以下「特定半導体生産施設整備等計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 特定半導体生産施設整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特定半導体生産施設整備等の目標
 - 二 特定半導体生産施設整備等の内容及び実施期間
 - 三 特定半導体生産施設整備等の実施体制
 - 四 特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、特定半導体生産施設整備等に関し必要な事項
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定半導体生産施設整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
- 一 当該特定半導体生産施設整備等計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該特定半導体生産施設整備等計画に基づく特定半導体又は特定半導体材料等（第四号及び第五号において「特定半導体等」という。）の生産が主務省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。
 - 三 当該特定半導体生産施設整備等計画に係る特定半導体生産施設整備等が円滑かつ確実に実施されたと見込まれるものであること。
 - 四 特定半導体等の需給がひっ迫した場合における増産、特定半導体等の生産能力を強化するための投資及び研究開発その他特定半導体の国内における安定的な生産に資するものとして主務省令で定める取組が行われると見込まれるものであること。
 - 五 特定半導体等に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画の概要を公表するとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（次条第四項及び第二十九条において「機構」という。）に当該認定をした旨を通知するものとする。

（特定半導体生産施設整備等計画の変更等）

第十二条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定特定半導体生産施設整備等事業者」という。）は、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等事業者がその認定に係る特定半導体生産施設整備等計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定特定半導体生産施設整備等計画」という。）に従って特定半導体生産施設整備等を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定特定半導体生産施設整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定特定半導体生産施設整備等事業者に対して、当該認定特定半導体生産施設整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するとともに、機構に通知するものとする。
- 5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

● 認定に際して、「関係行政機関の長に協議しなければならない」と定めている用例

○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）

（歴史的風致維持向上計画の認定）

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9 主務大臣は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

10・11 （略）

● 二以上の者が共同して申請する場合の用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（新技術等実証計画の認定）

第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3～5 （略）

(新事業活動計画の認定)

第九条 新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動に関する計画（以下「新事業活動計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の者が新事業活動を共同して実施しようとする場合にあっては、当該二以上の者は共同して新事業活動計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3～5 (略)

● 「～の内容及び実施期間」の用例／「～の実施体制」の用例／計画の認定要件として情報管理に関する内容を含めている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（公布未施行）（再掲）

(特定半導体生産施設整備等計画の認定)

第十一条 特定半導体生産施設整備等を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定半導体生産施設整備等に関する計画（以下「特定半導体生産施設整備等計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定半導体生産施設整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定半導体生産施設整備等の目標

二 特定半導体生産施設整備等の内容及び実施期間

三 特定半導体生産施設整備等の実施体制

四 特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の額及びその調達方法

五 特定半導体の国内における安定的な生産に資する取組に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、特定半導体生産施設整備等に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定半導体生産施設整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

一 当該特定半導体生産施設整備等計画の内容が指針に照らし適切なものであること。

二 当該特定半導体生産施設整備等計画に基づく特定半導体又は特定半導体材料等（第四号及び第五号において「特定半導体等」という。）の生産が主務省令で定める期間以上継続的に行われると見込まれるものであること。

三 当該特定半導体生産施設整備等計画に係る特定半導体生産施設整備等が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 特定半導体等の需給がひっ迫した場合における増産、特定半導体等の生産能力を強化するための投資及び研究開発その他特定半導体の国内における安定的な生産に資するものとして主務省令で定める取組が行われると見込まれるものであること。

五 特定半導体等に係る技術上の情報を適切に管理するための体制が整備されていること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定半導体生産施設整備等計画の概要を公表するとともに、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合

開発機構（次条第四項及び第二十九条において「機構」という。）に当該認定をした旨を通知するものとする。

● 競争に係る要件を課している用例

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

（使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定）

第二十七条 指定再資源化事業者は、単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

一～三 （略）

四 同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。

イ 当該二以上の指定再資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。

ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

2・3 （略）

● 計画に記載すべき事項を省令で定めている用例（「その他主務省令で定める事項」の用例）

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）

（総合化事業計画の認定）

第五条 農林漁業者等は、単独で又は共同して、総合化事業に関する計画（当該農林漁業者等が団体である場合にあつては、その構成員等の行う総合化事業に関するものを含む。以下この章において「総合化事業計画」という。）を作成し、農林水産省令で定めるところにより、これを農林水産大臣に提出して、その総合化事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 総合化事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあつては、その構成員等を含む。第四項及び第五項第二号において同じ。）の農林漁業経営の現状

二 総合化事業の目標

三 総合化事業の内容及び実施期間

四 総合化事業の実施体制

五 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

六 その他農林水産省令で定める事項

3～5 （略）

6 農林水産大臣は、総合化事業計画にその所管する事業以外の事業の実施に関する事項が記載されている場合において、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該事業を所管する大臣に協議し、その同意を得なければならない。

7～10 （略）

● 「認定をしたときは～通知するものとする」の用例

○競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）

（競馬活性化計画の認定）

第二十三条の七 都道府県又は指定市町村は、共同して、農林水産省令で定めるところにより、競馬の実施に関する相互の連携の促進その他の地方競馬の活性化に資する方策を実施することによりその事業の収支の改善を図るための計画（以下「競馬活性化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を申請することができる。

2～6 （略）

7 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、地方競馬全国協会に通知するものとする。

● 「この限りでない」の用例

○消防法（（昭和二十三年法律第百八十六号））

第十七条の二の三 総務大臣は、第十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定の効力を失わせることができる。

- 一 偽りその他不正な手段により当該認定又は次項の承認を受けたことが判明したとき。
- 二 設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるとき。

② 第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

③ 前二条の規定は、前項の規定により総務大臣が承認する場合について準用する。

④ 第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

第十二条（定期の報告関係）

● 毎年度認定した計画等の実施状況の報告を求めている用例

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）

（認定管理統括事業者）

第二十九条 工場等を設置している者は、自らが発行済株式の全部を有する株式会社その他の当該工場等を設置している者と密接な関係を有する者として経済産業省令で定める者であつて工場等を設置しているもの（以下この項及び次項第二号において「密接関係者」という。）と一体的に工場等におけるエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、経済産業省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることにつき、経済産業大臣の認定を受けることができる。

- 一 その認定の申請に係る密接関係者と一体的に行うエネルギーの使用の合理化のための措置を統括して管理している者として経済産業省令で定める要件に該当する者であること。
- 二 当該工場等を設置している者及びその認定の申請に係る密接関係者が設置している全ての工場等の前年度における第七条第二項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの使用量の合計量が同条第一項の政令で定める数値以上であること。

2～3（略）

（定期の報告）

第三十八条 認定管理統括事業者は、毎年度、経済産業省令で定めるところにより、その設置している工場等及びその管理関係事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用量その他エネルギーの使用の状況（エネルギーの使用の効率及びエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項を含む。）並びにエネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の設置及び改廃の状況に関し、経済産業省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の経済産業省令（エネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量に係る事項に限る。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

○都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）

（事業計画の認定）

第四条 都市農地を自らの耕作の事業の用に供するため当該都市農地の所有者から当該都市農地について賃借権又は使用貸借による権利（以下「賃借権等」という。）の設定を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、当該賃借権等の設定に係る都市農地における耕作の事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを当該都市農地の所在地を管轄する市町村（第十四条を除き、以下単に「市町村」という。）の長（同条を除き、以下単に「市町村長」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2～3（略）

（認定都市農地の利用状況の報告）

第五条 事業計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地（以下「認定都市農地」という。）の利用状況について、市町村長に報告しなければならない。

第十三条～第二十五条（株式会社日本政策金融公庫法の特例関係）

- 骨格的な用例／「基本的な方向に関する事項」の用例／「～の資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（～）及び～指定金融機関が果たすべき役割に関する事項」の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項
 - イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項
 - ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項
 - ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3～5 （略）

- 指針において「株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割」について定めている用例

○造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）

（事業基盤強化の促進に関する基本方針）

第十条 国土交通大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、第三項第四号に掲げる事項に限る。）は、事業基盤強化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 （略）

3 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 事業基盤強化（前項に規定する事業基盤強化をいう。以下同じ。）の促進の意義及び目標に関する事項
- 二 事業基盤強化の促進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 造船等事業者が行う事業基盤強化に関する次に掲げる事項
 - イ 事業基盤強化による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項
 - ロ 事業基盤強化による船舶等の品質の向上に資する取組に関する事項
 - ハ 事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項
 - ニ 事業基盤強化の実施方法に関する事項

四 事業基盤強化を行うために必要な資金の調達の手当化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び第十八条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、事業基盤強化の促進のために必要な事項

4～5 （略）

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（再掲）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の手当化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3～5 （略）

●「事業の内容（及び～）に関する事項」の用例

○地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）

第二十一条 都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画（以下「人材確保支援計画」という。）を定めることができる。

2 人材確保支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人材確保支援計画の対象となる町村（以下「特定町村」という。）

二 都道府県が実施する特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に資する事業の内容に関する事項

3 前項各号に掲げる事項のほか、人材確保支援計画を定める場合には、特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項について定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、特定町村の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを通知しなければならない。

● 「～の内容及び（その）実施体制に関する事項」の用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（特定資金供給の決定）

第百三条 機構は、特定資金供給を行おうとするときは、投資基準に従って、その対象となる特定投資事業者及び当該特定資金供給の内容を決定しなければならない。

2 機構は、特定資金供給を行うかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定資金供給の内容

二 特定投資事業者による特定事業活動に対する資金供給その他の支援又は特定事業活動に対する資金供給その他の支援を行う事業活動に対する資金供給その他の支援の内容及び実施体制に関する事項

三 取得する特定投資事業者の有価証券及び債権の譲渡その他の処分の期限に関する事項

四 人材の育成及び活用その他の資金供給以外の支援を行う場合にあっては、その内容

● 「（事業の）実施体制に関する事項」の用例

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

（鳥獣保護管理事業計画）

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画（以下「鳥獣保護管理事業計画」という。）を定めるものとする。

2 鳥獣保護管理事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間

二 第二十八条第一項の規定により都道府県知事が指定する鳥獣保護区、第二十九条第一項に規定する特別保護地区及び第三十四条第一項に規定する休猟区に関する事項

三 鳥獣の人工増殖（人工的な方法により鳥獣を増殖させることをいう。以下同じ。）及び放鳥獣（鳥獣の保護のためにその生息地に当該鳥獣を解放することをいう。以下同じ。）に関する事項

四 第九条第一項の許可（鳥獣の管理の目的に係るものに限る。）に関する事項

五 第三十五条第一項に規定する特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに第六十八条第一項に規定する猟区に関する事項

六 第七条第一項に規定する第一種特定鳥獣保護計画を作成する場合においては、その作成に関する事項

七 第七条の二第一項に規定する第二種特定鳥獣管理計画を作成する場合においては、その作成に関する事項

八 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

九 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

3～5 （略）

● 「～の実施に関し必要な事項」の用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（基本指針）

第三十二条 政府は、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関し、あらかじめ、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針に定める事項は、次のとおりとする。

一～六 （略）

七 前各号に掲げるもののほか、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3～5 （略）

● 「～を作成（しようと）するとき、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない」の用例

○日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第四十八号）

（基本方針）

第十条 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～3 （略）

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5～7 （略）

● 「～方針（指針）を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」の用例

○果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）

（果樹農業振興基本方針）

第二条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、果樹農業の振興を図るための基本方針（以下「果樹農業振興基本方針」という。）を定めなければならない。

2・3 （略）

4 農林水産大臣は、果樹農業振興基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

● 株式会社日本政策金融公庫法の特例の用例

○造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）

（公庫の行う事業基盤強化促進円滑化業務）

第十六条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十八条第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化（生産性の向上及び船舶等の品質の向上に資す

る取組が国内で行われるものに限る。同条において同じ。)のために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務(次条、第二十一条第一項及び第二十七条において「事業基盤強化促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

(事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関する方針)

第十七条 公庫は、基本方針に即して、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、事業基盤強化促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針(以下この条及び次条において「実施方針」という。)を定めなければならない。

2 公庫は、実施方針を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、実施方針に従って事業基盤強化促進円滑化業務を行わなければならない。

(指定金融機関の指定)

第十八条 国土交通大臣及び財務大臣は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、認定事業基盤強化事業者が認定事業基盤強化計画に従って行う事業基盤強化のために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの(以下「事業基盤強化促進業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、事業基盤強化促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに基本方針及び実施方針に適合し、かつ、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする者は、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、基本方針及び実施方針に即して事業基盤強化促進業務に関する規程(次項及び第二十条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、国土交通大臣及び財務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業基盤強化促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の国土交通省令・財務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であって、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として国土交通省令・財務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者(以下「指定金融機関」という。)が第二十五条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であった者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

(指定の公示等)

第十九条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業基盤強化促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業基盤強化促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

(業務規程の変更の認可等)

第二十条 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業基盤強化促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十一条 公庫は、事業基盤強化促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業基盤強化促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業基盤強化促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業基盤強化促進業務及び公庫が行う事業基盤強化促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の国土交通省令・財務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十二条 指定金融機関は、事業基盤強化促進業務について、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、帳簿を備え、国土交通省令・財務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十三条 国土交通大臣及び財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業基盤強化促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十四条 指定金融機関は、事業基盤強化促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令・財務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業基盤強化促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十五条 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が第十八条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 国土交通大臣及び財務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業基盤強化促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

3 国土交通大臣及び財務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)

第二十六条 指定金融機関について、第二十四条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業基盤強化促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

● 株式会社日本政策金融公庫法の適用の用例

○造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）

(株式会社日本政策金融公庫法の適用)

第二十七条 事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、事業基盤強化促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条（同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。）の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第十六条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務（以下「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を除く。）
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、造船法
第七十一条	第五十九条第一項	造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び造船法第十六条
第七十三条第	第五十八条	造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する第五十

七号	第二項	八条第二項
附則第四十七 条第一項	公庫の業務	公庫の業務（事業基盤強化促進円滑化業務を除く。）

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第十七条 特定事業促進円滑化業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第四十一条	エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条
	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務（製造事業促進法第六条に規定する特定事業促進円滑化業務をいう。以下同じ。）
第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（特定事業促進円滑化業務を除く。）
第三十一条第二項第一号	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第三十一条第二項第二号	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第三十一条第四項	業務	業務並びに特定事業促進円滑化業務
第三十五条第二項	、第三十一条、第三十三條及び前条	、第三十三條及び前条並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条
第三十六条第二項	、第三十一条、第三十三條及び第三十四條	、第三十三條及び第三十四條並びに製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第三十一条
第四十一条	次に掲げる業務	次に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十二条第一項	前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条
	同法第二百九十五条第二項	会社法第二百九十五条第二項
	額」とあるのは「株式会社日本政策金融公庫法第四十一条	額」とあるのは「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号。以下「製造事業促進法」という。）第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条
	株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四十二条第二項	第四十七条第一項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十七条第一項
	前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて

		適用する前条
	同法第四百四十八条第一項	会社法第四百四十八条第一項
	株式会社日本政策金融公庫法第四十一条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する株式会社日本政策金融公庫法第四十一条
第四十二条第三項	前条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する前条
第四十七条第一項及び第五項	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十七条第七項	及び第四十一条各号に掲げる業務	並びに第四十一条各号に掲げる業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第二項	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第四十九条第二項各号	及び	並びに
第五十一条第一項	第四十九条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条
	第四十一条	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十一条
	業務	業務及び特定事業促進円滑化業務
第五十一条第二項	第四十九条第二項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第四十九条第二項
第五十七条	この法律に	製造事業促進法並びにこれらに
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、製造事業促進法
第六十四条第一項	この法律	この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
	とする。	とする。ただし、特定事業促進円滑化業務並びに当該業務に係る財務及び会計に関する事項については、経済産業大臣及び財務大臣とする。
第七十一条	第五十九条第一項	製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び製造事業促進法第六条
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（製造事業促進法第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（特定事業促進円滑化業務を除く。）

● 「「経済産業大臣」とあるのは、「～大臣」とする」の用例

○造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）（再掲）

（株式会社日本政策金融公庫法の適用）

第二十七条 事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における公庫の財務及び会計並びに主務大臣については、事業基盤強化促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなして、同法第十七条（同条の表第十一条第一項第五号の項、第五十八条及び第五十九条第一項の項、第七十一条の項、第七十三条第一号の項、第七十三条第三号の項、第七十三条第七号の項及び附則第四十七条第一項の項に係る部分を除く。）の規定により読み替えられた株式会社日本政策金融公庫法の規定を適用する。この場合において、同表第六十四条第一項の項中「経済産業大臣」とあるのは、「国土交通大臣」とする。

- 2 前項に規定するもののほか、事業基盤強化促進円滑化業務が行われる場合における株式会社日本政策金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十一条第一項第五号	行う業務	行う業務（造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第十六条に規定する事業基盤強化促進円滑化業務（以下「事業基盤強化促進円滑化業務」という。）を除く。）
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、造船法
第七十一条	第五十九条第一項	造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び造船法第十六条
第七十三条第七号	第五十八条第二項	造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する第五十八条第二項
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（事業基盤強化促進円滑化業務を除く。）

● 「（指定）申請書その他主務省令で定める書類」の用例

○産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）

（認定）

第二十二條 産業標準の案を作成しようとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者及び役員の氏名
 - 二 作成しようとする産業標準の案の範囲
 - 三 作成しようとする産業標準の案の作成の業務（以下「産業標準作成業務」という。）に従事する者の知識及び能力に関する事項
 - 四 産業標準作成業務の実施の方法

五 産業標準作成業務の実施体制

3 (略)

第二十六条（中小企業者の定義関係）

● 中小企業者の定義を置いている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（中小企業者の定義）

第二十三条 この節において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに規定する業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額が政令で定める業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの
- 九 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前各号に掲げるものを除く。）

第二十七条（中小企業投資育成株式会社法の特例関係）

● 中小企業投資育成株式会社法の特例の用例

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第五条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

- 一 新規中小企業者が資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有
 - 二 新規中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有
- 2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第二十八条（中小企業信用保険法の特例関係）

● 中小企業信用保険法の特例の用例

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

（中小企業信用保険法の特例）

第十条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業（認定社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って行われる社外高度人材活用新事業分野開拓に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 2 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。
- 3 中小企業信用保険法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）の保険関係であつて、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証を受けた中小企業者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金（以下「社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条

第二項中「二億円」とあるのは「三億円（社外高度人材活用新事業分野開拓事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

- 4 普通保険の保険関係であって、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。
- 5 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であって、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第二十九条（特定重要物資等に係る公正取引委員会との関係）

● 公正取引委員会との関係の用例

○資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）

（使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定）

第二十七条 指定再資源化事業者は、単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該自主回収及び再資源化が前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
- 二 当該自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有するものであること。
- 四 同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあつては、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 当該二以上の指定再資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

（公正取引委員会との関係）

第三十条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化について第二十七条第一項の規定による認定（第二十八条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び次条において同じ。）をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る自主回収及び再資源化のための措置について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた自主回収及び再資源化のための措置であつて主務大臣が第二十七条第一項の規定により認定をしたものについて意見を述べることができる。

● 「～項の認定をしたもの」の用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（事業再編計画の認定）

第二十三条 事業者は、その実施しようとする事業再編（当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。）に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 二以上の事業者がその事業再編のための措置を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 事業再編の目標
 - 二 事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上の程度を示す指標

- 三 事業再編の内容及び実施時期
 - 四 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 五 事業再編に伴う労務に関する事項
- 4 事業再編計画には、関係事業者及び外国関係法人が当該事業者の事業再編のために行う措置に関する計画を含めることができる。
- 5 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その事業再編計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 当該事業再編計画に係る事業再編による生産性の向上が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。
 - 四 当該事業再編計画に係る事業の属する事業分野が過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。第四十六条第一号において同じ。）にある場合にあっては、当該事業再編計画に係る事業再編が、当該事業分野の過剰供給構造の解消に資するものであること。
 - 五 従業員の地位を不当に害するものでないこと。
 - 六 次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業者とその営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。
- 6 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。（公正取引委員会との関係）
- （公正取引委員会との関係）

第二十五条 主務大臣は、事業再編計画について第二十三条第一項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該事業再編計画に従って行おうとする事業再編のための措置（以下この項において「事業再編関連措置」という。）が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されないおそれがある場合として政令で定める場合に該当するときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、あらかじめ公正取引委員会に協議するものとする。この場合において、主務大臣は、事業再編関連措置が当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるとともに、当該事業分野における内外の市場の状況、事業再編関連措置を講ずることによる生産性の向上の程度その他の当該意見の裏付けとなる根拠を示すものとする。

- 2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の協議に当たっては、産業競争力の強化を図ることの必要性に鑑み、所要の手續の迅速かつ的確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。
- 3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であつて主務大臣が第二十三条第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業者間の適正な競争関係を阻害し、並びに一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

第三十条（特定重要物資等に係る関税定率法との関係）

● 条文全体の構造的な用例

○関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）

（相殺関税）

第七条 外国において生産又は輸出について直接又は間接に補助金の交付を受けた貨物の輸入が本邦の産業（当該補助金の交付を受けた輸入貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の輸出者若しくは生産者（以下この条及び次条において「供給者」という。）又は輸出国若しくは原産国（これらの国の一部である地域を含む。以下この条及び次条において「供給国」という。）及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該補助金の額と同額以下の関税（以下この条において「相殺関税」という。）を課することができる。ただし、当該補助金の交付を受けた貨物の輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を理由として前条第一項の規定による措置（第一号に係るものに限る。）その他の同号に規定する紛争解決機関による承認を受けた措置がとられている場合は、この限りでない。

2 この条において「補助金」とは、補助金相殺措置協定第一条に規定する補助金のうち世界貿易機関協定附属書一Aの農業に関する協定第十三条の規定並びに補助金相殺措置協定第八条8・1及び8・2の規定により相殺関税の対象とされないもの以外のものをいう。

3・4 （略）

5 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し相殺関税を課することを求めることができる。

6 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

7～33 （略）

（不当廉売関税）

第八条 不当廉売（貨物を、輸出国における消費に向けられる当該貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格その他これに準ずるものとして政令で定める価格（以下この条において「正常価格」という。）より低い価格で輸出のために販売することをいう。以下この条において同じ。）された貨物の輸入が本邦の産業（不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に限る。以下この条において同じ。）に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（以下この条において「本邦の産業に与える実質的な損害等の事実」という。）がある場合において、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物、当該貨物の供給者又は供給国及び期間（五年以内に限る。）を指定し、当該指定された供給者又は供給国に係る当該指定された貨物（以下この条において「指定貨物」という。）で

当該指定された期間内に輸入されるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額（以下この条において「不当廉売差額」という。）と同額以下の関税（以下この条において「不当廉売関税」という。）を課することができる。

2・3 （略）

4 第一項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者は、政令で定めるところにより、政府に対し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠を提出し、当該貨物に対し不当廉売関税を課することを求めることができる。

5 政府は、前項の規定による求めがあつた場合その他不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を行うものとする。

6～37 （略）

（緊急関税等）

第九条 外国における価格の低落その他予想されなかつた事情の変化による特定の種類の貨物の輸入の増加（本邦の国内総生産量に対する比率の増加を含む。）の事実（以下この条において「特定貨物の輸入増加の事実」という。）があり、当該貨物の輸入が、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実（以下この条において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。）がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（第八項の規定により指定された期間と通算して四年以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに、経済が開発の途上にある世界貿易機関の加盟国を原産地とし、その輸入量が本邦の当該貨物の総輸入量に占める比率が小さいもの（以下この項及び第八項において「輸入少量途上国産品」という。）が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と認められる卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物について世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定のマラケシュ議定書（以下この条において「マラケシュ議定書」という。）又は世界貿易機関協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（以下この条において「一般協定」という。）に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1（特定の貨物の輸入に対する緊急措置）の規定及び世界貿易機関協定附属書一Aのセーフガードに関する協定（以下この条において「セーフガード協定」という。）によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

2～5 （略）

6 政府は、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実についての十分な証拠がある場合において、必要があると認めるときは、これらの事実の有無につき調査を

行うものとする。

7 (略)

8 政府は、第六項の調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により、特定貨物の輸入増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、貨物及び期間（二百日以内に限る。）を指定し、次の措置をとることができる。ただし、指定しようとする貨物のうちに輸入少量途上国産品が含まれている場合には、当該輸入少量途上国産品については、指定から除外するものとする。

一 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、別表の税率による関税のほか、当該貨物の課税価格とこれと同種又は類似の貨物の本邦における適正と推定される卸売価格（類似の貨物にあつては、当該貨物の性質及び取引方法の差異による価格の相違を勘案して合理的に必要と認められる調整を加えた価格）との差額から別表の税率による関税の額を控除した額以下の関税を課すること。

二 指定された貨物についてマラケシュ議定書又は一般協定に基づく条約において関税の譲許をしている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、一般協定第十九条1の規定及びセーフガード協定によりその譲許を撤回し、又は別表の税率（前号の措置がとられている場合には、同号の関税を含む率。以下この号において同じ。）の範囲内においてその譲許を修正し、別表の税率又は修正後の税率による関税を課すること。

9～15 (略)

●「～に関する事務を所掌する大臣」の用例

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）

（通知）

第四十七条 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

●行為の概要を公表することを規定している用例

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）

（技術提案の改善）

第十七条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければならない。

2 第十五条第五項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

第三十一条～第四十三条（安定供給確保支援法人関係）

● 全体構造の用例（株式会社日本政策金融公庫法の特例の用例）（再掲）

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（公庫の行う開発供給等促進円滑化業務）

第十一条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関に対し、認定開発供給事業者又は認定導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務（以下この節及び第三十一条第一項第四号において「開発供給等促進円滑化業務」という。）を行うことができる。

（開発供給等促進円滑化業務の実施に関する方針）

第十二条 公庫は、指針に即して、主務省令で定めるところにより、開発供給等促進円滑化業務の実施方法及び実施条件その他の開発供給等促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針を定めなければならない。

- 2 公庫は、前項の方針を定めるときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 3 公庫は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。
- 4 公庫は、第一項の方針に従って開発供給等促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第十三条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定開発供給事業者又は認定導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下この節、第三十条第一項及び第三十一条第一項第四号において「開発供給等促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、開発供給等促進業務を行う者として指定することができる。

- 一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。
- 二 次項に規定する業務規程が、法令並びに指針及び前条第一項の方針に適合し、かつ、開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。
- 三 人的構成に照らして、開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。
- 2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、指針及び前条第一項の方針に即して開発供給等促進業務に関する規程（次項及び第十五条において「業務規程」という。）を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。
- 3 業務規程には、開発供給等促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第二十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

（指定の公示等）

第十四条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び開発供給等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は開発供給等促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

（業務規程の変更の認可等）

第十五条 指定金融機関は、業務規程を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が開発供給等促進業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（協定）

第十六条 公庫は、開発供給等促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容に含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う開発供給等促進業務に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び開発供給等促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う開発供給等促進業務及び公庫が行う開発供給等促進円滑化業務の内容及び実施方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結するときは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（帳簿の記載）

第十七条 指定金融機関は、開発供給等促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（監督命令）

第十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、開発供給等促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（業務の休廃止）

第十九条 指定金融機関は、開発供給等促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が開発供給等促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十条 主務大臣は、指定金融機関が第十三条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の終了)

第二十一条 指定金融機関について、第十九条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った開発供給等促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

第三十一条（安定供給確保支援法人関係）

● 全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

(指定金融機関の指定)

第十三条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定開発供給事業者又は認定導入事業者が認定開発供給計画又は認定導入計画に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受けて行おうとするもの（以下この節、第三十条第一項及び第三十一条第一項第四号において「開発供給等促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、開発供給等促進業務を行う者として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに指針及び前条第一項の方針に適合し、かつ、開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定（以下この節において「指定」という。）を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、指針及び前条第一項の方針に即して開発供給等促進業務に関する規程（次項

及び第十五条において「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、開発供給等促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員の中に、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定を受けた者（以下「指定金融機関」という。）が第二十条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの

● 「定めるところにより～できる」の用例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（特定取引所金融商品市場）

第百十七条の二 金融商品取引所は、業務規程の定めるところにより、その開設する取引所金融商品市場ごとに、会員等が特定投資家等以外の者（当該有価証券の発行者その他の内閣府令で定める者を除く。）の委託を受けて行う有価証券の買付け（次項において「一般投資家等買付け」という。）を禁止することができる。

2 前項の規定により一般投資家等買付けを禁止する場合において、金融商品取引所は、その業務規程において、前条第一項各号に掲げる事項のほか、特定取引所金融商品市場に関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 有価証券の売買の受託の制限に関する事項

二 特定上場有価証券の発行者が提供又は公表をすべき特定証券情報及び発行者情報の内容、提供又は公表の方法及び時期その他特定上場有価証券に係る情報の提供又は公表に関し必要な事項

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であつて次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの
- 2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。
- 3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

● 物資（商品）ごとに指定法人の指定を行っている用例

○特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）

（指定等）

第三十二条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「再商品化等業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、主務省令で定める区分ごとに、その申請により、再商品化等業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（業務）

第三十三条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 製造業者等であってその製造等に係る特定家庭用機器の量が主務省令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造業者等」という。）の委託を受けて、当該特定製造業者等が再商品化等をすべき特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- 二 第十七条の規定により引き取るべき製造業者等が存せず、又は当該製造業者等を確知することができない特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を実施すること。
- 三 市町村の長の申出を受けて、主務大臣が製造業者等への特定家庭用機器廃棄物の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村又は当該地域の住民からの求めに応じ、当該地域に係る市町村の収集した特定家庭用機器廃棄物又は当該住民が排出する特定家庭用機器廃棄物をその再商品化等をすべき者に引き渡すこと。
- 四 特定家庭用機器廃棄物の排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関する調査並びに特定家庭用機器廃棄物の適正な排出並びに収集及び運搬並びに再商品化等の実施の確保に関する普及及び啓発を行うこと。
- 五 特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等の実施に関し、排出者、市町村等の照会に応じ、これを処理すること。

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

（認定事業分野別経営力向上推進機関）

第三十九条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、事業分野別指針が定められた事業分野において、次項に規定する業務（以下「事業分野別経営力向上推進業務」という。）を行う者であつて、事業分野別指針に適合すると認められるものを、その申請により、事業分野ごとに、事業分野別経営力向上推進業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定事業分野別経営力向上推進機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該事業分野における事業分野別指針に定められた事項に関する普及啓発及び研修を行うこと。
- 二 当該事業分野における経営力向上に関する最新の知見の充実を図るため、これに関する情報の収集、整理及び分析並びに調査研究を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 事業分野別経営力向上推進業務に関する次に掲げる事項
 - イ 事業分野別経営力向上推進業務の内容
 - ロ 事業分野別経営力向上推進業務の実施体制
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項

4 認定事業分野別経営力向上推進機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

● 「ごとに～として指定することができる」の用例

○航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）

（航路標識協力団体の指定）

第七条 海上保安庁長官は、法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であつて、次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、管理航路標識ごとに航路標識協力団体として指定することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による指定をしたときは、当該航路標識協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 航路標識協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、その旨を海上保安庁長官に届け出なければならない。

4 海上保安庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

● 複数の主務大臣が法人を指定している用例

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

（指定）

第七十六条 主務大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、情報処理センターとして指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該情報処理センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 情報処理センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(主務大臣等)

第一百条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一～四 (略)

2 (略)

○環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）

(環境教育等支援団体)

第十条の二 主務大臣は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体であつて、次項に規定する事業（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援事業」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、環境教育等支援団体（以下この条及び第二十五条第一項第一号において「支援団体」という。）として指定することができる。

一 支援事業を確実に行うに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前号に定めるもののほか、支援事業を公正かつ適確に実施することができるものとして、主務省令で定める基準に適合するものであること。

2～7 (略)

(主務大臣等)

第二十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

一 支援団体に係る事項 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第十条の二第一項の規定による指定の対象となる者の行う支援事業を所管する大臣並びに環境大臣及び文部科学大臣

二 人材認定等事業に係る事項 文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第十一条第一項の規定による登録の対象となる者の行う人材認定等事業を所管する大臣及び環境大臣

三 体験の機会の場の提供に係る事項 農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第二十条第一項の規定による認定の対象となる体験の機会の場で行う事業を所管する大臣並びに環境大臣及び文部科学大臣

四 協働取組の推進に関する協定に係る事項 文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第二十一条の五第一項に規定する協定を締結する者の行う当該協定に定める事項を所管する大臣及び環境大臣

● 欠格事由において「二年を経過しない者」としている用例

○介護保険法（平成九年法律第百二十三号）

（欠格条項）

第六十九条の十二 次の各号のいずれかに該当する法人は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。
- 二 第六十九条の二十四第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。
- 三 その役員のうちに、第一号に該当する者があること。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）

（再生可能エネルギー発電事業計画の認定）

第九条 自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 法人であって、その役員のうちにイに該当する者があるもの

五 (略)

4～6 (略)

● 主務大臣が単一法人の支援基準を定める用例

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）

第二十二条 農林水産大臣は、機構が対象事業活動及び対象事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動の支援（前条第一項第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「対象事業活動支援」という。）の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活

動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下この条及び次条第一項において「支援基準」という。）を定めるものとする。

- 2 支援基準は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に関する事項
 - 二 農林漁業の安定的な成長発展を図るために必要な対象事業活動支援団体の選定及び監督に関する事項
- 3 支援基準は、次に掲げる事項に配慮して定められなければならない。
 - 一 多様な農林漁業者により、及びその連携の下に担われている地域の農林漁業の健全な発展に資するものとする。
 - 二 農林漁業者の所得の確保及び農山漁村における雇用機会の創出その他農山漁村の活性化に資するものとする。
 - 三 対象事業者に対する資金供給その他の支援が農林漁業者その他の関係者の意向を尊重したものとなるようにすること。
- 4 農林水産大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林漁業者、農林漁業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。
- 6 農林水産大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

● 指定法人（又は補助金交付を行う独立行政法人）の業務を規定する用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年十二月六日閣議決定による改正後のもの）施行後の特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第二十九条 機構は、特定半導体生産施設整備等を促進するため、次の業務を行う。

- 一 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号） （業務）

第十七条 促進機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定計画に係る食品等流通合理化事業（次号において「認定食品等流通合理化事業」という。）に必要な資金の借入に係る債務を保証すること。
- 二 認定食品等流通合理化事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行うこと。
- 三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。
- 四 食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずること

その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第三十二条（安定供給確保支援法人の指定の公示関係）

● 全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（指定の公示等）

第十四条 主務大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る指定金融機関の商号又は名称、住所及び開発供給等促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は開発供給等促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示するものとする。

第三十三条（安定供給確保支援業務規程関係）

● 全体構造の用例

○自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

（競輪関係業務規程）

第二十六条 競輪振興法人は、競輪関係業務を行うときは、その開始前に、競輪関係業務の実施方法その他の経済産業省令で定める事項について競輪関係業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 競輪関係業務の実施方法が適正かつ明確に定められていること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

三 競輪施行者又は競輪場若しくは場外車券売場の設置者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした競輪関係業務規程が競輪関係業務の公正かつ適確な実施上不相当となつたと認めるときは、その競輪関係業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 競輪振興法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その競輪関係業務規程を公表しなければならない。

● 業務規程の定めるべき事項を詳細に定めている用例

○航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）

（業務規程）

第十四条 指定開発促進機関は、助成業務の開始前に、当該助成業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 開発助成金の交付の対象となる国際共同開発の事業の選定の基準に関する事項

二 一の国際共同開発の事業に対する開発助成金の交付の期間に関する事項

三 開発助成金の交付の申請及び決定の手続並びに交付の決定に際し付すべき条件に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、開発助成金の交付に関し必要な事項

五 第八条第一項の納付金の徴収に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が、助成業務の適確かつ公正な実施上不相当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三十四条（安定供給確保支援法人基金関係）

● 基金の用例

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）

（基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年十二月六日閣議決定による改正後のもの）

（特定半導体基金の設置等）

第十六条の四 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条第十四号に掲げる業務（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十九条第一号及び第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる業務に限る。）に関する事項を定めた場合には、当該業務に要する費用に充てるための基金（以下「特定半導体基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。

3 特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるものとする。

4 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、特定半導体基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十一条第五項の規定による通知を行った場合において、必要があると認めるときは、機構に対し、第二項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

（国会への報告等）

第十六条の五 機構は、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

● 「基金を設け、～充てるものとする」の用例

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）

（医療情報化支援基金）

第三十三条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、第五項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 医療情報化支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする。

3 支払基金は、次の方法によるほか、医療情報化支援基金に係る余裕金を運用してはならない。

- 一 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有
- 二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補填の契約があるもの

4 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができる。

- 6 前項の規定により政府が交付する補助金の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入をもって充てるものとする。

○土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

（基金）

第四十六条 指定支援法人は、支援業務に関する基金（次条において単に「基金」という。）を設け、同条の規定により交付を受けた補助金と支援業務に要する資金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

（基金への補助金）

第四十七条 政府は、予算の範囲内において、指定支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）

（基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

- 2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

● 「国は、～基金に充てる資金を補助することができる」の用例

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）

（国庫補助等）

第五条 国は、廃棄物処理法第十三条の十二に規定する適正処理推進センターが、廃棄物処理法第十三条の十三第五号に掲げる業務であって特定支障除去等事業に係るものを行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該業務に係る廃棄物処理法第十三条の十五第一項に規定する基金に充てる資金を補助することができる。

- 2 国は、前項に規定するもののほか、都道府県等が特定支障除去等事業を実施しようとするときは、当該特定支障除去等事業が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

● 基金の運用方法を制限する規定の用例

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（再掲）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

- 一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの
- 二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

● 「～の規定により補助を受けた」の用例

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）

（都道府県の補助）

第七十四条 都道府県は、左に掲げる場合においては、第四十一条の規定により設置した保護施設の修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 一 その保護施設を利用することがその地域における被保護者の保護のため極めて効果的であるとき。
- 二 その地域に都道府県又は市町村の設置する同種の保護施設がないか、又はあつてもこれに収容若しくは供用の余力がないとき。

2 第四十三条から第四十五条までに規定するものの外、前項の規定により補助を受けた保護施設に対する監督については、左の各号による。

- 一 厚生労働大臣は、その保護施設に対して、その業務又は会計の状況について必要と認める事項の報告を命ずることができる。
- 二 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の予算が、補助の効果を上げるために不相当と認めるときは、その予算について、必要な変更をすべき旨を指示することができる。

三 厚生労働大臣及び都道府県知事は、その保護施設の職員が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする処分に違反したときは、当該職員を解職すべき旨を指示することができる。

● 国会への報告を規定している用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年十二月六日閣議決定による改正後のもの）

（国会への報告等）

第十六条の五 機構は、毎事業年度、特定半導体基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十三年法律第六十三号）

（国会への報告等）

第二十七条の三 資金配分機関は、基金を設けたときは、毎事業年度、当該基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

第三十五条（事業計画等関係）

● 全体構造の用例

○自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

（事業計画等）

第二十七条 競輪振興法人は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 競輪振興法人は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、競輪関係業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

第三十六条（区分経理関係）

● 全体構造の用例

○国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）

（区分経理）

第十五条 研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。ただし、第四号に掲げる業務に係る勘定については、第十七条の二第一項の規定により基金を設けた場合に限り、設けるものとする。

- 一 第十四条に規定する業務（次号から第四号までに掲げるものを除く。）
- 二 第十四条第一項第一号及び第六号に掲げる業務（農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。）並びにこれらに附帯する業務
- 三 第十四条第一項第五号及び第六号（第五号に掲げる業務に係る部分に限る。）に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務（次号に掲げるものを除く。）
- 四 第十七条の二第一項に規定する基金に係る業務

○港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（区分経理）

第三十三条 港湾労働者雇用安定センターは、厚生労働省令で定めるところにより、事業主支援業務に係る経理、雇用安定事業関係業務に係る経理及びその他の業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

○自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

（区分経理）

第三十条 競輪振興法人は、経済産業省令で定めるところにより、競輪関係業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（区分経理）

第四十三条の十六 港湾運営会社は、国土交通省令で定めるところにより、埠頭群の運営の事業に係る経理とその他の事業に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第三十七条（秘密保持義務関係）

● 指定法人の守秘義務に関する用例

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）

（指定）

第十八条 農林水産大臣は、米穀の取引の指標とすべき適正な価格の形成を図り、もってその円滑な取引に資することを目的とする一般社団法人、一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、米穀価格形成センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該センターの名称、住所及び事務所の所在地を官報で公示しなければならない。

3 センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（業務）

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 米穀の取引の指標とすべき価格の形成に必要なその売買取引を行うための施設（以下「価格形成施設」という。）を開設すること。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（秘密保持義務）

第二十六条 センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第十九条第一号に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（経過措置）

第五十七条 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十八条（帳簿の記載関係）

● 全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（帳簿の記載）

第十七条 指定金融機関は、開発供給等促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十九条（監督命令関係）

● 全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（監督命令）

第十八条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、開発供給等促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

第四十条（業務の休廃止関係）

● 全体構造の用例

○モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）

（業務の休廃止）

第四十一条 競走実施機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、競走実施業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により競走実施業務の全部の廃止を許可したときは、当該競走実施機関に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

（業務の休廃止）

第五十四条 船舶等振興機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、船舶等振興業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 国土交通大臣が前項の規定により船舶等振興業務の全部の廃止を許可したときは、当該船舶等振興機関に係る指定は、その効力を失う。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

○農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）

（事業の休廃止）

第十四条 農地中間管理機構は、都道府県知事の認可を受けなければ、農地中間管理事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事が前項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したときは、当該農地中間管理機構に係る指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）

（業務の休廃止）

第二十九条 需要開拓支援法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、需要開拓支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 経済産業大臣が前項の規定により需要開拓支援業務の全部の廃止を許可したときは、当該需要開拓支援法人に係る指定は、その効力を失う。

3 経済産業大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

○自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）

（業務の休廃止）

第二十八条 競輪振興法人は、経済産業大臣の許可を受けなければ、競輪関係業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（業務の休廃止）

第四十三条 競技実施法人は、競技実施業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第四十一条（指定の取消し等関係）

● 全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（指定の取消し等）

第二十条 主務大臣は、指定金融機関が第十三条第四項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 開発供給等促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があったとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第二十一条 指定金融機関について、第十九条第三項の規定により指定がその効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又は当該指定金融機関の一般承継人は、当該指定金融機関が行った開発供給等促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

● 「～を行う必要がないと認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる」の用例

○航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）

（指定の取消し等）

第二十一条 経済産業大臣は、指定開発促進機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は一年以内の期間を定めて助成業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第七条（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して交付金又は納付金を他の用途に使用したとき。

三 第八条第一項、第十四条第三項、第十八条又は前条の規定による命令に違反したとき。

四 第十三条第二項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

五 第十四条第一項の認可を受けた業務規程又は第十五条の認可を受けた事業計画によらないで助成業務を行つたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項に定める場合のほか、指定開発促進機関が第五条の開発助成金の交付の事業を行う必要がないと認めるに至ったときは、その指定を取り消すことができる。

● 指定が取り消された場合に、主務大臣が指定する法人に業務を引き継ぐ用例

○エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年五月二十八日法律第三十八号）

（指定の取消し等）

第三十条 経済産業大臣は、需要開拓支援法人が第十八条第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに

該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 経済産業大臣は、需要開拓支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて需要開拓支援業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 需要開拓支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 不正な手段により指定を受けたとき。

三 第十九条第二項、第二十三条から第二十六条まで又は前条第一項の規定に違反したとき。

四 第二十一条第二項、第二十二条第三項又は第二十八条の規定による命令に違反したとき。

五 第二十二条第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで需要開拓支援業務を行ったとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により需要開拓支援業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消しに伴う措置)

第三十一条 需要開拓支援法人は、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消されたときは、その需要開拓支援業務の全部を、当該需要開拓支援業務の全部を承継するものとして経済産業大臣が指定する需要開拓支援法人に引き継がなければならない。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合における需要開拓支援業務の引継ぎその他の必要な事項は、経済産業省令で定める。

第四十二条（安定供給確保支援独立行政法人の指定及び業務関係）

● 全体構造の用例

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附随する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年十二月六日閣議決定による改正後のもの）

第二十九条 機構は、特定半導体生産施設整備等を促進するため次の業務を行う。

- 一 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

● 「大臣は、～のうち～ものを～として（に）指定することができる」の用例（構造的な用例）

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）

（指定放送対象地域の指定）

第百十六条の二 総務大臣は、国内基幹放送（協会及び学園の放送を除く。以下この款において同じ。）に係る放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

- 2 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

● 「指定に係る～業務」の用例

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

（試験の実施）

第二十九条 国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

4 国土交通大臣は、外国政府の授与した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行う場合には、前三項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。独立行政法人航空大学校又は国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者についても、同様とする。

5 前項の指定の申請の手続、指定の基準その他の指定に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

6 国土交通大臣は、第四項の指定を受けた者が前項の国土交通省令の規定に違反したときは、当該指定を受けた者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、六月以内において期間を定めて当該指定に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は当該指定を取り消すことができる。

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

第五十七条の二 認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業に属する事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を沖縄県知事に報告しなければならない。

3 沖縄県知事は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 沖縄県知事は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

● 独立行政法人を指定している用例

○災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

○統計法（平成十九年法律第五十三号）

（指定独立行政法人等が行う統計調査）

第二十五条 独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが

想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。）は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定行政執行法人（行政執行法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定するものをいう。以下この項において同じ。）と共同して行う研究又は国若しくは指定行政執行法人の委託を受けて行う研究（以下この項において「共同研究等」という。）に従事するため国家公務員法第七十九条の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

● 定義規定を置いた用語について、一部の条文に限り、用語の範囲を限定している用例

○警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

（定義）

第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 四 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務

2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。

3 この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けて警備業を営む者をいう。

4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。

5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。

6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

（服装）

第十六条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、内閣府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。

2 警備業者は、警備業務（内閣府令で定めるものを除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）を行おうとする都道府県の区域を管轄する公安委員会に、当該公安委員会の管轄区域内において警備業務を行うに当たって用いようとする服装の色、型式その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 第十一条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（護身用具）

第十七条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たって携帯する護身用具については、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

2 前条第二項の規定は警備業務を行うに当たって携帯しようとする護身用具の届出について、第十一条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と、第十一条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

（特定の種別の警備業務の実施）

第十八条 警備業者は、警備業務（第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という。）のものを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

（検定）

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第二

十三条第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）

（定義）

第二条 この法律において「賃貸住宅」とは、賃貸の用に供する住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。次項第一号において同じ。）をいう。ただし、人の生活の本拠として使用する目的以外の目的に供されていると認められるものとして国土交通省令で定めるものを除く。

- 2 この法律において「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う事業をいう。

一 当該委託に係る賃貸住宅の維持保全（住宅の居室及びその他の部分について、点検、清掃その他の維持を行い、及び必要な修繕を行うことをいう。以下同じ。）を行う業務（賃貸住宅の賃貸人のために当該維持保全に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務を含む。）

二 当該賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務（前号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）

- 3 この法律において「賃貸住宅管理業者」とは、次条第一項の登録を受けて賃貸住宅管理業を営む者をいう。

- 4 この法律において「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約（賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であるものを除く。）であつて、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいう。

- 5 この法律において「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいう。

（分別管理）

第十六条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約に基づく管理業務（第二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭を、整然と管理する方法として国土交通省令で定める方法により、自己の固有財産及び他の管理受託契約に基づく管理業務において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭と分別して管理しなければならない。

第四十四条（特別の対策を講ずる必要がある特定重要物資の指定等関係）

● 全体構造の用例

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（資料の提出等の要求）

第六十六条の十五 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

● 「大臣は、（～のうち～ものを）～として（に）指定することができる」の用例（構造的な用例）

○放送法（昭和二十五年法律第三十二号）

（指定放送対象地域の指定）

第一百六条の二 総務大臣は、国内基幹放送（協会及び学園の放送を除く。以下この款において同じ。）に係る放送対象地域のうち、当該放送対象地域における国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により当該放送対象地域の第九十一条第二項第三号に規定する目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが同号に規定する放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができる。

- 2 総務大臣は、指定放送対象地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定放送対象地域について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 3 第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によつて行う。

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

● 「は～認めるときは～することができる」の用例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（形式不備等による訂正発行登録書の提出命令）

第二十三条の九 内閣総理大臣は、発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）及びその添付書類若しくは第二十三条の四の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）に形式上の不備があり、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項の記載が不十分であると認めるときは、これらの書類の提出者に対し、訂正発行登録書の提出を命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 発行登録が効力を生ずる日前に前項の規定による処分があつた場合においては、当該発行登録は、第二十三条の五第一項において準用する第八条の規定にかかわらず、内閣総理大臣が当該発行登録に係る発行登録書を受理した日から内閣総理大臣が指定する期間を経過した日に、その効力を生ずる。
- 3 前項の場合において、内閣総理大臣が指定する期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の提出があつた場合には、内閣総理大臣が当該訂正発行登録書を受理した日に、発行登録書を受理があつたものとみなす。
- 4 前項の場合において、内閣総理大臣は、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の内容が公衆に容易に理解されると認める場合又は当該訂正発行登録書の提出者に係る第五条第一項第二号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されていると認める場合においては、第二項において内閣総理大臣が指定した期間に満たない期間を指定することができる。この場合においては、発行登録は、その期間を経過した日に、その効力を生ずる。
- 5 第三項の規定は、前項の規定による期間の指定があつた場合において、当該指定された期間内に第二十三条の四の規定による訂正発行登録書の提出があつたときに準用する。

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（昭和二十三年法律第四十七号）

（公共職業安定所長の指示）

第十二条 公共職業安定所長は、特定求職者に対して、就職支援計画に基づき前条各号に掲げる措置（次項及び次条において「就職支援措置」という。）を受けることを指示するものとする。

- 2 公共職業安定所長は、前項の規定による指示を受けた特定求職者の就職支援措置の効果を高めるために必要があると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。
- 3 公共職業安定所長は、第一項の規定による指示を受けた特定求職者の就職の支援を行う必要がなくなったと認めるときは、遅滞なく、当該特定求職者に係る指示を取り消すものとする。

● 「指定を（しようと）するときは、～大臣と協議しなければならない」の用例

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）

（公共用施設の指定等）

第五十六条の四 国土交通大臣は、公衆の利便を増進するため必要があると認めるときは、自衛隊の設置する飛行場について、その着陸帯その他の施設を公共の用に供すべき施設として指定することができる。

- 2 前項の指定は、当該施設の名称、位置、設備の概要その他国土交通省令で定める事項を告示することによつて行う。
- 3 国土交通大臣は、第一項の指定に係る施設について前項の告示をした事項に変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を告示しなければならない。
- 4 国土交通大臣は、第一項の指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定の取消しをしようとするときは、防衛大臣と協議しなければならない。
- 6 防衛大臣は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7 防衛大臣は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

● 内閣の首長たる内閣総理大臣を関係行政機関の長と分けて記載している用例

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（連絡及び協力）

第八十条 内閣総理大臣及びこの法律の施行に係る行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。）の長は、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

● 「指定の事由がなくなつたと認めるときは」の用例

○宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

第二十条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴いて、宅地造成に伴う災害で相当数の居住者その他の者に危害を生ずるものの発生のおそれ大きい一団の造成宅地（これに附帯する道路その他の土地を含み、宅地造成工事規制区域内の土地を除く。）の区域であつて政令で定める基準に該当するものを、造成宅地防災区域として指定することができる。

2 都道府県知事は、擁壁等の設置又は改造その他前項の災害の防止のため必要な措置を講ずることにより、造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該造成宅地防災区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

3 第三条第二項から第四項まで及び第四条から第七条までの規定は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除について準用する。

● 「指定を解除する」の用例

○家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）

（患畜等以外の家畜の殺処分）

第十七条の二 農林水産大臣は、家畜において口蹄疫又はアフリカ豚熱がまん延し、又はまん延するおそれがある場合（家畜以外の動物が当該伝染性疾病にかかっていることが発見された場合であつて、当該動物から家畜に伝染することにより家畜において当該伝染性疾病がまん延するおそれがあるときを含む。）において、この章（この条の規定に係る部分を除く。）の規定により講じられる措置のみによつてはそのまん延の防止が困難であり、かつ、その急速かつ広範囲なまん延を防止するため、当該伝染性疾病の患畜及び疑似患畜（以下この項において「患畜等」という。）以外の家畜であつてもこれを殺すことがやむを得ないと認めるときは、患畜等以外の家畜を殺す必要がある地域を指定地域として、また、当該指定地域において殺す必要がある家畜（患畜等を除く。）を指定家畜として、それぞれ指定することができる。

2～6 （略）

- 7 農林水産大臣は、指定地域の全部又は一部についてその指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域の全部又は一部についてその指定を解除するものとする。
- 8 前項の規定による解除には、第三項及び第四項の規定を準用する。

● 政府又は〇〇大臣が「～必要な措置を講じるものとする」の用例

○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）

（牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置）

- 第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第八条及び第十一条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。
- 2 牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

● 定義規定を置いた用語について、一部の条文に限り、用語の範囲を限定している用例

○警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）

（定義）

- 第二条 この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。
- 一 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
 - 二 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
 - 三 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
 - 四 人の身体に対する危害の発生を、その身邊において警戒し、防止する業務
- 2 この法律において「警備業」とは、警備業務を行なう営業をいう。
- 3 この法律において「警備業者」とは、第四条の認定を受けて警備業を営む者をいう。
- 4 この法律において「警備員」とは、警備業者の使用人その他の従業者で警備業務に従事するものをいう。
- 5 この法律において「機械警備業務」とは、警備業務用機械装置（警備業務対象施設に設置する機器により感知した盗難等の事故の発生に関する情報を当該警備業務対象施設以外の施設に設置する機器に送信し、及び受信するための装置で内閣府令で定めるものをいう。）を使用して行う第一項第一号の警備業務をいう。
- 6 この法律において「機械警備業」とは、機械警備業務を行う警備業をいう。

（服装）

- 第十六条 警備業者及び警備員は、警備業務を行うに当たっては、内閣府令で定める公務員の法令に基づいて定められた制服と、色、型式又は標章により、明確に識別することができる服装を用いなければならない。
- 2 警備業者は、警備業務（内閣府令で定めるものを除く。以下この項及び次条第二項において同じ。）を行おうとする都道府県の区域を管轄する公安委員会に、当該公安委員会の管轄区域内におい

て警備業務を行うに当たつて用いようとする服装の色、型式その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 3 第十一条第一項の規定は、前項の規定により届け出るべき事項の変更について準用する。この場合において、「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは、「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

(護身用具)

第十七条 警備業者及び警備員が警備業務を行うに当たつて携帯する護身用具については、公安委員会は、公共の安全を維持するため必要があると認めるときは、都道府県公安委員会規則を定めて、警備業者及び警備員に対して、その携帯を禁止し、又は制限することができる。

- 2 前条第二項の規定は警備業務を行うに当たつて携帯しようとする護身用具の届出について、第十一条第一項の規定は当該届出に係る事項の変更について準用する。この場合において、前条第二項中「用いようとする服装の色、型式」とあるのは「携帯しようとする護身用具の種類、規格」と、第十一条第一項中「主たる営業所の所在地を管轄する公安委員会」とあるのは「当該変更に係る公安委員会」と読み替えるものとする。

(特定の種別の警備業務の実施)

第十八条 警備業者は、警備業務（第二条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するものに限る。以下この条並びに第二十三条第一項、第二項及び第四項において同じ。）のうち、その実施に専門的知識及び能力を要し、かつ、事故が発生した場合には不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める種別（以下単に「種別」という。）のものをを行うときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その種別ごとに第二十三条第四項の合格証明書の交付を受けている警備員に、当該種別に係る警備業務を実施させなければならない。

(検定)

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

- 2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。
- 3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。
- 4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。
- 5 前条第四項から第六項までの規定は合格証明書の交付、書換え及び再交付について、同条第七項の規定は合格証明書の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二十三条第四項」と、同項第一号中「未成年者」とあるのは「十八歳未満の者」と、同項第二号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「第七項第二号」とあるのは「第二十三条第五項において読み替えて準用する第七項第二号」と、「警備員指導教育責任者資格者証の返納」とあるのは「合格証明書の返納」と、同条第七項第一号中「第六号」とあるのは「第七号」と、同項第三号中「警備員指導教育責任者」とあるのは「警備員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、第一項の検定の試験科目、受験手続その他同項の検定の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）

（定義）

第二条 この法律において「賃貸住宅」とは、賃貸の用に供する住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分をいう。次項第一号において同じ。）をいう。ただし、人の生活の本拠として使用する目的以外の目的に供されていると認められるものとして国土交通省令で定めるものを除く。

2 この法律において「賃貸住宅管理業」とは、賃貸住宅の賃貸人から委託を受けて、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行う事業をいう。

一 当該委託に係る賃貸住宅の維持保全（住宅の居室及びその他の部分について、点検、清掃その他の維持を行い、及び必要な修繕を行うことをいう。以下同じ。）を行う業務（賃貸住宅の賃貸人のために当該維持保全に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行う業務を含む。）

二 当該賃貸住宅に係る家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務（前号に掲げる業務と併せて行うものに限る。）

3 この法律において「賃貸住宅管理業者」とは、次条第一項の登録を受けて賃貸住宅管理業を営む者をいう。

4 この法律において「特定賃貸借契約」とは、賃貸住宅の賃貸借契約（賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃貸人と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であるものを除く。）であつて、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営むことを目的として締結されるものをいう。

5 この法律において「特定転貸事業者」とは、特定賃貸借契約に基づき賃借した賃貸住宅を第三者に転貸する事業を営む者をいう。

（分別管理）

第十六条 賃貸住宅管理業者は、管理受託契約に基づく管理業務（第二条第二項第二号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭を、整然と管理する方法として国土交通省令で定める方法により、自己の固有財産及び他の管理受託契約に基づく管理業務において受領する家賃、敷金、共益費その他の金銭と分別して管理しなければならない。

● 他法に基づく物資及び資材の備蓄とは相互に兼ねることができる旨の規定の用例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年五月十一日）

（物資及び資材の備蓄等）

第十条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（第十二条及び第五十一条において「指定行政機関の長等」という。）は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（災害対策基本法の規定による備蓄との関係）

第十一条 前条の規定による物資及び資材の備蓄と、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の規定による物資及び資材の備蓄とは、相互に兼ねることができる。

● 国が所有する物資を時価よりも低い対価で譲渡する用例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年五月十一日）

（医薬品等の譲渡等の特例）

第六十四条 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資を無償又は時価よりも低い対価で譲渡し、貸し付け、又は使用させることができる。

第四十五条（施設委託管理者関係）

● 全体骨格の用例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

● 施設（国の行政財産）の管理を委託し、その委託先への監督権限等を規定している用例

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）

第九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者（次項において「指定法人」という。）に委託するものとする。

2 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金（第二十二條第二項において「入場料等」という。）を徴収することができる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。
(指定等)

第二十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二 第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ 第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及び文部科学大臣に届け出なければならない。

5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第二十一条 指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。

二 アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。

三 アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

四 アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。

五 アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。

(民族共生象徴空間構成施設管理業務規程)

第二十二条 指定法人は、前条第一号に掲げる業務（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。）に関する規程（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。

3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可をした民族共生象徴空間構成施設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十三条 指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十四条 指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(国派遣職員に係る特例)

第二十五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、指定法人を含むものとする。

2 国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。

3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。

(職員の派遣等についての配慮)

第二十六条 前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

(役員を選任及び解任)

第二十七条 指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員を選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十八条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令)

第二十九条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第三十条 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となったとき。

三 第二十二条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。

四 第二十二条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかったとき。

2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(指定を取り消した場合における経過措置)

第三十一条 前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

○漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）

(国の施行する特定漁港漁場整備事業によつて生じた土地等の管理及び処分)

第二十四条の二 国が施行する特定漁港漁場整備事業によつて生じた土地又は工作物は、農林水産大臣が政令で定めるところにより管理し、又は処分する。

2 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、前項の土地又は工作物で漁港施設であるものの管理を漁港管理者に委託することができる。

3 農林水産大臣が第一項の土地又は工作物を漁港管理者に譲渡する場合の譲渡の対価は、漁港管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内で無償とする。

(漁港管理者の決定)

第二十五条 次の各号に掲げる漁港の漁港管理者は、当該各号に定める地方公共団体とする。

- 一 第一種漁港であつてその所在地が一の市町村に限られるもの 当該漁港の所在地の市町村
- 二 第一種漁港以外の漁港であつてその所在地が一の都道府県に限られるもの 当該漁港の所在地の都道府県
- 三 前二号に掲げる漁港以外の漁港 農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経て定める基準に従い、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、当該漁港の所在地の地方公共団体のうちから告示で指定する一の地方公共団体

2 前項の規定にかかわらず、漁港の所在地の地方公共団体は、水産政策審議会の議を経て農林水産省令で定める基準に従い、協議して、当該地方公共団体のうち一の地方公共団体を当該漁港の漁港管理者として選定し、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出ることができる。これを変更しようとするときも、同様である。

3 農林水産大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、同項の規定により選定された漁港管理者を告示する。

(漁港管理者の職責)

第二十六条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

(漁港管理規程の制定及び変更)

第三十四条 漁港管理規程においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者の管理する漁港施設の維持、保全及び運営その他当該漁港の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 漁港管理者は、漁港管理規程を制定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、漁港の維持管理の適正を図るために必要があると認めるときは、漁港管理者に対し、漁港管理規程について必要な助言又は勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、水産政策審議会の議を経て、模範漁港管理規程例を定めることができる。

(利用の対価の徴収)

第三十五条 漁港管理者は、漁港の維持管理に要する費用に充てるために、漁港管理規程の定めるところにより、漁港の利用者から、利用料、使用料、手数料、占用料等その利用の対価を徴収することができる。

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

● 施設に敷地・土地を含んでいる用例

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）

(定義)

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

- 2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。
- 3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であつて、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

（港湾施設の貸付け等）

- 第五十四条 前条に規定する場合のほか、第五十二条に規定する港湾工事によつて生じた港湾施設（港湾の管理運営に必要な土地を含む。）は、国土交通大臣（国有財産法第三条の規定による普通財産については財務大臣）において港湾管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。
- 2 前項の規定により港湾管理者が管理することとなつた港湾施設については、港湾管理者においてその管理の費用を負担する。この場合において、当該施設の使用料及び賃貸料は、港湾管理者の収入とする。
- 3 前項に定めるもののほか、港湾施設の管理の委託に関し必要な事項は、政令で定める。

○石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）

（国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理の委託）

- 第二十九条 経済産業大臣は、国家備蓄石油（指定石油製品を除く。）及び国家備蓄施設（国家備蓄石油（指定石油製品を除く。）の備蓄に必要な石油の貯蔵施設その他の施設（これらの用に供する土地を含む。）であつて国が所有するものをいう。）の管理については機構に、国家備蓄石油（指定石油製品に限る。）の管理については石油精製業者等にそれぞれ委託することができる。

第四十七条（資金の確保関係）

● 資金の確保（訓示規定）の用例

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）

（資金の確保）

第六十九条 国は、認定社外高度人材活用新事業分野開拓事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

- 2 国及び都道府県は、承認経営革新事業に必要な資金の確保に努めるものとする。
- 3 国は、認定経営力向上事業に必要な資金の確保に努めるものとする。
- 4 国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。
- 5 国は、認定事業継続力強化又は認定連携事業継続力強化に必要な資金の確保に努めるものとする。

○地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）

（資金の確保）

第十九条 国は、認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

第四十八条（報告の徴収関係）

● 全体構造の用例

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号） （抄）

（報告及び検査）

第十二条 経済産業大臣は、第四条第一項の規定による指定及び前条第二項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（報告の徴収）

第二十九条 主務大臣は、認定開発供給事業者又は認定導入事業者に対し、認定開発供給計画又は認定導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

（指定金融機関に対する報告の徴収等）

第三十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定金融機関から開発供給等促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

● 「応じるよう努めなければならない」の用例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）

（行政機関等の責務等）

第三条の二 行政機関等は、前条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有する。

2 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者並びにその他の個人及び法人その他の団体の協力を得るよう努めなければならない。

3 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならない。

第四十九条（特定社会基盤役務基本指針）関係

- 全体構造の用例
- 指針に「・・・に当たって配慮すべき事項」を定めることとしている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項
 - イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項
 - ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項
 - ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 基本指針（基本方針）を閣議決定することとしている用例
- 基本指針（基本方針）に「・・・の防止に関する基本的な方向」「・・・の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）」「勸告及び命令に関する基本的な事項（・・・の具体的内容に関する事項を含む。）」「前各号に掲げるもののほか、・・・に関し必要な事項」を定めることとしている用例

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（抄）

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向
- 二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）

- 三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項
- 四 注視区域内にある土地等の利用者（所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。）に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（注）第4条第2項第4号の「勧告及び命令に関する基本的な事項」については、「私権に一定の制限を加えるものであることから、基本方針においては、当該勧告及び命令に当たっての基準、手続等を規定する」旨説明されている（法制局説明資料）。

● 「閣議の決定を求めるものとする」としている用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抄）

（革新的事業活動実行計画）

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する施策（次項において「革新的事業活動関連施策」という。）の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画（以下「革新的事業活動実行計画」という。）を作成するものとする。

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

5 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

6～9 （略）

● 基本方針に基づき指針を定めることとしている用例

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（障害者活躍推進計画作成指針）

第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進（次項、次条及び第七十八条第一項第二号において「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者活躍推進計画（次項において「障害者活躍推進計画」という。）の作成に関する指針（以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

● 基本指針（基本方針）の名称に「防止」を含むこととしている用例

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）

（特定外来生物被害防止基本方針）

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3・4 （略）

● 「・・・の防止による・・・の確保（保全）」としている用例

○悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）（抄）

（国民の責務）

第十四条 何人も、住居が集合している地域においては、飲食物の調理、愛がんする動物の飼養その他その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する悪臭の防止による生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

● 基本指針（基本方針）に「（規定）の・・・の指定に関する基本的な事項」を定めることとしている用例

○湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（抄）

（湖沼水質保全基本方針）

第二条 （略）

2 湖沼水質保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に関する基本構想

二 第四条第一項の湖沼水質保全計画の策定、第二十五条第一項の流出水対策地区の指定、第二十九条第一項の湖辺環境保護地区の指定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全に関する重要事項

3～6 （略）

第五十条（特定社会基盤事業者の指定）関係

- 「〇〇大臣は、・・・者のうち（について）、・・・者を・・・事業者として指定することができる。」としている用例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

第三十条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内における全ての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合が総務省令で定める割合を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者を第三項、第五項及び第六項の規定の適用を受ける電気通信事業者として指定することができる。

2～6 （略）

- 対象となる事業について、法律で列記したもののうちから政令で定めることとしている用例

○環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

一 次に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であること。

- イ 高速自動車国道、一般国道その他の道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- ロ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築、堰（せき）の新築及び改築の事業（以下この号において「ダム新築等事業」という。）並びに同法第八条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- ハ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の建設及び改良の事業
- ニ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- ホ 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
- ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業

ト 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業

チ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業

リ 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業

ヌ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）第二条第五項に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する工業団地造成事業

ル 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二条第一項に規定する新都市基盤整備事業

ヲ 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第二条第二項に規定する流通業務団地造成事業

ワ イからヲまでに掲げるもののほか、一の事業に係る環境影響を受ける地域の範囲が広く、その一の事業に係る環境影響評価を行う必要の程度がこれらに準ずるものとして政令で定める事業の種類

二 次のいずれかに該当する事業であること。

イ～ホ （略）

3～5 （略）

● 「役務の提供を行うもの（事業）」としている用例

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

（主務大臣）

第四十六条 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 商品に係る事項については、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣

二 指定権利に係る事項については、経済産業大臣及び当該権利に係る施設又は役務の提供を行う事業を所管する大臣

三 役務に係る事項については、経済産業大臣及び当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

四 第三十六条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、経済産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

五 第三十六条第二項の規定による消費経済審議会及び消費者委員会への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣

● 「国民生活及び経済活動の基盤となる××」としている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第二十八条において同じ。）を確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

- 「国民生活及び経済活動の基盤・・・であって、その安定的な提供に支障が生じた（機能が停止し、又は低下した）場合に・・・を生ずるおそれがあるもの（おそれが生ずるもの）」としている用例

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）（抄） ※議員立法

（基本理念）

第三条 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であることに鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの）に関する事業を行う者をいう。以下同じ。）等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならない。

2～6 （略）

- 「その（役務の）安定的な提供」としている用例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

（管理規程）

第四十四条 （略）

2 管理規程は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために電気通信事業者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、総務省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。

- 一 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方針に関する事項
- 二 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の体制に関する事項
- 三 電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するための事業用電気通信設備の管理の方法に関する事項
- 四 第四十四条の三第一項に規定する電気通信設備統括管理者の選任に関する事項

3・4 （略）

● 「国家及び国民の安全」としている用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

● 「～を損なう事態を生ずるおそれ」としている用例

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（特定取得の届出及び変更勧告等）

第二十八条 （略）

2 （略）

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る特定取得が国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特定取得（我が国が加盟する特定取得に関する多数国間の条約その他の国際約束で政令で定めるもの（以下この項において「条約等」という。）の加盟国の外国投資家が行う特定取得で特定取得に関する制限の除去について当該条約等に基づく義務がないもの及び当該条約等の加盟国以外の国の外国投資家が行う特定取得でその国が当該条約等の加盟国であるものとした場合に当該義務がないこととなるものに限る。以下「国の安全に係る特定取得」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る特定取得を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

4～9 （略）

● 「その使用する××」としている用例

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）

（カジノ施設供用事業者に対する監督処分）

第二百六条 （略）

2～7 （略）

8 カジノ事業者は、その使用するカジノ施設に係るカジノ施設供用事業者が第一項又は第二項の規定によりそのカジノ施設供用事業の全部又は一部の停止を命じられたときは、当該停止の期間中は、当該カジノ施設（当該停止を命じられたカジノ施設供用事業に係る部分に限る。）においてカジノ事業及びカジノ行為区画内関連業務を行うことができない。

- 「設備、機器、装置又はプログラムであって、・・・ものとして〇〇省令で定めるものをいう。」
としている用例

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（抄）

（経営力向上計画の認定）

第十七条 （略）

2 （略）

- 3 前項第五号の「経営力向上設備等」とは、商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供する施設、設備、機器、装置又はプログラムであって、経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

4～10 （略）

- 「役務の・・・提供を妨害」としている用例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

第一百八十条 みだりに電気通信事業者の事業用電気通信設備を操作して電気通信役務の提供を妨害した者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2・3 （略）

- 「の手段として使用される」としている用例

○細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律（昭和五十七年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 （略）

- 3 この法律において「生物兵器」とは、武力の行使の手段として使用される物で、生物剤又は生物剤を保有しかつ媒介する生物を充てんしたものをいう。

4 （略）

- 「使用されるおそれがある」としている用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（安否情報の提供）

第二十六条 （略）

- 2 前項の照会を受けた総務大臣又は地方公共団体の長は、当該照会に係る者の安否情報を保有している場合において、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かを回答するものとする。

● 「ものとして〇〇省令で定める基準に該当する者」としている用例

○船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（食料の支給）

第八十条 （略）

②・③ （略）

- ④ 船舶所有者は、その大きさ、航行区域及び航海の態様を勘案して国土交通省令で定める船舶には、第一項の規定による船内における食料の支給を適切に行う能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に該当する者を乗り組ませなければならない。

● 公示によって指定の効力が生ずることを規定し、かつ公示の方法を法律上官報（公報）と規定していない用例

○東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）（抄）

（届出対象区域内における建築等の届出等）

第六十四条 被災関連市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

- 2 被災関連市町村は、前項の規定による指定をするときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

4～7 （略）

● 指定する場合の手続規定の用例

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（指定の公示）

第七条 公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力団の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。

- 2 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

3 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定に係る指定暴力団等を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、指定をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。

4 第一項の規定により公示された事項に変更があったときは、公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならない。

● 公告（公示）の内容として「承認（指定）に係る事業の種類」を規定している用例

○農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）（抄）

（事業規程）

第八条 農地中間管理機構は、前条各号に掲げる事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該事業の実施に関する規程（以下「事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一～三 （略）

4 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を公告しなければならない。

第五十一条（指定の解除）関係

- 「〇〇大臣は、・・・が・・・基準に該当しなくなったと認めるとき（適合しなくなつたとき）は、・・・指定を解除するものとする。」としている用例

○水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

（保護水面の区域の変更等）

第十九条 都道府県知事又は農林水産大臣は、保護水面が前条第一項に規定する基準に適合しなくなつたときその他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した保護水面の区域を変更し、又はその指定を解除するものとする。

2 （略）

第五十二条（特定設備の導入等）関係

● 第一項、第三項、第四項、第八項の全体構造の用例

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条 外国投資家（前条第一項に規定する外国投資家をいう。以下この条、第二十八条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五及び第九章において同じ。）は、対内直接投資等（前条第二項に規定する対内直接投資等をいい、相続、遺贈、法人の合併その他の事情を勘案して政令で定めるものを除く。以下この条、第二十九条第一項から第四項まで、第五十五条の五、第六十九条の第二第二項及び第七十条第一項において同じ。）のうち第三項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当するおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該対内直接投資等について、事業目的、金額、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣及び事業所管大臣に届け出なければならない。

2 対内直接投資等について前項の規定による届出をした外国投資家は、財務大臣及び事業所管大臣が当該届出を受理した日から起算して三十日を経過する日までは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない。ただし、財務大臣及び事業所管大臣は、その期間の満了前に当該届出に係る対内直接投資等がその事業目的その他からみて次項の規定による審査が必要となる対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該期間を短縮することができる。

3 財務大臣及び事業所管大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る対内直接投資等が次に掲げるいずれかの対内直接投資等（以下「国の安全等に係る対内直接投資等」という。）に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、当該届出に係る対内直接投資等を行つてはならない期間を、当該届出を受理した日から起算して四月間に限り、延長することができる。

一～三 （略）

4 財務大臣及び事業所管大臣は、前項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、当該延長された期間の満了前に第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しないと認めるときは、当該延長された期間を短縮することができる。

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6 （略）

7 第五項の規定による勧告を受けたものは、当該勧告を受けた日から起算して十日以内に、財務大臣及び事業所管大臣に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。

8 前項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、当該勧告をされたところに従い、当該勧告に係る対内直接投資等を行わなければならない。

- 9 第七項の規定により勧告を応諾する旨の通知をしたものは、第三項又は第六項の規定にかかわらず、当該対内直接投資等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあっては、五月）を経過しなくても、当該勧告に係る対内直接投資等を行うことができる。
- 10 第五項の規定による勧告を受けたものが、第七項の規定による通知をしなかつた場合又は当該勧告を応諾しない旨の通知をした場合には、財務大臣及び事業所管大臣は、当該勧告を受けたものに対し、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を命ずることができる。ただし、当該変更又は中止を命ずることができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は第六項の規定により延長された期間の満了する日までとする。
- 11 財務大臣及び事業所管大臣は、経済事情の変化その他の事由により、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当しなくなつたと認めるときは、第七項の規定による対内直接投資等に係る内容の変更の勧告を応諾する旨の通知をしたもの又は前項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更を命じられたものに対し、当該勧告又は命令の全部又は一部を取り消すことができる。
- 12～14 （略）

● 「政令で定める者・・・当該政令で定める者」の用例

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）（抄）

（東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

第三十八条の二 （略）

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 （略）

五 住宅取得等資金 次のいずれかに掲げる新築等（被災受贈者の配偶者その他の被災受贈者と特別の関係がある者として政令で定める者との請負契約その他の契約に基づき新築若しくは増改築等をする場合又は当該政令で定める者から取得をする場合を除く。）の対価に充てるための金銭をいう。

イ～ハ （略）

3～18 （略）

● 「場合であつて～省令で定める場合を除く」の用例

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）（抄）

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 （略）

2 （略）

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第一項の許可をしなければならない。

一 （略）

二 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。

三・四 （略）

4～14 （略）

● 「～は、・・・に関する計画を作成し、〇〇大臣に届け出なければならない」としている用例

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）（抄）

（事業計画）

第十六条 認定設置運営事業者等は、カジノ事業の収益を活用して設置運営事業等を円滑かつ確実に行うため、毎事業年度の開始前に、事業基本計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、当該事業年度における特定複合観光施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画（以下この条及び第三十七条において「事業計画」という。）を作成し、認定都道府県等の同意を得て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2～4 （略）

● 「設備」の「導入」としている用例

○産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）（抄）

（認定事業適応関連措置）

第七条 法第二十一条の十七第一項第一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置（研究開発、情報技術を活用するために必要な投資又は生産工程効率化等設備（法第二条第十三項に規定する生産工程効率化等設備をいう。）若しくは需要開拓商品生産設備（法第二条第十四項に規定する需要開拓商品生産設備をいう。）の導入に該当するものを除く。）であって、その実施に長期資金（資金需要の期間が五年以上の資金をいう。第十六条において同じ。）の借入れを必要とするものとする。

一・二 （略）

● 「他の事業者から」としている用例

○中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～9 （略）

10 この法律において「経営力向上」とは、事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であって、現に有する経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）又は次に掲げるいずれかの措置（以下「事業承継等」という。）により他の事業者から取得した若しくは提供された経営資源を高度に利用するものを導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいう。

一～九 （略）

11～15 （略）

● 「～から導入（購入）」としている用例

○予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（前金払のできる経費の指定）

第五十七条 会計法第二十二條の規定により前金払をすることができるのは、次に掲げる経費に限る。

ただし、第八号から第十五号までに掲げる経費について前金払をする場合においては、各省各庁の長は、財務大臣に協議することを要する。

- 一 外国から購入する機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は実験用材料の代価（購入契約に係る機械、機械部品、航空機、航空機部品、航空機専用工具、図書、標本又は実験用材料を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）

二～十五 （略）

● 「設備（設備等）の導入を行い（行う）」としている用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）（抄）

（事業再編の実施に関する指針）

第二十二條 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあっては、次項第三号に掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業再編の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 （略）

三 事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は生産性向上設備等の導入を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関（第三十七條第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第三十五條第一項において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

四 （略）

3 （略）

● 「行い又は・・・行わせ」としている用例

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（労働基準主管局長等の権限）

第九十九條 （略）

2～5 （略）

6 労働基準主管局長及び都道府県労働局長は、下級官庁の権限を自ら行い、又は所属の労働基準監督官をして行わせることができる。

● 「～に委託して～を行わせ」としている用例

○児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、第二十六条第一項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

②～⑫ （略）

● 「設備の維持管理」としている用例

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

（公募占用計画の提出）

第十四条 （略）

2 公募占用計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～九 （略）

十 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法

十一 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第一号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項

十二～十五 （略）

3・4 （略）

● 「設備の機能を維持するために重要（必要）」としている用例

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（通信方法等）

第六十一条 無線局の呼出し又は応答の方法その他の通信方法、時刻の照合並びに救命艇の無線設備及び方位測定装置の調整その他無線設備の機能を維持するために必要な事項の細目は、総務省令で定める。

● 「～を通じて～が～される」としている用例

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（抄）

（観光地形成促進計画の作成等）

第六条 （略）

2 （略）

3 前項各号に掲げる事項のほか、観光地形成促進計画には、同項第三号の措置の実施を通じて国内外からの観光旅客の来訪が促進されることにより見込まれる効果を定めるよう努めるものとする。

4～8 （略）

● 「設備の操作」としている用例

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～五 （略）

六 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受けたものをいう。

● 「主務省令で定めるところにより、・・・主務省令で定める書類を添付して、～を主務大臣に届け出なければならない」としている用例

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（変更の届出）

第一百七十一条 商品取引清算機関は、第百六十八条第一項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項（本店の所在地を除く。）に変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める書類を添付して、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

● 「導入に関する計画」と規定した上で「導入等計画（導入計画）」と略称を設けている用例

● 第二項柱書の全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項

3～5 （略）

● 「設備の概要」としている用例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

第十条 前条の登録を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。以下この章及び第百十八条第四号において同じ。）にあつては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
 - 三 業務区域
 - 四 電気通信設備の概要
 - 五 その他総務省令で定める事項
- 2 （略）

● 「導入の内容及び時期」としている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項

3～5 （略）

● 役務の性質（継続性の有無）に応じて時期と期間を使い分けている用例

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

（個別信用購入あつせん関係販売業者等による書面の交付）

第三十五条の三の八 個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は、個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約を締結したときは、遅滞なく、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該契約に関する次の事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一～三 （略）

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期（当該契約が特定継続的役務提供等契約であるときは、役務の提供期間又は権利の行使により受けることができる役務の提供期間）

五～九 （略）

● 「管理の委託の（管理の）内容及び（又は）期間」としている用例

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（非常災害の場合における国土交通大臣による港湾施設の管理等）

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理の全部又は一部を、期間を定めて、自ら行うことができる。この場合においては、第五十四条第一項及び第五十四条の二第一項の規定は、適用しない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により港湾施設の管理を開始したときは、遅滞なく、当該港湾施設を管理する期間その他国土交通省令で定める事項を告示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により港湾施設の管理を自ら行う場合において、同項の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況、当該港湾管理者における業務の実施体制その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該管理の内容又は期間を変更するものとする。

4・5 （略）

● 新たな追加以外を含めた意味で「変更を加え」を用いている用例

○財政法（昭和二十二年法律第三十四号）（抄）

第二十九条 内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。

一 （略）

二 予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合

● 「〇〇（法に基づき作成が義務付けられた書類）に変更を加え」としている用例

○港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）（抄）

（臨港地区）

第三十八条 （略）

2～6 （略）

7 港湾管理者は、第五項の要求があつた場合において臨港地区の区域の案に必要な変更を加えたとき又は前項の通知を受けたときでなければ、第一項の臨港地区を定めてはならない。

8・9 （略）

第五十三条（特定重要設備の導入等に関する経過措置関係）

- 「・・・の規定は、・・・者については、・・・間は、適用しない」の用例

○日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）（抄）

（商号についての経過措置）

第十九条 道路会社法第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

- 「・・・者については、・・・から六月間は、・・・に関する限り、（・・・の規定は）適用しない」の用例

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（準空気銃の所持の禁止）

第二十一条の三 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、準空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃であつて空気銃に該当しないもののうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人を傷害し得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）を所持してはならない。

一～四 （略）

2 （略）

附 則 （平成一八年五月二四日法律第四一号）

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に準空気銃（この法律による改正後の第二十一条の三第一項に規定する準空気銃をいう。以下同じ。）を所持している者又はその者から当該準空気銃の改造（準空気銃に該当しない物とするための改造に限る。次項において同じ。）を委託された者については、この法律の施行の日から六月間は、当該準空気銃に関する限り、同条の規定は、適用しない。

- 「指定の日から×月間は、（・・・の規定は、）適用しない」の用例

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）（抄）

（指定区間に係る経過措置）

第十九条の二の四 一の区間が指定区間となつた際現に当該区間を含む航路において事業を営む一般旅客定期航路事業者については、当該区間の指定の日（以下「指定日」という。）から二月間は、第八条第三項及び第五項の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条第三項の認可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 前項の一般旅客定期航路事業者であつて、指定日前に第十五条第一項の規定による事業の休止又は廃止の届出をしたものについては、同条第二項の規定は、適用しない。

3 一の区間が指定区間でなくなつた際現にされている第十一条の二第二項の規定による当該区間に係

る船舶運航計画の変更の認可の申請は、同条第一項の規定によりした届出とみなす。

- 「・・・の規定は、・・・を定める（省令）の改正により新たに・・・となった・・・については、当該・・・が・・・となった日から×月間は、適用しない」の用例

○水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）（抄）

（改善命令等）

第十三条 都道府県知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 都道府県知事は、その汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、当該排出水に係る指定地域内事業場の設置者に対し、期限を定めて、当該指定地域内事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

4 前項の規定は、第二条第二項若しくは第三項の施設を定める政令、第四条の二第一項の地域を定める政令又は第四条の五第一項の規模を定める環境省令の改正により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場については、当該工場又は事業場が指定地域内事業場となつた日から六月間は、適用しない。

第五十四条（導入計画書の変更等）関係

- 「事業者は、・・・〇〇省令で定める重要な変更をしようとするときは、〇〇大臣に届け出なければならない。」としている用例
- 「・・・前に、・・・について変更しようとするときは、・・・なければならない。」の用例
- 「期間の終了前に」の用例
- 変更内容の重要性に応じて、事前届出、事後届出等の手続を書き分けて規定している用例

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

（供給区域の変更）

第八条 一般送配電事業者は、第六条第二項第五号に掲げる事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条及び前条の規定は、前項の許可（同条の規定にあつては、供給区域の減少に係るものを除く。）に準用する。

（電気工作物等の変更）

第九条 一般送配電事業者は、第六条第二項第六号に掲げる事項について経済産業省令で定める重要な変更をしようとするときは、経済産業大臣に届け出なければならない。

2 一般送配電事業者は、第六条第二項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき、又は同項第六号に掲げる事項の変更（前項に規定するものを除く。）をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした一般送配電事業者は、その届出が受理された日から二十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般送配電事業者の一般送配電事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出の内容がその届出をした一般送配電事業者の一般送配電事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その届出をした一般送配電事業者に対し、その届出を受理した日から二十日以内に限り、その届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。

（参考）

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）（抄）

（許可の申請）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役。第六条第二項第三号において同じ。）の氏名

三 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

四 供給区域

五 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項

- イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧
- ロ 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧
- ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力
- ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

2 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(許可証)

第六条 経済産業大臣は、第三条の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 許可の年月日及び許可の番号
- 二 商号及び住所
- 三 取締役の氏名
- 四 主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地
- 五 供給区域
- 六 一般送配電事業の用に供する電気工作物に関する次に掲げる事項
 - イ 送電用のものにあつては、その設置の場所、電気方式、設置の方法、回線数、周波数及び電圧
 - ロ 配電用のものにあつては、その電気方式、周波数及び電圧
 - ハ 変電用のものにあつては、その設置の場所、周波数及び出力
 - ニ 発電用のものにあつては、その設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力

○軌道法施行令（昭和二十八年政令第二百五十八号）（抄）

(起業目論見書の記載事項についての変更)

第四条 法第三条の特許を受けた軌道経営者が、工事施行の認可を受ける前に、起業目論見書の記載事項について変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な事項については、所管地方運輸局長を経由して国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

2・3 (略)

○特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）（抄）

(特定都市鉄道整備準備金)

第八条 認定事業者は、第六条第一項の規定により各事業年度について積み立てる特定都市鉄道整備積立金の額に相当する金額を、当該事業年度において、特定都市鉄道整備準備金として積み立てなければならない。

2 認定事業者は、整備事業計画の期間の終了後（当該期間の終了前に国土交通省令で定める事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じた後）、国土交通省令で定めるところにより、前項の規定により積み立てた特定都市鉄道整備準備金を取り崩さなければならない。

第五十五条（特定基幹設備の導入等後等の勧告及び命令）関係

● 条見出しにおいて「～後等の勧告及び命令」としている用例

○浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)（抄）

（設置後等の水質検査についての勧告及び命令等）

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

● 全体構造の用例

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条 （略）

2～4 （略）

5 財務大臣及び事業所管大臣は、第三項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合において、同項の規定による審査をした結果、第一項の規定による届出に係る対内直接投資等が国の安全等に係る対内直接投資等に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該対内直接投資等の届出をしたものに対し、政令で定めるところにより、当該対内直接投資等に係る内容の変更又は中止を勧告することができる。ただし、当該変更又は中止を勧告することができる期間は、当該届出を受理した日から起算して第三項又は次項の規定により延長された期間の満了する日までとする。

6～14 （略）

● 事業所管大臣が事前に確認したものについて、事後的にも命令することを認めている用例

○電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（工事の計画）

第十五条 石油パイプライン事業者は、第五条第一項又は第八条第一項の許可に係る事業用施設についての工事であつて主務省令で定めるものに関し、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を申請しなければならない。ただし、事業用施設についての工事を必要としない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限までにしなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、

同項の認可をしなければならない。

一 第五条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところによるものであること。

二 その事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 天災その他やむを得ない理由により第二項の期限までに第一項の認可を申請することができないと認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる。

5 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、同項の認可に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 石油パイプライン事業者は、第一項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

8 第三項及び第五項の規定は、第六項の認可に準用する。

(工事の計画等)

第十九条 石油パイプライン事業者は、事業用施設についての工事のうち、第十五条第一項本文に規定するもの以外のものであつて主務省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な工事又は災害による復旧工事その他緊急を要する工事については、この限りでない。

2 石油パイプライン事業者は、前項の認可を受けた場合において、当該事業用施設について、その工事を完成したときは、遅滞なく、主務大臣の検査を申請しなければならない。

3 石油パイプライン事業者は、第一項ただし書に規定する工事をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 第十五条第三項の規定は第一項の認可に、同条第六項から第八項までの規定は第一項の認可に係る工事の計画の変更に、第十六条第二項の規定は第二項の検査に、同条第六項の規定は第二項の事業用施設に準用する。

(事業用施設の維持等)

第二十五条 石油パイプライン事業者は、事業用施設を第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 主務大臣は、事業用施設が第十五条第三項第二号の技術上の基準に適合していないと認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、その技術上の基準に適合するように事業用施設を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

3 主務大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、石油パイプライン事業者に対し、事業用施設の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

● 「できることとなった」の用例

○商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

(取引の臨時的開始等の届出)

第百七条 商品取引所は、商品市場ごとに、商品市場を開設することができることとなつた日以後最

初にその取引を行つたとき、及び臨時に取引を開始し、若しくは終了し、又はその停止をし、若しくはその停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(監督上の処分)

第二百三十六条 主務大臣は、商品先物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引業者の第百九十条第一項の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて商品市場における取引若しくは商品先物取引業の停止を命ずることができる。

一～五 (略)

六 正当な理由がないのに、商品先物取引業を開始することができることとなつた日から三月以内にその業務を開始しないとき、又は引き続き三月以上その業務を休止したとき。

七 (略)

2 (略)

● 「国際情勢の変化」としている用例

○財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第百九号) (抄)

(財政構造改革の趣旨)

第二条 財政構造改革は、人口構造の高齢化等我が国の経済社会情勢の変化、国際情勢の変化等国及び地方公共団体の財政を取り巻く環境が大きく変容している中で、国及び地方公共団体の財政が危機的状況にあることを踏まえ、将来に向けて更に効率的で信頼できる行政を確立し、安心して豊かな福祉社会及び健全で活力ある経済を実現することが緊要な課題であることにかんがみ、経済構造改革を推進しつつ、財政収支を健全化し、これに十分対応できる財政構造を実現するために行われるものとする。

● 「～の変化その他の事情の変更により」としている用例

○借地借家法(平成三年法律第九十号) (抄)

(借地条件の変更及び増改築の許可)

第十七条 建物の種類、構造、規模又は用途を制限する旨の借地条件がある場合において、法令による土地利用の規制の変更、付近の土地の利用状況の変化その他の事情の変更により現に借地権を設定するにおいてはその借地条件と異なる建物の所有を目的とすることが相当であるにもかかわらず、借地条件の変更につき当事者間に協議が調わないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、その借地条件を変更することができる。

2～6 (略)

● 「事情の変更により・・・と認めるに至ったときは」としている用例

○国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律(平成二十五年法律第四十八号) (抄)

(終局決定の変更)

第百十七条 子の返還を命ずる終局決定をした裁判所(その決定に対して即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定(第百七条第二項の規定による決定を除く。以下この項において同じ。))をしたときは、当該抗告裁判所は、子の返還を命ずる終局決定が確定した

後に、事情の変更によりその決定を維持することを不当と認めるに至ったときは、当事者の申立てにより、その決定（当該抗告裁判所が当該即時抗告を棄却する終局決定をした場合にあっては、当該終局決定）を変更することができる。ただし、子が常居所地国に返還された後は、この限りでない。

2～6 （略）

- 「・・・は、～の規定による届出があった場合において当該（その）届出に係る～が・・・おそれがあると認めるときは、当該（その）届出をした××に対し、・・・必要な措置をとるべきこと（とることを）を勧告することができる。」としている用例

○大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）（抄）

（届出対象区域内における建築等の届出等）

第二十八条 特定被災市町村は、計画区域のうち、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができる。

2・3 （略）

4 届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他内閣府令で定める事項を特定被災市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 （略）

5 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち内閣府令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、内閣府令で定めるところにより、その旨を特定被災市町村長に届け出なければならない。

6 特定被災市町村長は、前二項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が復興整備事業の実施に支障となるおそれがあると認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。

7 （略）

- 「××され、又は××されるおそれが大きい（おそれがあり）」としている用例

○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「再資源化解体」とは、船舶の全部又は一部を原材料又は部品その他製品の一部として利用することができる状態にするために行う解体（船舶の沈没若しくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合その他やむを得ない場合において行われるものを除く。）をいう。

2～7 （略）

第五十六条（勧告及び命令の手続等）関係

- 「〇〇大臣は、・・・の規定による勧告（通告）をし、又は・・・の規定による命令をしようとするとき（場合）は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。」としている用例

○外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号）（抄）

（協議）

第五条 国土交通大臣は、第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定による通告をし、又は前条第一項の規定による命令をしようとする場合は、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 「・・・に定めるもののほか、・・・勧告の手続その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。」としている用例

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（対内直接投資等の届出及び変更勧告等）

第二十七条 （略）

2～11 （略）

12 第五項から前項までに定めるもののほか、対内直接投資等に係る内容の変更又は中止の勧告の手続その他これらの勧告に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条（主務大臣の責務）関係

● 条見出しにおいて「主務大臣の責務」としている用例

○消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）

（内閣総理大臣及び主務大臣の責務）

第三十三条 内閣総理大臣及び主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

● 「〇〇大臣は、・・・情報を（・・・）提供しよう努めるものとする。」としている用例

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）（抄）

（土砂災害緊急情報の通知及び周知等）

第三十一条 （略）

2 都道府県知事又は国土交通大臣は、土砂災害緊急情報のほか、緊急調査により得られた情報を、都道府県知事にあつては関係のある市町村の長に、国土交通大臣にあつては関係のある都道府県及び市町村の長に随時提供しよう努めるものとする。

● 国が事業者に対し情報を提供することができる用例

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）（抄）

（情報の提供）

第二十七条 国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者に対し、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に利用することができる港湾に関する情報を提供するものとする。

第五十八条（報告の徴収等）関係

● 全体構造の用例

○特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(令和二年法律第三十八号)
(抄)

(報告及び検査)

第十二条 経済産業大臣は、第四条第一項の規定による指定及び前条第二項の規定による指定の取消しを行うために必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者に対し、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る事業の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、その取引に関し報告をさせ、又はその職員に、特定デジタルプラットフォーム提供者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 経済産業大臣は、第六条第一項及び第四項、第八条第一項並びに第十条第三項の規定の施行に必要な限度において、商品等提供利用者に対し、その取引に関し報告をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五十九条（資料の提出等の要求）関係

● 全体構造の用例

○電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号) (抄)

(資料の提出等の要求)

第六十六条の十五 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため必要
があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明そ
の他の必要な協力を求めることができる。

第六十条（特定重要技術研究開発指針関係）

- 「××大臣は、・・・に関する基本指針を定めるものとする。」としている用例

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）

（基本指針）

第四条 農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～5 （略）

- 基本指針（基本方針）に「・・・に関する基本的な方向」「・・・の指定に関する基本的な事項」「前各号に掲げるもののほか、・・・に関し必要な事項」を定め、閣議決定することとしている用例

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（抄）

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向
- 二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）
- 三 注視区域内にある土地等の利用の状況等についての調査に関する基本的な事項
- 四 注視区域内にある土地等の利用者（所有者又は所有権以外の権原に基づき使用若しくは収益をする者をいう。以下同じ。）に対する勧告及び命令に関する基本的な事項（当該勧告及び命令に係る重要施設の施設機能又は国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容に関する事項を含む。）
- 五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

- 指針に「・・・に当たって配慮すべき事項」を定めることとしている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項
 - イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項
 - ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項
 - ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

- 3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。
- 5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

● 基本方針に基づき指針を定めることとしている用例

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（障害者活躍推進計画作成指針）

第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進（次項、次条及び第七十八条第一項第二号において「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者活躍推進計画（次項において「障害者活躍推進計画」という。）の作成に関する指針（以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

● 基本指針（基本方針）に「（規定）の××の××に関する基本的な事項」を定めることとしている用例

○湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（抄）

（湖沼水質保全基本方針）

第二条 （略）

2 湖沼水質保全基本方針には、次の事項を定めるものとする。

一 湖沼の水質の保全に関する基本構想

二 第四条第一項の湖沼水質保全計画の策定、第二十五条第一項の流出水対策地区の指定、第二十九条第一項の湖辺環境保護地区の指定その他指定湖沼の水質の保全のための施策に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、湖沼の水質の保全に関する重要事項

3～6 （略）

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）（抄）

第三条 主務大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（以下単に「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～三 （略）

四 次条第一項に規定する拠点計画の同条第三項の認定に関する基本的な事項

五 第十二条第一項に規定する地域計画の同条第四項の認定に関する基本的な事項

六・七 （略）

3・4 （略）

● 「研究開発の促進」としている用例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（中小企業の復興及び再生のための施策）

第七十七条 国は、原子力災害による被害を受けた福島の中小企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島の地方公共団体が行う資金の確保、人材の育成、生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

● 「研究開発の××及びその成果の活用」としている用例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（研究開発の推進等のための施策）

第八十六条 国は、認定福島復興再生計画（第七条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条において同じ。）の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

● 「適切な活用を図る」としている用例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

● 「××に規定する××の指定」としている用例

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

（所掌事務）

第四条 （略）

2 （略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三の五 （略）

三の六 総合特別区域法第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関すること、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関すること、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援利子補給金の支給に関すること、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関すること、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関すること、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援利子補給金の支給に関すること並びに総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

● 「内外の社会経済情勢及び××の動向」としている用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

（委員）

第三十三条 委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

● 「研究開発の動向」としている用例

○特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律（平成十年法律第五十三号）

（基本方針）

第三条 主務大臣は、特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する内外における研究開発の動向を勘案して、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第六十一条（国の施策関係）

● 「重要なもの」としている用例

○鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）

（鉱業権者による定期検査）

第十六条 鉱業権者は、特定施設であつて保安の確保上特に重要なものとして経済産業省令で定めるものについては、経済産業省令の定めるところにより、定期に、検査を行い、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

● 「なり得る」としている用例

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）

（定義等）

第六十一条の九 内閣総理大臣、各省大臣（自衛隊法第三十一条第一項の規定により自衛隊員の任免について権限を有する防衛大臣を含む。）、会計検査院長、人事院総裁その他機関の長であつて政令で定めるもの（以下この条及び次条において「各大臣等」という。）は、幹部職員の候補となり得る管理職員（同法第三十条の二第一項第七号に規定する管理隊員を含む。次項において同じ。）としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員（自衛隊員（自衛官を除く。）を含む。同項において同じ。）を育成するための課程（以下「幹部候補育成課程」という。）を設け、内閣総理大臣の定める基準に従い、運用するものとする。

2 （略）

● 「先端的な技術」としている用例

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）

（定義等）

第二条

1～3 （略）

4 この法律において「先端的区域データ活用事業活動」とは、官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術、同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術、同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術を用いて役務の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことにより新たな事業の創出又は事業の革新を図る事業活動（第三十七条の八において「先端的技術利用事業活動」という。）であつて、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業の実施主体から区域データの提供を受け、当該区域データを活用して、当該事業活動の対象となる区域内の住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るものをいう。

5・6 （略）

● 「不当に利用」としている用例

○国家戦略特別区域法（明治四十年法律第七号）

（上場会社等の役員等の短期売買利益の返還）

第百六十四条 上場会社等の役員又は主要株主がその職務又は地位により取得した秘密を不当に利用することを防止するため、その者が当該上場会社等の特定有価証券等について、自己の計算においてそ

れに係る買付け等をした後六月以内に売付け等をし、又は売付け等をした後六月以内に買付け等をして利益を得た場合においては、当該上場会社等は、その利益を上場会社等に提供すべきことを請求することができる。

2～9 (略)

○建設業法（昭和二十四年法律第百号）

（不当に低い請負代金の禁止）

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

● 「技術を用いた××」としている用例

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

（先進船舶導入等促進基本方針）

第三十九条の十 国土交通大臣は、先進船舶（液化天然ガスを燃料とする船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の研究開発、製造及び導入（以下「先進船舶の導入等」という。）の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「先進船舶導入等促進基本方針」という。）を定めるものとする。

2～5 (略)

● 「物資若しくは役務」としている用例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（生活関連物資等の価格の安定等）

第五十九条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）、国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）、物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

● 「依存」としている用例

○下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）

（定義）

第二条 1～4 (略)

5 この法律において「特定下請事業者」とは、下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定下請取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定親事業者」とは、特定下請事業者についての当該特定の親事業者をいう。

6 (略)

● 「行為によって××場合において」としている用例

○労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第十二条の四 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

② （略）

● 「安定的に」としている用例

○大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）

（大学等の確認）

第七条 （略）

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 （略）

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三・四 （略）

3 （略）

● 「××を生ずるおそれがあるもの」としている用例

○武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（令和元平成十六年法律第百十六号）

（留置物件の保管等）

第四十二条 （略）

2 外国軍用品審判所は、留置物件のうち、人の生命又は財産を害する急迫した危険を生ずるおそれがあるものを廃棄することができる。

● 「研究開発の促進」としている用例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（中小企業の復興及び再生のための施策）

第七十七条 国は、原子力災害による被害を受けた福島の中企業の復興及び再生を推進するため、中小企業の振興のために福島の地方公共団体が行う資金の確保、人材の育成、生産若しくは販売又は役務の提供に係る技術の研究開発の促進その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

● 「研究開発の××及びその成果の活用」としている用例

○福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）

（研究開発の推進等のための施策）

第八十六条 国は、認定福島復興再生計画（第七条第二項第六号に掲げる事項に係る部分に限る。次条

において同じ。)の実施を促進するため、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発その他の先端的な研究開発の推進及びその成果の活用を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

● 「適切な活用を図る」としている用例

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）

第十三条 個人番号利用事務実施者は、本人又はその代理人及び個人番号関係事務実施者の負担の軽減並びに行政運営の効率化を図るため、同一の内容の情報が記載された書面の提出を複数の個人番号関係事務において重ねて求めることのないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用を図るように努めなければならない。

● 「図るための指針を××定めるものとする」としている用例

○犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号） （犯罪被害者等の支援）

第二十二条 1～3 （略）

4 国家公安委員会は、第一項又は前項の規定に基づき警察本部長等又は公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

5・6 （略）

● 「必要な資金の確保、～その他の措置を講ずるよう努めるものとする」としている用例

○旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

第九条の二 国及び地方公共団体は、営業者に対し、旅館業の健全な発達を図り、並びに旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進するため、必要な資金の確保、助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

● 「必要な情報の提供～その他の（必要な）措置を講ずるよう努めるものとする」としている用例

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

（中小企業者に対する配慮）

第二十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

● 「人材の養成及び資質の向上」としている用例

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

（国等の努力義務）

第四条 国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整

理、分析及び提供、助言その他の援助、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

第六十二条（協議会関係）

● 協議会を組織するとともに、その構成員に守秘義務を課している用例

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条 第二十八条第一項に規定するサイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（次項において「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）
- 二 地方公共団体又はその組織する団体
- 三 重要社会基盤事業者又はその組織する団体
- 四 サイバー関連事業者又はその組織する団体
- 五 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体
- 六 その他本部長等が必要と認める者

3 協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 協議会の庶務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）

（消費者安全確保地域協議会）

第十一条の三 国及び地方公共団体の機関であつて、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの（以下この条において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、病院、教育機関、第十一条の七第一項の消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者を構成員として加えることができる。

（協議会の事務等）

第十一条の四 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。

2 協議会の構成員（次項において単に「構成員」という。）は、前項の協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があつた場合その他の内閣府令で定

める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

(秘密保持義務)

第十一条の五 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第十一条の六 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

● 協議会の組織において庶務を処理する者を規定していない用例

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）

(事業協議会)

第五十四条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会(以下この条において「事業協議会」という。)を組織することができる。

2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。

3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。

4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。

● 「資金を交付する」としている用例

○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百二十六号）

(交付金)

第三十八条 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

● 「××する各大臣」としている用例

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

(命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあっては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。)は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 (略)

● 「者を代表する者」としている用例

○たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）

（葉たばこ審議会）

第七条 （略）

2・3 （略）

4 委員は、耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けて、会社の代表者が委嘱する。

5・6 （略）

● 「××として相当と認められる者」としている用例

○民事執行法（昭和五十四年法律第四号）

（立会人）

第七条 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者（以下「執行官等」という。）は、人の住居に立ち入って職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるものに会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときも、同様とする。

● 「代表する者の同意を得て」としている用例

○確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）

（確定給付企業年金の実施）

第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下「規約」という。）を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

● 「情報の収集、整理及び分析」としている用例

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）

（科学的知見の充実のための措置）

第二十七条 国は、外来生物による生態系等に係る被害及びその防止に関する科学的知見の充実を図るため、これらに関する情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

● 「促進のための方策」としている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（昭和五十九年法律第六十八号）

第六条 （略）

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ (略)

三 (略)

3～5 (略)

● 「内容及び成果」としている用例

○特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）

（役職員の報酬、給与等の特例等）

第六条 (略)

2 前項に規定するもののほか、特定国立研究開発法人の専ら研究開発に従事する職員（以下この項において「研究者等」という。）の給与その他の処遇については、研究者等が行う研究開発の内容及び成果についての国際的評価を勘案するとともに、優秀な人材の確保並びに若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮して行うものとする。

● 「成果の取扱い」としている用例

○中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）

（国の施策）

第九条 国は、中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化を促進するため、中小企業者と大学、高等専門学校等との連携による人材の育成、知的財産の適切な保護及び活用、研究開発の成果の取扱いに係る取引慣行の改善その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

● 「情報を適正に管理するために必要な措置」としている用例

○統計法（平成十九年法律第五十三号）

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。

一～五 (略)

2 (略)

● 「情報の適正な管理」としている用例

○牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成十五年法律第七十二号）

（目的）

第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

● 協議会において構成員に協力を求め「この場合において、当該構成員は、～。」としている用例

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条（略）

2（略）

3 協議会は、第一項の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

4～6（略）

● 「資料の提供、説明、～」としている用例

○食品表示法（平成二十五年法律第七十号）

（内閣総理大臣への資料提供等）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣又は財務大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

● 協力の求め等に対して「××に××よう努めるものとする。」としている用例

○独立行政法人統計センター法（平成十一年法律第二百十九号）

（地方公共団体との協力）

第十二条 センターは、国勢調査等の製表を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、当該国勢調査等に関して統計法第十六条の規定により地方公共団体が処理することとされた事務（次項において「地方公共団体統計事務」という。）を処理する地方公共団体に対し、協力を求めることができる。

2 センターは、地方公共団体から地方公共団体統計事務の処理に関し協力を求められたときは、センターの業務の遂行に著しい支障がない限り、その求めに応じるよう努めるものとする。

○武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）

（地方公共団体及び事業者の責務）

第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から武力攻撃事態等において行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるものとする。

○生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）

（支援会議）

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に係る団体、当該支援に係る職務に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

2（略）

- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5・6 (略)

● 協力の求めを行う相手方を複数規定しその相手方の対応を規定している用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置）

第二十一条 (略)

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関は、その業務に係る国民の保護のための措置を実施するため特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は地方公共団体の長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
- 3 (略)

● 「構成員であるものを除く。」としている用例

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

第二十二条 (略)

- 2・3 (略)
- 4 国家戦略特別区域会議は、区域計画に国家戦略開発事業(都市計画法第三十二条第二項の規定による協議を要するものに限る。)を定めようとするときは、あらかじめ、同項に規定する公共施設を管理することとなる者その他同項の政令で定める者(当該国家戦略特別区域会議の構成員であるものを除く。)に協議しなければならない。

第六十三条（指定基金関係）

- 「大臣は、××基金として指定することができる。」としている用例

○厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）

（清算型基金の指定）

第十九条 厚生労働大臣は、事業年度の末日における年金給付等積立金の額が責任準備金相当額に政令で定める率を乗じて得た額を下回ることその他その事業の継続が著しく困難なものとして政令で定める要件に適合する存続厚生年金基金であつて、この項の規定による指定の日までに業務の運営について相当の努力をしたものとして政令で定める要件に適合すると認めたものを清算型基金として指定することができる。

2～10 （略）

- 「大臣は、××に基づき、××として指定することができる。」としている用例

○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）

（海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定）

第八条 経済産業大臣及び国土交通大臣は、基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であつて次に掲げる基準に適合するものを、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができる。

一～六 （略）

2～7 （略）

- 「国は、予算の範囲内において、××基金に充てる資金を補助することができる。」としている用例

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）

（国庫補助等）

第五条 国は、廃棄物処理法第十三条の十二に規定する適正処理推進センターが、廃棄物処理法第十三条の十三第五号に掲げる業務であつて特定支障除去等事業に係るものを行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該業務に係る廃棄物処理法第十三条の十五第一項に規定する基金に充てる資金を補助することができる。

2 （略）

- 「国は、××大臣が指定するもの～を補助することができる。」としている用例

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

第八条 国は、前条に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で国土交通大臣が当該事業に関する主務大臣と協議して指定するものに要する経費については、関係地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

- 「××は、××の指定をするときは、あらかじめ、××に協議しなければならない。」としている用例

○幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）

（沿道整備道路の指定）

第五条 都道府県知事は、幹線道路網を構成する道路（高速自動車国道以外の道路にあつては、都市計画において定められたものに限る。第四項において同じ。）のうち次に掲げる条件に該当する道路について、道路交通騒音により生ずる障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため必要があると認めるときは、区間を定めて、国土交通大臣に協議し、その同意を得て、沿道整備道路として指定することができる。

一～三 （略）

2 （略）

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路及びこれと密接な関連を有する道路の道路管理者、関係市町村並びに都道府県公安委員会に協議しなければならない。

4～6 （略）

● 内閣総理大臣が財務大臣や関係行政機関の長に協議している用例

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

（沖縄振興基本方針）

第三条の二 （略）

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、沖縄振興審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5・6 （略）

○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）

（業務の管掌）

第四十七条 （略）

2 内閣総理大臣は、ロケット落下等損害賠償補償契約を締結しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

● ××大臣が××大臣やその他関係行政機関の長に協議している用例

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）

（特別事業計画の認定）

第四十五条 機構は、第四十二条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしようとする場合において、当該資金援助に係る資金交付に要する費用に充てるため第四十八条第二項の規定による国債の交付を受ける必要があり、又はその必要が生ずることが見込まれるときは、運営委員会の議決を経て、当該資金援助の申込みを行った原子力事業者と共同して、当該原子力事業者による損害賠償の実施その他の事業の運営及び当該原子力事業者に対する資金援助に関する計画（以下「特別事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を受けなければならない。

2～4 （略）

5 主務大臣は、第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 （略）

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）

（指定）

第四条 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号（以下この項及び附則第二条において「第千三百七十三号決議」という。）に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の各号のいずれにも該当する者（前条第一項の規定により公告された者（現に名簿に記載されている者に限る。第九条において同じ。）を除く。）を、第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとする。

一・二 （略）

2 国家公安委員会は、前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）をするため必要があると認めるときは、外務大臣、外国為替及び外国貿易法第十六条第一項の主務大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

3・4 （略）

● 「当該××に係る××」としている用例

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）

（入札を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等の指定）

第四条 経済産業大臣は、供給することができる再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格（以下「供給価格」という。）の額についての入札により第九条第三項の認定を受けることができる者を決定することが、再生可能エネルギー電気の利用に伴う電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるときは、次条から第八条までの規定による手続を実施する再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る再生可能エネルギー発電設備に係る所管に応じて農林水産大臣、国土交通大臣又は環境大臣に協議し、かつ、調達価格等算定委員会の意見を聴かなければならない。この場合において、経済産業大臣は、調達価格等算定委員会の意見を尊重するものとする。

3～5 （略）

○地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）

（協議）

第十九条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項を定め、又は第十三条若しくは第十四条第一項の規定による命令をし、若しくは第十五条の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、当該表示の基準となるべき事項又は当該命令に係る土壌改良資材の製造の事業を所管する大臣（農林水産大臣を除く。）に協議しなければならない。

● 「大臣は、××と共同して、」としている用例

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針）

第二条の四 法務大臣は、基本方針にのっとり、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長並びに国家公安委員会、

外務大臣及び厚生労働大臣(以下この条において「分野所管行政機関の長等」という。)と共同して、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、当該産業上の分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針(以下「分野別運用方針」という。)を定めなければならない。

2～5 (略)

- 「××から××までの規定は、××協議会について準用する。この場合において、××とあるのは、××と読み替えるものとする。」としている用例

○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

(ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の二 河川管理者は、その管理する一級河川に設置された第四十四条第一項に規定するダム又は河川管理施設であるダム(次項及び次条において「利水ダム等」という。)の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、ダム洪水調節機能協議会を組織するものとする。

- 2 ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 河川管理者
 - 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者
 - 三 関係都道府県知事
 - 四 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者
- 3 第一項の規定によりダム洪水調節機能協議会を組織する河川管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号及び第三号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 ダム洪水調節機能協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 ダム洪水調節機能協議会において協議が調った事項については、ダム洪水調節機能協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、ダム洪水調節機能協議会の運営に関し必要な事項は、ダム洪水調節機能協議会が定める。

(都道府県ダム洪水調節機能協議会)

第五十一条の三 河川管理者は、その管理する二級河川に設置された利水ダム等の洪水調節機能の向上を図るために必要な協議を行うため、都道府県ダム洪水調節機能協議会を組織することができる。

- 2 都道府県ダム洪水調節機能協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 河川管理者
 - 二 利水ダム等に係る水利使用に関し第二十三条又は第二十六条第一項の許可を受けた者
 - 三 関係行政機関、関係市町村長その他の河川管理者が必要と認める者
- 3 前条第三項から第七項までの規定は、都道府県ダム洪水調節機能協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「前項第二号及び第三号」とあるのは「同条第二項第二号」と読み替えるものとする。

- 読み替えにおける項の規定順の参考とした用例

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)

第三十一条 (略)

- 2 鉱業法第五十三条の二第二項及び第四項から第八項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第二項及び第七項中「前条」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第二十一条第九項」と、「鉱区」とあるのは「鉱区若しくは租鉱区」と、同条第二項中「鉱業権」とあるのは「鉱業権若しくは租鉱権」と、同条第四項中「補償金及び前項の規定による負担金」とあるのは「補償金」と、同条第五項中「補償金の増額又は負担金の減額」とあるのは「補償金の増額」と、同条第六項及び第七項中「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と読み替えるものとする。

第六十四条（調査研究関係）

- 「××は、～を図るために必要な調査及び研究を行うものとする」としている用例

○予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）

（国等の責務）

第二十三条 1～3 （略）

- 4 国は、予防接種による免疫の獲得の状況に関する調査、予防接種による健康被害の発生状況に関する調査その他予防接種の有効性及び安全性の向上を図るために必要な調査及び研究を行うものとする。
- 5 （略）

- 「××は、××を、その××を適切に実施することができるものとして××で定める基準に適合する者に委託することができる」とした上で守秘義務を課している用例

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

（職業指導等の措置等）

第二十二条 （略）

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 法律等において委託の相手方に係る基準を規定している用例

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）

（特定医療機器に関する記録及び保存）

第六十八条の五 （略）

2・3 （略）

- 4 特定医療機器承認取得者等は、その承認を受けた特定医療機器の一の品目の全てを取り扱う販売業者その他の厚生労働省令で定める基準に適合する者に対して、記録等の事務の全部又は一部を委託することができる。この場合において、特定医療機器承認取得者等は、あらかじめ、当該委託を受けようとする者の氏名、住所その他の厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5・6 （略）

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（疫学的調査等）

第百八条の二 （略）

- 2 厚生労働大臣は、疫学的調査等の実施に関する事務の全部又は一部を、疫学的調査等について専門的知識を有する者に委託することができる。
- 3・4 （略）

○水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）

（業務の委託）

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2～8 （略）

● 「者（法人に限る。）」としている用例

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（認定）

第八条 匿名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。

2～5 （略）

（認定）

第二十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業を行おうとする者（法人に限る。）は、申請により、当該事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（希少種保全動植物園等の認定）

第四十八条の四 動植物園等を設置し、又は管理する者（法人に限る。）は、申請により、次の各号のいずれにも適合していることについて、動植物園等ごとに、環境大臣の認定を受けることができる。

一～五 （略）

2～5 （略）

● 「内外の社会経済情勢及び××の動向」としている用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

（委員）

第三十三条 委員会の委員は、内外の社会経済情勢及び革新的事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

● 「専門的な調査及び研究」としている用例

○独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）

（業務の範囲）

第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1～5 （略）

6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。

●「情報を収集し、整理し、及び保管する」としている用例

○国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）

（業務の範囲）

第二十三条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

1～6（略）

7 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。

8～12（略）

●「内外の連携」としている用例

○国土形成計画法（昭和二十五年法律第二百五号）

（国土形成計画の基本理念）

第三条 国土形成計画は、我が国及び世界における人口、産業その他の社会経済構造の変化に的確に対応し、その特性に応じて自立的に発展する地域社会、国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会、安全が確保された国民生活並びに地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土を実現するよう、我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、当該施策に係る国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定めるものとする。

2（略）

●「情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足る能力を有すること」を基準としている用例

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（認定）

第八条（略）

2（略）

3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

一～三（略）

四 申請者が、前号に規定する医療情報等及び匿名加工医療情報の安全管理のための措置を適確に実施するに足る能力を有すること。

5・6（略）

● 国の業務を委託することができると規定し、当該受託者に守秘義務を課している用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

(独立行政法人情報処理推進機構等の行う業務等)

第二十八条 (略)

- 2 主務大臣は、第二十二条第五項（第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の調査及び第二十六条第一項の確認をするために必要な調査を、情報処理推進機構その他データの安全管理に関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該調査を確実に実施することができるものとして政令で定める法人（次項及び第四項並びに第三十条第一項において「情報処理推進機構等」という。）に行わせることができる。
- 3 主務大臣は、特定革新的データ産業活用事業者においてデータの安全の確保に係る重大な事態が生じた場合において、必要があると認めるときは、情報処理推進機構等に、その原因究明のための調査を行わせることができる。
- 4 (略)
- 5 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 第二項又は第三項の規定により調査の委託を受けた法人の役員又は職員であって当該委託に係る調査に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

● 名称を定義した上で、その事務を「当該委託」として受けている用例

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

(指定事務受託法人)

第十一条の二 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であって厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができるものと認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定事務受託法人」という。）に委託することができる。

一 第九条第一項、第十条第一項並びに前条第一項及び第二項に規定する事務（これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。）

二 その他厚生労働省令で定める事務（前号括弧書に規定するものを除く。）

- 2 指定事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3～6 (略)

● 「関係行政機関の長は、委託を受けた者からの求めに応じて、必要な情報及び資料の提供を行うことができる」としている用例

○国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）

(国土交通大臣の援助)

第二十三条の四 国土交通大臣は、国土調査を行う者（第十条の規定により国土調査の実施を委託された者が国土調査を実施する場合にあつては、当該者を含む。）からの求めに応じて、必要な情報及び資料の提供、国土調査の実施に関する助言を行う者の派遣又はあつせんその他必要な援助を行うことができる。

第六十五条（特許出願非公開基本指針）関係

● 全体構造の用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）（抄）

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項

三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行うために必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十五条において「公庫」という。）及び第十三条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次条第四項及び第九条第四項において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

● 基本指針（基本方針）を閣議決定することとしている用例

● 基本指針（基本方針）に「・・・に関する基本的な方向」「・・・に関する基本的な事項」「前各号に掲げるもののほか、・・・に関し必要な事項」を定めることとしている用例

○重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）（抄）

第四条 政府は、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本的な方向

二 注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項（当該指定に関し経済的社会的観点から留意すべき事項を含む。）

三～四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

● 「閣議の決定を求めるものとする」としている用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）（抄）

（革新的事業活動実行計画）

第六条 政府は、新技術等実証、革新的データ産業活用その他の革新的事業活動の促進に関する施策（次項において「革新的事業活動関連施策」という。）の集中的かつ一体的な推進及び迅速かつ確実な実施を図るため、革新的事業活動に関する実行計画（以下「革新的事業活動実行計画」という。）を作成するものとする。

2・3 （略）

4 内閣総理大臣は、革新的事業活動実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。

5 政府は、革新的事業活動実行計画を作成したときは、これを公表するものとする。

6～9 （略）

● 基本方針に基づき指針を定めることとしている用例

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（障害者活躍推進計画作成指針）

第七条の二 厚生労働大臣は、国及び地方公共団体が障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することの推進（次項、次条及び第七十八条第一項第二号において「障害者である職員の職業生活における活躍の推進」という。）に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、障害者雇用対策基本方針に基づき、次条第一項に規定する障害者活躍推進計画（次項において「障害者活躍推進計画」という。）の作成に関する指針（以下この条及び次条第一項において「障害者活躍推進計画作成指針」という。）を定めるものとする。

2・3 （略）

● 「明細書、特許請求の範囲又は図面」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

第十七の二 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。）に記載した事項の範囲

内においてしなければならない。

4～6 (略)

● 「公にすることにより」としている用例

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）

第六条の五 対策本部長は、港湾施設の利用指針を定めたときは、関係する指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関及び指定公共機関に通知するとともに、公にすることにより国の安全が害されるおそれがある事項を除き、その内容を公示するものとする。

● 「行われる行為」としている用例

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

第三十一条 (略)

2 (略)

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第四項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4～8 (略)

● 「国家及び国民の安全」としている用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

(目的)

第一条 この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、デジタル社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障（国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

第六十六条（内閣総理大臣への送付）関係

● 「特許庁長官は、××に送付」としている用例

○商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）

第六十八条の三 特許庁長官は、国際登録出願の願書及び必要な書面を議定書第二条（１）に規定する国際事務局（以下「国際事務局」という。）に送付しなければならない。

2～4 (略)

● 「技術の分野～に属する発明」としている用例

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）

（登録調査機関の登録等）

第三十六条 特許庁長官は、その登録を受けた者（以下「登録調査機関」という。）に、特許出願の審査に必要な調査のうちその特許出願に係る発明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関するものであって政令で定めるもの及び出願公開の際に必要な調査のうち願書に添付した要約書の記載が特許法第三十六条第七項の規定に適合しているかどうかについてのもの（以下「調査業務」という。）を行わせることができる。

2 （略）

● 「××協定第○条に規定する～分類」としている用例

○商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）

（商品及び役務の区分）

第二条 商標法第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分は、別表のとおりとし、各区分に属する商品又は役務は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定第一条に規定する国際分類に即して、経済産業省令で定める。

○商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）

（商品及び役務の区分）

第六条 商標法施行令（昭和三十五年政令第十九号）第二条の規定による商品及び役務の区分（以下「商品及び役務の区分」という。）に属する商品又は役務は、別表のとおりとする。

別表（第六条関係）

第一類	一 化学品
	(一) 無機酸類
	亜硫酸 塩化スルホン酸 塩酸 過塩素酸 混酸 硝酸 タングステン酸 ほう酸 よう素酸 硫酸 りん酸
	(二) アルカリ類
	アンモニア水 か性カリ か性ソーダ 消石灰 水酸化アルミニウム 水 酸化カルシウム 水酸化セリウム 水酸化バリウム 水酸化マグネシウム
...	...

● 「これに準じて」としている用例

○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

（約定劣後再生債権の届出がある場合における認可等の特則）

第百七十四条の二 第百七十二条の三第二項本文の規定により再生計画案の決議を再生債権を有する者と約定劣後再生債権を有する者とに分かれて行う場合において、再生債権を有する者又は約定劣後再生債権を有する者のいずれかについて同条第一項各号のいずれかに掲げる同意を得られなかったため再生計画案が可決されなかったときにおいても、裁判所は、再生計画案を変更し、その同意が得られなかった種類の債権を有する者のために、破産手続が開始された場合に配当を受けることが見込まれる額を支払うことその他これに準じて公正かつ衡平に当該債権を有する者を保護する条項を定めて、再生計画認可の決定をすることができる。

2～3 （略）

● 括弧外の事項を括弧内で政令に定める条件に該当する場合に、政令の要件に該当するものに限ることとしている用例

○都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）

第八十八条 立地適正化計画の区域のうち当該立地適正化計画に記載された居住誘導区域外の区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）であって住宅その他の人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行うもの（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあつては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）又は住宅等を新築し、若しくは建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るものを除く。）を行おうとする者は、これらの行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一～四 （略）

2～4 （略）

○都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）

（建築等の届出の対象となる住宅の戸数等の要件）

第三十三条 法第八十八条第一項の政令で定める戸数は、三戸とする。

2 法第八十八条第一項の政令で定める規模は、〇・一ヘクタールとする。

● 「産業の発達」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

（目的）

第一条 この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。

● 「政令に定める要件に該当する」としている用例

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）

（情報通信産業特別地区における事業の認定）

第三十条 提出情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域において設立され、当該区域内において特定情報通信事業を営む法人は、当該区域内に本店又は主たる事務所を有するものであること、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当する旨の沖縄県知事の認定を受けることができる。

2～4

● 「政令で定める要件」としている用例

○土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

（申請によらない土地改良事業）

第八十七条の二 （略）

2・3 （略）

4 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により、同項第二号の事業のうち施設更新事業（当該施設更新事業に係る土地改良施設又は当該土地改良施設と一体となつて機能を発揮する土地改良施設の管理を内容とする第二条第二項第一号の事業を行う土地改良区が存する場合において、当該施設更新事業に係る土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区管理区域（当該土地改良区が現に行つている土地改良区管理施設の管理を内容とする同号の事業の施行に係る地域としている区域をいう。以下この項において同じ。）内の土地に係る当該土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものとして政令で定める要件に適合するものに限る。）に係る土地改良事業の計画を定めようとする場合においては、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる同意をもつて前項の三分の二以上の同意に代えることができる。

○土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）

（同意徴集手続を簡素化することができる申請によらない施設更新事業の要件）

第五十条の二の七 法第八十七条の二第四項の政令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、当該下欄に定める要件とする。

一 法第八十七条の二第四項第一号に掲げる場合	第四十八条の二各号に掲げる要件
二 法第八十七条の二第四項第二号に掲げる場合	第四十八条の三各号に掲げる要件。この場合において、同条第一号中「第四十八条第三項」とあるのは「第八十七条の二第四項」と、「現行管理区域」とあるのは「土地改良区管理区域」と、同条第二号イ及び第三号中「現行管理区域」とあるのは「土地改良区管理区域」とする。

● 「技術の水準」としている用例

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

（国際船舶の譲渡等の届出）

第四十四条の二 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本船舶であつてその輸送能力、航海の態様、運航体制の効率性、運航に必要とされる技術の水準等からみて本邦と外国との間において行われる海上輸送（以下「国際海上輸送」という。）の確保上重要なものとして国土交通省令で定める船舶（以下「国際船舶」という。）を、外国人等に譲渡又は貸渡しをしようとするときは、国土交通省令の定める手続により、当該譲渡又は貸渡しをしようとする日の二十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。ただし、貸渡しをしようとする場合においてその期間が国土交通省令で定める期間未満であるときは、この限りでない。

● 「××の状況」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（職務発明）

第三十五条 （略）

2～4 （略）

5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。

6～7 （略）

● 「～ないことが明らかであると認めるときは」としている用例

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

（懲戒の請求、調査及び審査）

第五十八条 （略）

2～3 （略）

4 綱紀委員会は、第二項の調査により、第一項の請求が不適法であると認めるとき若しくは対象弁護士等につき懲戒の手続を開始することができないものであると認めるとき、対象弁護士等につき懲戒の事由がないと認めるとき又は事案の軽重その他情状を考慮して懲戒すべきでないことが明らかであると認めるときは、懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする議決をする。この場合において、弁護士会は、当該議決に基づき、対象弁護士等を懲戒しない旨の決定をしなければならない。

5～6 （略）

● 「前項と同様とする。～も、同様とする。」としている用例

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）

第四十九条の二 クレジットカード番号等取扱業者若しくはクレジットカード番号等取扱受託業者又はこれらの役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者が、その業務に関して知り得たクレジットカード番号等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、提供し、又は盗用したときは、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人を欺いてクレジットカード番号等を提供させた者も、前項と同様とする。クレジットカード番号等を次の各号のいずれかに掲げる方法で取得した者も、同様とする。

一・二 （略）

3・4 （略）

● 「～の区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める～のうち最も～」としている用例

○石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）

（甲種普通化学消防車）

第九条 特定事業者は、その特定事業所が次の表の上欄に掲げる特定事業所に該当する場合には、当該特定事業所に係る自衛防災組織に、同表の上欄に掲げる特定事業所の区分に応じ、同表の下欄に定める台数（当該特定事業所が同表の上欄に掲げる特定事業所の区分の二以上に該当するときは、その該当する区分に係る同表の下欄に定める台数のうち最も多い台数）に相当する台数の甲種普通化学消防車（毎分二千百リットル以上の放水能力を有する化学消防自動車で総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けなければならない。ただし、前条第二項又は第十二条の規定により当該自衛防災組織に甲種普通化学消防車又は同条に規定する乙種普通化学消防車を備え付けなければならないものとされる場合には、総務省令で定めるところにより、この条の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき甲種普通化学消防車を備え付けず、又は当該台数を減ずることができる。

● 「翻訳文が提出された」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第百八十四条の六 国際特許出願に係る国際出願日における願書は、第三十六条第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 （略）

3 第百八十四条の四第二項又は第六項の規定により条約第十九条（1）の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

● 「特許出願の分割の日」「出願の変更の日」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

第三十六条の二 （略）

2 前項の規定により外国語書面及び外国語要約書面を願書に添付した特許出願（以下「外国語書面出

願」という。)の出願人は、
その特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十四条第一項において同じ。)から一年四月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、当該外国語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

3～8 (略)

第六十七条（内閣総理大臣による保全審査）関係

● 「発明の内容」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

（出願公開の効果等）

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2～6 （略）

● 「あらかじめ、××の同意を得なければならない」としている用例

○文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

（管理団体による管理）

第三十二条の二 （略）

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

● 「あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる」としている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第七条 （略）

2～3 （略）

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 （略）

● 「××に関与する〇〇」としている用例

○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（通訳人の立会い等）

第二百五十四条 口頭弁論に関与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

2 (略)

● 「正当な理由がなく、～秘密を漏らし、又は盗用してはならない」としている用例

○サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）

（サイバーセキュリティ協議会）

第十七条 (略)

2～3 (略)

4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

5～6 (略)

● 「××をしようとする場合には」としている用例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百六十三条の三 (略)

②～④ (略)

⑤ 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

● 「通知を受けた日から××日以内」としている用例

○実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

（審判の請求の取下げ）

第三十九条の二 (略)

2 (略)

3 審判の請求人が前条第五項の規定による通知を受けたときは、前項の規定にかかわらず、その通知を受けた日から三十日以内に限り、その審判の請求を取り下げることができる。

4～6 (略)

● 「××が相当でないと認めるときは、～ことができる」としている用例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第二百九十二条の二 (略)

2～6 (略)

7 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

第六十八条（審査中の発明公開の禁止）関係

- 「～までの間は××してはならない」としている用例

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十七条 開発許可を受けた開発区域内の土地においては、前条第三項の公告があるまでの間は、
建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。

- 「特許出願を放棄し、～又は」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（特許出願の放棄又は取下げ）

第三十八条の五 （略）

- 2 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

第六十九条（保全審査の打ち切り）関係

● 「違反したと認めるとき」としている用例

○国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）

第七十九条 運用職員が前条の規定に違反したと認めるときは、厚生労働大臣は、その職員に対し国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づく懲戒処分をしなければならない。

● 「不当な目的でみだりに××をしたと認めるとき」としている用例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（認可協会によるあつせん）

第七十七条の二 （略）

2 認可協会は、前項の規定による申立てを受けたときは、学識経験を有する者であつてその申立てに係る争い（以下この条において「事件」という。）の当事者と特別の利害関係のない者をあつせん委員として選任し、当該あつせん委員によるあつせんに付するものとする。ただし、あつせん委員は、事件がその性質上あつせんを行うのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申立てをしたと認めるときは、あつせんを行わないものとする。

3～9 （略）

● 「〇〇を却下するものとする」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（不適法な手続の却下）

第十八条の二 特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする。ただし、第三十八条の二第一項各号に該当する場合は、この限りでない。

2 （略）

第七十条（保全指定）関係

- 「審査の結果、～と認めたときは」としている用例

○公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）

（審査の請求）

第二十五条 （略）

2～3 （略）

4 国土交通大臣は、前二項の規定による審査の結果、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めたときは同項の規定による処分をし、また、土木建築に関する工事の請負を業とする者又は測量の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認めたときは第二十一條第一項の規定による処分若しくは必要な指示をし、又は適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 「指定をするときは、当該指定の日から指定の日から起算して○年を超えない範囲内においてその～期間を定める」としている用例
- 「××で定めるところにより、○年を超えない範囲内において～期間を延長する」としている用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

（指定の有効期間及び解除）

第四条 行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3～7 （略）

第七十一条（保全指定をしない場合の通知）関係

● 「旨を通知するものとする」としている用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

第五条

- 2 警察庁長官は、指定をした場合において、当該指定に係る特定秘密（第七条第一項の規定により提供するものを除く。）で都道府県警察が保有するものがあるときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

第七十二条（特許出願の取下げ等の制限）関係

● 「～までの間は、××ことができない」としている用例

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

（審査の請求）

第三十七条の三 （略）

2～5 （略）

6 第三百六十四条第五項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該固定資産について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

● 「特許出願を放棄し、又は取り下げる」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（特許出願の放棄又は取下げ）

第三十八条の五 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

第七十三条（保全対象発明の実施の制限）関係

● 「××を〇〇から示された者」としている用例

○不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）

（罰則）

第二十一条 （略）

一～二 （略）

三 営業秘密を営業秘密保有者から示された者であつて、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、次のいずれかに掲げる方法でその営業秘密を領得した者

四～九 （略）

2～12 （略）

● 「××の防止の観点から」としている用例

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）

（大都市の特例）

第七十九条の三 第二章及び第三章（第二十九条第三項、第二十九条の二第一項、第三十条、第三十一条第二項並びに第三十一条の二第一項及び第三項を除く。）並びに第三十九条の十一、第四十九条の三十（第四十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の三十五、第五十六条の四第三項（第五十六条の六の十四第四項及び第五十六条の八第三項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条、第六十四条、第六十五条第一項及び第七十四条の規定により都道府県知事が処理することとされている事務（公共安全の維持又は災害の発生の防止の観点から都道府県知事が当該都道府県の区域にわたり一体的に処理することが指定都市の長が処理することに比して適当であるものとして政令で定めるものを除く。）は、指定都市においては、指定都市の長が処理するものとする。この場合においては、この法律中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

● 「××のために必要な条件を付することができる」としている用例

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

（指定又は許可の条件）

第六十二条の二 （略）

2 第三条第一項若しくは第四十四条第一項の指定又は第十三条第一項、第二十三条第一項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十二条第一項若しくは第六十一条の三第一項の許可には、国際規制物資の用途又は譲渡の制限その他国際約束を実施するために必要な条件を付することができる。

3 （略）

● 「～に付された条件に違反」としている用例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（引受業務の一部の許可の取消し）

第五十九条の五 内閣総理大臣は、第五十九条第一項の許可を受けた外国証券業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消すことができる。

一 （略）

二 法令（外国の法令を含む。）、当該法令に基づく行政官庁の処分又は当該許可若しくはその本店の所在する国において受けている登録等（第二十九条の登録と同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）をいう。第六十条の三第一項第一号ロにおいて同じ。）に付された条件に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められるとき。

三 （略）

2 （略）

第七十四条（保全対象発明の開示禁止）関係

- 「正当な理由がある場合を除き、××してはならない」としている用例

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

第六十八条の二 （略）

- 3 職務上特定核燃料物質の防護に関する秘密を知ることのできた国の行政機関又は地方公共団体の職員及びこれらの職員であつた者は、正当な理由がなく、その秘密を漏らしてはならない。

第七十五条（保全対象発明の適正管理措置）関係

● 「情報の取扱い」としている用例

○武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）
第百六十七条

2 （略）

3 前項に規定するもののほか、捕虜収容所における被収容者に関する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

● 「情報の漏えい防止のために」としている用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

（定義）

第二条 （略）

2～17 （略）

18 この法律において「技術等情報漏えい防止措置」とは、技術及びこれに関する研究開発の成果、生産方法その他の事業活動に有用な情報の漏えいの防止のために事業者が実施する措置をいう。

19～30 （略）

● 「～のために必要かつ適切なものとして」としている用例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

（安全管理措置）

第百五十条の五 匿名診療等関連情報利用者は、匿名診療等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名診療等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

● 「措置を講じさせなければならない」としている用例

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

（武力攻撃災害への対処）

第九十七条 （略）

2～4 （略）

5 内閣総理大臣は、この法律に規定するもののほか、前項の規定による要請があったときは、対策本部長の求めに応じ、同項の武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせなければならない。

● 「××の指示に従い、～なければならない」としている用例

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

（河川の従前の機能の維持）

第四十四条 ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するため第二十六条第一項の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいう。第五十一条の二及び第五十一条の三を除き、以下同じ。）で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状

態が変化し、洪水時における従前の当該河川の機能が減殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 (略)

第七十六条（発明共有事業者の変更）関係

● 「××に新たに～を認める」としている用例

○特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）

第二十五条 国土交通大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第二十三条の規定による許可又は同法第二十三条の二の規定による登録の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占有を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができる。

2 （略）

● 「あらかじめ、～の承認を受けなければならない」としている用例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～8 （略）

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10～11 （略）

● 「～ときは、遅滞なく、××に〇〇を届け出なければならない」としている用例

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）

（個体等登録機関の遵守事項等）

第二十四条 （略）

2～3 （略）

4 個体等登録機関は、前項ただし書の事項について変更したときは、遅滞なく、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

5～11 （略）

● 「変更の内容を届け出なければならない」としている用例

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

（個体等登録機関の遵守事項等）

（臨時の医療施設等）

第三十一条の二 （略）

2～6 （略）

7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以

内に、当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

第七十七条（保全指定の解除等）関係

● 「継続する必要があると認めるとき」としている用例

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

（退院）

第五十八条の十二 都道府県知事は、措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときは、すみやかに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該麻薬中毒者医療施設の管理者の意見を聞くものとする。

2 （略）

● 「指定を解除する」としている用例

○地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）

（地方債についての関与の特例）

第五条の四 （略）

2 総務大臣は、前項第四号から第六号までの規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、政令で定めるところにより、当該指定を解除するものとする。

3～7 （略）

● 「又は××の期間が満了したとき」としている用例

○刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）

第九十八条 保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は刑事施設職員は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを刑事施設に収容しなければならない。

第七十八条（外国出願の禁止）関係

● 「日本国内でした」としている用例

○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）

附 則 抄
（経過措置）

- 2 第六条及び第七条の規定は、この法律の施行前にした麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律（平成三年法律第九十三号。以下この項において「法律第九十三号」という。）による改正前の麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法又は覚せい剤取締法の罪に当たる行為（日本国外でした行為であって日本国内でしたとしたならばこれらの罪に当たるものを含む。）であって、この法律の施行後にしたとしたならば薬物犯罪に当たるもの（以下この項において「薬物犯罪行為」という。）により得た財産若しくは薬物犯罪行為の報酬として得た財産並びにこの法律の施行前にした法律第九十三号による改正前の麻薬及び向精神薬取締法第六十八条若しくは第六十九条の四、大麻取締法第二十四条の五、あへん法第五十四条の二又は覚せい剤取締法第四十一条の七（同法第四十一条の二第一項第五号及び第六号に係る部分を除く。）の罪に当たる行為（日本国外でした行為であって日本国内でしたとしたならばこれらの罪に当たるものを含む。）により提供された資金に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合においては、これらの財産及び資金は、薬物犯罪収益とみなす。

● 「～を受けた場合を除き」としている用例

○農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）

第十一条の六十五 （略）

- ② 前項の規定は、同項の農業協同組合又はその子会社が、担保権の実行による株式又は持分の取得その他の農林水産省令で定める事由により、特定事業会社である国内の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該農業協同組合又はその子会社は、合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権については、当該農業協同組合があらかじめ行政庁の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

③～⑦ （略）

第七十九条（外国出願の禁止に関する事前確認）関係

● 「××し得る〇〇」としている用例

○銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）

（定義）

第二条 この法律において「銃砲」とは、けん銃、小銃、機関銃、砲、獵銃その他金属性弾丸を発射する機能を有する装薬銃砲及び空気銃（圧縮した気体を使用して弾丸を発射する機能を有する銃のうち、内閣府令で定めるところにより測定した弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるものをいう。以下同じ。）をいう。

2 （略）

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（自己資本規制比率）

第四十六条の六 金融商品取引業者は、資本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の、保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額に対する比率（以下「自己資本規制比率」という。）を算出し、毎月末及び内閣府令で定める場合に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2～3 （略）

● 「××しようとする者は、〇〇に対し、～について、確認を求めることができる」としている用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

（解釈及び適用の確認）

第十条 新技術等実証を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新技術等実証に係る新技術等関係規定（当該新技術等実証に係る新技術等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下同じ。）の規定をいう。以下同じ。）の解釈及び当該新技術等実証に対する当該新技術等関係規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 （略）

● 「遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする」としている用例

○生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）

（解釈及び適用の確認）

第十条 （略）

2 前項の規定による求めを受けた主務大臣は、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

● 全体構造の用例

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

第一百七条 （略）

- 5 第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

第八十条（損失の補償関係）関係

● 全体構造の用例

○自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

（損失の補償）

第六十四条 国は国立公園について、都道府県は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項若しくは第二十二条第三項の許可を得ることができないため、第三十二条の規定により許可に条件を付されたため、又は第三十三条第二項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の規定による補償を受けようとする者は、国に係る当該補償については環境大臣に、都道府県に係る当該補償については都道府県知事にこれを請求しなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

4・5 （略）

（訴えの提起）

第六十五条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による決定に不服がある者は、その通知を受けた日から六月以内に訴えをもつて補償すべき金額の増額を請求することができる。

2 前項の訴えにおいては、国又は都道府県を被告とする。

第八十一条（後願者の通常実施権関係）関係

● 全体構造の用例

○特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者であつて、特許無効審判の請求の登録前に、特許が第二百十三条第一項各号のいずれかに規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許を無効にした場合における特許権又はその際現に存する専用実施権について通常実施権を有する。

- 一 同一の発明についての二以上の特許のうち、その一を無効にした場合における原特許権者
 - 二 特許を無効にして同一の発明について正当権利者に特許をした場合における原特許権者
 - 三 前二号に掲げる場合において、特許無効審判の請求の登録の際現にその無効にした特許に係る特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有する者
- 2 当該特許権者又は専用実施権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第八十二条（特許法等の特例）関係

- 「～した場合には、～ものとする。」としている用例

○健康保険法（大正十一年法律第七十号）

第六十三条 （略）

2～5 （略）

- 6 厚生労働大臣は、前項の規定により第二項第四号の申出に係る療養を患者申出療養として定めることとした場合には、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。

- 「～した場合における××の規定の適用については、同項中AとあるのはBとする。」としている用例

○破産法（平成十六年法律第七十五号）

第二百十四条 （略）

2～4 （略）

- 5 第一項第六号の規定により同号に掲げる破産債権に対する配当額を寄託した場合における第二百一条第五項の規定の適用については、同項中「その定めた配当額が同号に」とあるのは「その定めた配当額及び破産管財人が第二百十四条第一項第六号の規定により寄託した同号に掲げる破産債権に対する配当額の合計額が第百十一条第一項第四号に」と、「当該配当額」とあるのは「当該合計額」とする。

- 「～時又は～時のうちいずれか遅い時」としている用例

○特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）

第百八十四条 （略）

2～3

- 4 第四十一条第一項の先の出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第四十一条第一項から第三項まで及び第四十二条第一項の規定の適用については、第四十一条第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、同項中「同項」とあるのは「前項」と、同条第三項中「先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「先の出願の第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「について出願公開」とあるのは「について千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、第四十二条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「第百八十四条の四第六項若しくは実用新案法第四十八条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とする。

- 「～日から～を経過した日」としている用例

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第十六条

- 3 条例は、条例に特別の定があるものを除く外、公布の日から起算して十日を経過した日から、これを施行する。

第八十三条（勧告及び改善命令）関係

● 全体構造の用例

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（勧告及び命令）

第四十二条 個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十二條まで、第二十三条（第四項を除く。）、第二十四条、第二十五条、第二十六条（第二項を除く。）、第二十七条、第二十八条（第一項を除く。）、第二十九条第二項若しくは第三項、第三十条第二項、第四項若しくは第五項、第三十三条第二項若しくは第三十六条（第六項を除く。）の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 個人情報保護委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 個人情報保護委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二條まで、第二十三条第一項、第二十四条若しくは第三十六条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第三十八条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第八十四条（報告徴収及び立入検査）関係

● 全体構造の用例

○個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（報告及び立入検査）

- 第四十条 個人情報保護委員会は、前二節及びこの節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者等」という。）に対し、個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該個人情報取扱事業者等の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、個人情報等の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八十五条（送達）関係

- 「送達する書類」としている用例

- 特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

（送達）

第百八十九条 送達する書類は、この法律に規定するもののほか、経済産業省令で定める。

第八十六条（主務大臣等）関係

● 全体構造の用例

○特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）

（主務大臣等）

第三十四条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める大臣とする。

- 一 第十八条第二項の規定による報告、第二十九条第一項の規定による報告徴収（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による報告並びに第三十条第一項の規定による立入検査（特定特殊自動車の使用者に係るものに限る。）及び同条第四項の規定による報告に関する事項 環境大臣及び特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣
- 二 第二十八条第一項の規定による指針の策定及び公表並びに同条第三項の規定による報告に関する事項 特定特殊自動車を使用する事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 主務大臣は、第二十八条第一項の指針を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

● 「前章第×節」としている用例

○特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）

（主務大臣等）

第四十四条 第二章、第三章及びこの章における主務大臣は、政令で定めるところにより、総務大臣又は経済産業大臣とする。

2 第三十条における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 前章第二節又は第三節の規定の適用を受ける外国の適合性評価機関に関する事項については、総務大臣とする。
- 二 前章第四節の規定の適用を受ける外国の適合性評価機関に関する事項については、経済産業大臣とする。

3 第二章、第三章及びこの章における主務省令は、第一項に規定する政令で定める主務大臣の発する命令とする。

● 「製造、輸入又は販売の事業」の用例

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）

（販売の制限）

第百三十八条 ガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第百四十七条の規定により表示が付されているものでなければ、ガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

- 一 輸出用のガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を経済産業大臣に届け出たとき。
- 二 輸出用以外の特定の用途に供するガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、経済産業大臣の承認を受けたとき。
- 三 第百四十五条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係るガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

● 「事業を所管する大臣」の用例

○生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）
（主務大臣）

第六条 この法律における主務大臣は、政令で定めるところにより、特定物資の生産、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。

第八十七条（権限の委任）関係

- 「この章の規定に定める主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、その一部を～に委任することができる」としている用例

○港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）

（権限の委任）

第二十六条 この章（第二十三条を除く。）の規定に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

- 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

- 「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。」としている用例

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（権限の委任）

第四十四条 個人情報保護委員会は、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いの確保を図る必要があることその他の政令で定める事情があるため、個人情報取扱事業者等に対し、第四十二条の規定による勧告又は命令を効果的に行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、第四十条第一項の規定による権限を事業所管大臣に委任することができる。

- 2 事業所管大臣は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について個人情報保護委員会に報告するものとする。
- 3 事業所管大臣は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限について、その全部又は一部を内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十三条の地方支分部局その他の政令で定める部局又は機関の長に委任することができる。
- 4 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び第二項の規定による権限（金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。
- 5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限について、その一部を証券取引等監視委員会に委任することができる。
- 6 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第四項の規定により委任された権限（前項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 7 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第五項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。
- 8 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。
- 9 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の要求（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての審査請求は、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

第八十八条（行政手続法の適用除外）関係

● 全体構造の用例

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

（行政手続法の適用除外）

第五十五条の十三 第二十五条第一項、同条第二項若しくは第三項の規定に基づく命令若しくは同条第四項又は第四十八条第一項若しくは同条第二項の規定に基づく命令の規定による許可又はその取消しについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第八十九条（経過措置）関係

● 全体構造の用例

○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）

（経過措置）

第十九条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九十条（国際約束の誠実な履行）関係

● 全体構造の用例

○領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成20年法律第64号)

（国際約束の誠実な履行）

第十一条 この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない。

第九十一条（命令への委任）関係

● 全体構造の用例

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）

（命令への委任）

第四十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。

第九十二条関係

- 「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、××年以下の懲役若しくは××万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」としている用例

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 偽りその他不正の手段により第八条第一項、第九条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。）若しくは第二十八条の認定又は第十条第四項から第六項まで（これらの規定を第二十九条において準用する場合を含む。）の認可を受けたとき。
- 二 第九条第一項の規定に違反して第八条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。
- 三 第二十九条において準用する第九条第一項の規定に違反して第二十九条において準用する第八条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。
- 四 第三十七条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による命令に違反したとき。

○割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）

第五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第二号又は第三号の違反行為をした者から特定信用情報の提供を受けた者も、同様とする。

- 一 第三十五条の三の三十九（第三十五条の三の四十七第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 二 第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反して支払能力調査以外の目的のために加入指定信用情報機関に特定信用情報の提供を依頼し、又は加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を支払能力調査以外の目的に使用し、若しくは第三者に提供したとき。
- 三 第三十五条の三の五十九第二項の規定に違反して加入指定信用情報機関から提供を受けた特定信用情報を使用し、又は第三者に提供したとき。

- 「二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する」としている用例

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 「××の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、～たとき」としている用例

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第二項の規定に違反して、表示を付した者

二 第二十四条の六第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第五十三条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

● 「××の罪の未遂は、罰する」としている用例

○特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）

第二十四条 （略）

2 前項の罪の未遂は、罰する。

● 「××の罪は、日本国外においてこれらの×の罪を犯した者にも適用する」としている用例

○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

第四十八条 第四十四条、第四十五条、第四十六条（第四号（第三十七条第一項（第三十三条第一項、第三項及び第四項並びに第三十四条に係る部分を除く。）及び第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十六条の二及び前条（第二号に係る部分に限る。）の罪は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第九十三条関係

- 「～に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、××年以下の懲役又は××万円以下の罰金に処する」としている用例

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十四条関係

- 「～に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」としている用例

○火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～八 （略）

- 「××の規定に違反して××をしたときは、当該違反行為をした者は、××年以下の××又は××万円以下の罰金に処する」としている用例

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）

第二十三条 政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第九十五条関係

- 「次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する」としている用例

○クラスター弾等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成二十一年法律第八十五号）

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第三号に掲げる事項を変更した者
- 二 第十一条第一項の規定に違反した者

- 「××の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者」としている用例

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第八十二条 第七十二条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第九十六条関係

- 「次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する」としている用例

○海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十九条第一項又は第四十四条の二の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、譲渡又は貸渡しをしたとき。
- 二 第三十九条の十八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 三 第三十九条の三十の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 四 第三十九条の三十二第一項の規定による届出をしないで導入促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第三十九条の三十六の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 第三十九条の三十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

- 「××の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき」としている用例

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）

第五十条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録認定機関（当該登録認定機関が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 （略）
- 二 第二十六条第一項の規定による届出をしないで業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

- 「××の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき」としている用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

第百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十三条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二～四 （略）

- 「××の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資

料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」としている用例

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 （略）

● 「××の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき」としている用例

○産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

第一百五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第四十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三・四 （略）

第九十七条関係

● 全体構造の用例

○確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第九十八条関係

- 「当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する」としている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第三十五条 第十二条第二項又は第十六条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、当該違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

- 「××の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき」としている用例

○農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）

第百条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農林中央金庫の役員、支配人若しくは清算人、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者若しくは電子決済等代行業者（農林中央金庫代理業者、農林中央金庫電子決済等代行業者又は電子決済等代行業者が法人であるときは、その取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）又は認定農林中央金庫電子決済等代行事業者協会の理事、監事若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二～三十五 （略）

2 （略）

第九十九条関係

● 独立行政法人通則法第四十七条の規定に違反した場合の罰則の用例

○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により経済産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 第十一条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 三 第十九条第二項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して鉱害防止事業基金を運用したとき。

● 独立行政法人通則法第四十七条及びその罰則の用例

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）

（余裕金の運用）

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- 五 第十九条第五項若しくは第六項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたとき。
- 六 第三十条第三項、第三十二条第六項、第三十五条の三（第三十五条の八において準用する場合を含む。）、第三十五条の五第三項、第三十五条の六第九項、第三十五条の十第四項又は第三十五条の十二の規定による主務大臣の命令に違反したとき。
- 七 第三十二条第二項、第三十五条の六第三項若しくは第四項又は第三十五条の十一第三項若しくは第四項の規定による報告書の提出をせず、又は報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして報告書を提出したとき。

八 第三十八条第三項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書又は監査報告を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

九 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

十 第五十条の八第三項（第五十条の十一において準用する場合を含む。）又は第六十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

2 独立行政法人の子法人の役員が第十九条第七項又は第三十九条第三項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

● 「～ときは、その違反行為をした××の役員は、二十万円以下の過料に処する」としている用例

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）

第三十九条 第二十二条第一項の規定により国土交通大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則第四条関係

● 全体構造の用例

○株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）

（検討）

附則第五条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第五条～第七条関係

● 基金の設置に関する用例

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

（基金）

第二十七条の二 公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち別表第二に掲げるもの（次条第一項において「資金配分機関」という。）は、独立行政法人通則法第一条第一項に規定する個別法（第三十四条の六第一項及び第四十八条第一項において単に「個別法」という。）の定めるところにより、特定公募型研究開発業務（公募型研究開発に係る業務であって次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務をいう。）に要する費用に充てるための基金（以下単に「基金」という。）を設けることができる。

一 将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等に係る業務であって特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、当該基金に充てるものとする。

3 独立行政法人通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）

（基金の設置等）

第十六条の三 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条各号に掲げる業務のうち科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十七条の二第一項に規定する特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定する基金（次項及び次条第二項において「基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、基金に充てる資金を補助することができる。

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年十二月六日閣議決定による改正後のもの）

第二十九条 機構は、特定半導体生産施設整備等を促進するため次の業務を行う。

一 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 認定特定半導体生産施設整備等事業者が認定特定半導体生産施設整備等計画に従って特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の貸付けを行う金融機関に対し、利子補給金を支給すること。

三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

○特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律（令和三年十二月六日閣議決定による改正後のもの）

（業務の範囲）

第十五条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～十三 （略）

十四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条に規定する業務を行うこと。

（特定半導体基金の設置等）

第十六条の四 機構は、経済産業大臣が通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標において第十五条第十四号に掲げる業務（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十九条第一号及び第三号（第一号に係る部分に限る。）に掲げる業務に限る。）に関する事項を定めた場合には、当該業務に要する費用に充てるための基金（以下「特定半導体基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、特定半導体基金に充てる資金を補助することができる。

3 特定半導体基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、特定半導体基金に充てるものとする。

4 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、特定半導体基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

5 経済産業大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第十二条第四項又は同条第五項において準用する同法第十一条第五項の規定により交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

6 前項の規定による納付金の納付の手続き及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は政令で定める。

● 中期目標を定め、又は変更しようとするときに関係行政機関の長に協議をする用例

○独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

ニ 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

- ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。
- 二 有償の資金供与による協力（資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「有償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。
- イ 条約その他の国際約束に基づく有償資金協力として、開発途上地域の政府、政府機関若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）又は国際機関その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発途上地域の経済及び社会の開発に寄与し、かつ、我が国との経済交流を促進するため必要と認められる事業（これらの事業の準備のための調査又は試験的实施を含む。以下「開発事業」という。）の実施に必要な資金又は当該開発途上地域の経済の安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けること。
- ロ 我が国又は開発途上地域の法人その他の団体その他の外務大臣が指定する者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。
- 三 開発途上地域の政府等若しくは国際機関又は法人その他の団体に対して行われる無償の資金供与による協力（政府の決定に基づき、資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下「無償資金協力」という。）に関する次の業務を行うこと。
- イ 条約その他の国際約束に基づく無償資金協力（機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣がその実施のために必要な業務の全部又は一部を自ら行うものとして指定するものを除く。）の実施のために必要な業務を行うこと。
- ロ イに規定する無償資金協力以外の無償資金協力のうち、その適正な実施を確保するために機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものに係る契約の締結に関し、調査、あつせん、連絡その他の必要な業務を行うとともに、当該契約の履行状況に関し必要な調査を行うこと。
- 四 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の開発又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号及び第四十二条第二項第三号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。
- イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。
- ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。
- ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。
- （１） 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修
- （２） 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣
- （３） 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与
- ニ 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。
- 五 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じ一貫して実施するため、次の業務を行うこと。
- イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

六 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

七 第一号、第四号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

八 前各号に掲げる業務に関連して必要な調査及び研究を行うこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 （略）

（協議）

第四十二条 外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 通則法第二十条第二項の規定により監事を任命しようとするとき。

二 第十七条第一項第一号に掲げる業務に関し、第三十一条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十五条第三項の規定による承認をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、関係行政機関の長（第一号及び第二号の場合にあっては、財務大臣を除く。）に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる業務に関し、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第十三条第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる業務に関し、通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第十三条第一項第四号ハの業務に関し、機構が国民等の協力活動を志望するものに委託して行う事業として適当なものを認めようとするとき。

3 外務大臣は、第十三条第一項第二号に規定する業務に関し、第一号から第四号までの場合にあっては財務大臣及び経済産業大臣に、第五号及び第六号の場合にあっては経済産業大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第二号の規定により貸付け又は出資を受ける者を指定しようとするとき。

二 第四十条第一項の規定により必要な措置をとることを求めようとするとき。

三 通則法第二十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

四 通則法第二十八条第二項の規定により外務省令を定めようとするとき。

五 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

六 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

4 外務大臣は、第十三条第一項第二号イの業務に関し、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務（次条第一項において「管理業務」という。）に関するものを除く。）について関係行政機関の長の意見を聴かななければならない。

一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき 同条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項

二 通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき 同条第二項第一号、第二号及び第八号に掲げる事項

附則第九条関係

- 「同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする」の用例

○健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

附則第八十条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ介護保険法（平成九年法律第百二十三号）ノ規定ニ依ル納付金ノ納付ヲ含ム以下之ニ同ジ）及」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ經理ヲ明確ニスル為、」に、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金」を「健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百五十五条ノ規定ニ依ル保険料（任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク）」に、「健康保険法（大正十一年法律第七十号）ノ」を「健康保険法ノ」に改め、「、事業運営安定資金ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金」を削り、「同事業経営上ノ保険給付費、高齢者の医療の確保に関する法律ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利息子」を「全国健康保険協会ヘノ交付金」に、「並ニ同事業」を「及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」及び「及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金」を削る。

第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」を削り、「健康保険事業及厚生年金保険事業」を「此等ノ業務及事業」に、「此等ノ事業」を「此等ノ業務及事業」に改め、「、健康保険事業ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ翌年度ノ歳入ニ繰入ルベシ

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第九条第一項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削り、「又ハ」の下に「健康勘定及」を加え、同条第二項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条を削り、第十一条ノ二を第十一条とする。

第十三条第一項中「事業運営安定資金及」を削る。

第十八条ノ六を削り、第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、第十八条ノ七を次のように改める。

第十八条ノ七 削除

第十八条ノ八第一項中「昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ」を削り、「乃至第八項」を「及第三項」に改め、同条第三項及び第五項から第八項までを削り、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利子ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「（昭和五十七年法律第八十号）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

● 「経済政策」の用例

○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）（抄）

（政府との関係）

第四条 日本銀行は、その行う通貨及び金融の調節が経済政策の一環をなすものであることを踏まえ、それが政府の経済政策の基本方針と整合的なものとなるよう、常に政府と連絡を密にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

附則第十一条関係

● 「他省及び～の所掌に属するものを除く」の用例

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）（抄）

（沖縄振興局の所掌事務）

第六条 沖縄振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 略

三 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。

四・五 略

● 「総合的かつ効果的な推進」の用例

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～七 略

八 地域再生（地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

九～三十 略